

## 6. 地域の概況及び社会経済情勢

### 6.1 一般項目

#### 6.1.1 人口

計画地が位置する世田谷区における近年5年間の人口の推移は、表 6.1-1 に、計画地の位置は、図 6.1-1 に示すとおりである。

世田谷区の人口は、近年増加傾向である。

表 6.1-1 人口の推移

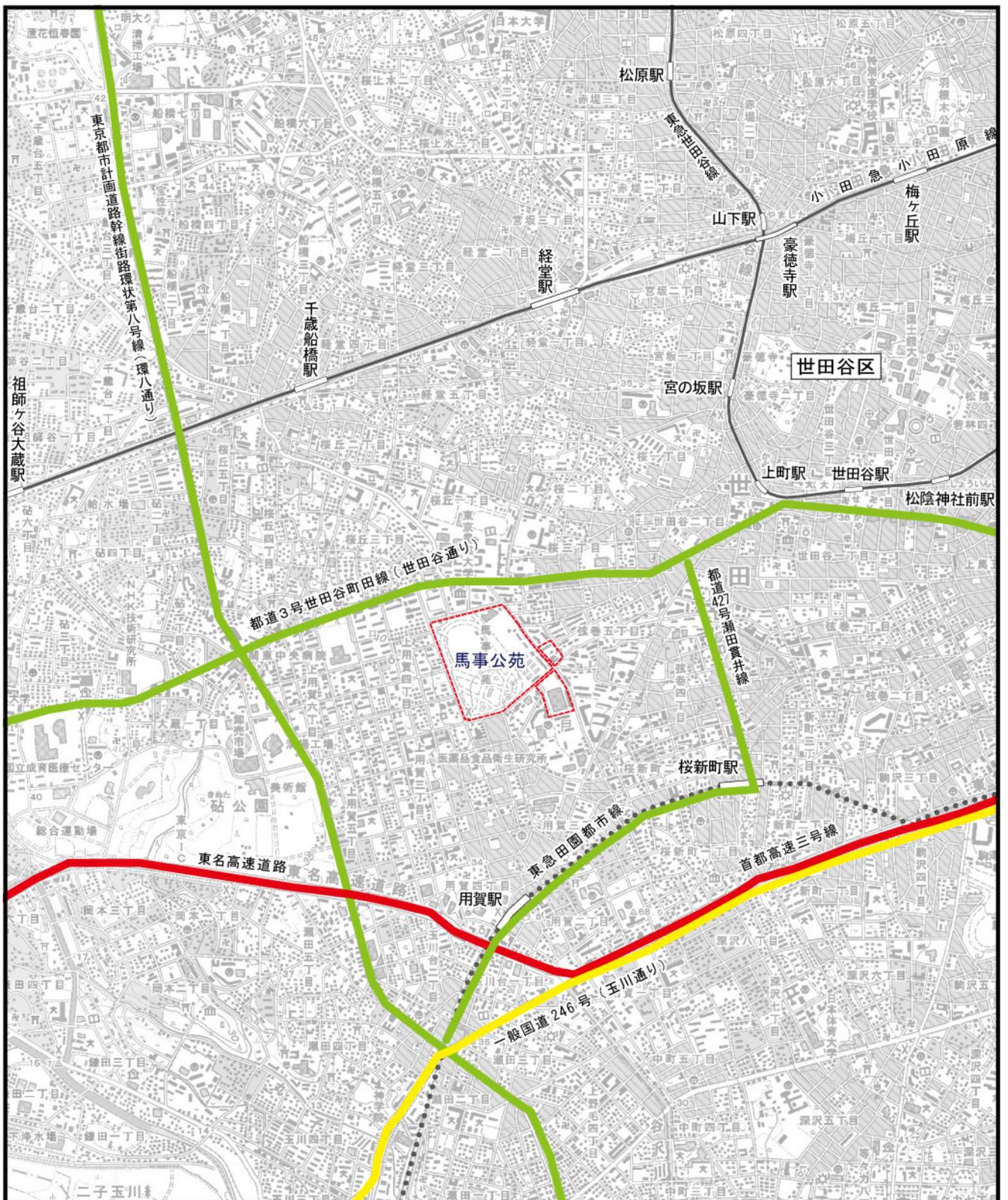
(単位：人)

区	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
世田谷区	856,208	860,749	867,552	874,332	883,289

注) 各年 1 月 1 日現在

出典：「東京都の統計 住民基本台帳による世帯と人口」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都総務局ホームページ)

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/juukim/jm-index.htm>



凡例

- 計画地
- 私鉄
- 私鉄（地下）
- 高速自動車道路
- 一般国道
- 都道



Scale 1:25,000



図 6.1-1 計画地位置図

## 6.1.2 産 業

計画地が位置する世田谷区における事業所数及び従業者数の産業別割合は、表 6.1-2 に示すとおりである。

平成 24 年度については、第三次産業の割合が最も高く、事業所数で 89.4%、従業者数で 90.8% を占めている。内訳で多いものは、事業所数では卸売・小売業(27.4%)、宿泊業、飲食サービス業(14.1%)、従業者数では卸売・小売業(25.5%)、宿泊業、飲食サービス業(12.3%)、医療、福祉(12.3%)となっている。

表 6.1-2 事業所数及び従業者数の産業別割合(世田谷区)

産業分類		項 目	事業所		従業者	
			事業所数	割合(%)	従業者数	割合(%)
		総 数	24,536	100.0	240,038	100.0
第一次産業	農業、林業、漁業		35	0.1	372	0.2
	小 計		35	0.1	372	0.2
第二次産業	鉱 業		2	0.0	26	0.0
	建設業		1,784	7.3	14,638	6.1
	製造業		787	3.2	6,970	2.9
	小 計		2,573	10.5	21,634	9.0
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業		7	0.0	569	0.2
	情報通信業		513	2.1	8,208	3.4
	運輸業		521	2.1	13,525	5.6
	卸売・小売業		6,712	27.4	61,094	25.5
	金融・保険業		305	1.2	5,226	2.2
	不動産業		2,303	9.4	11,635	4.8
	学術研究、専門・技術サービス業		1,099	4.5	6,192	2.6
	宿泊業、飲食サービス業		3,452	14.1	29,498	12.3
	生活関連サービス業、娯楽業		2,515	10.3	14,081	5.9
	教育、学習支援業		942	3.8	20,007	8.3
	医療、福祉		2,343	9.5	29,631	12.3
	複合サービス事業		88	0.4	1,025	0.4
	サービス業(他に分類されないもの)		1,128	4.6	17,341	7.2
	公務(他に分類されないもの)		-	-	-	-
	小 計		21,928	89.4	206,319	90.8

注) 平成 24 年 10 月 1 日現在

出典：「平成 25 年事業所・企業統計調査報告 事業所編」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都総務局ホームページ)

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tnenkan/2013/tn13q3i008.htm>

### 6.1.3 交通

#### (1) 道路

計画地周辺の主要道路における交通量の推移は、表 6.1-3 に示すとおりである。また、道路網及び交通量調査地点は、図 6.1-2 に示すとおりである。

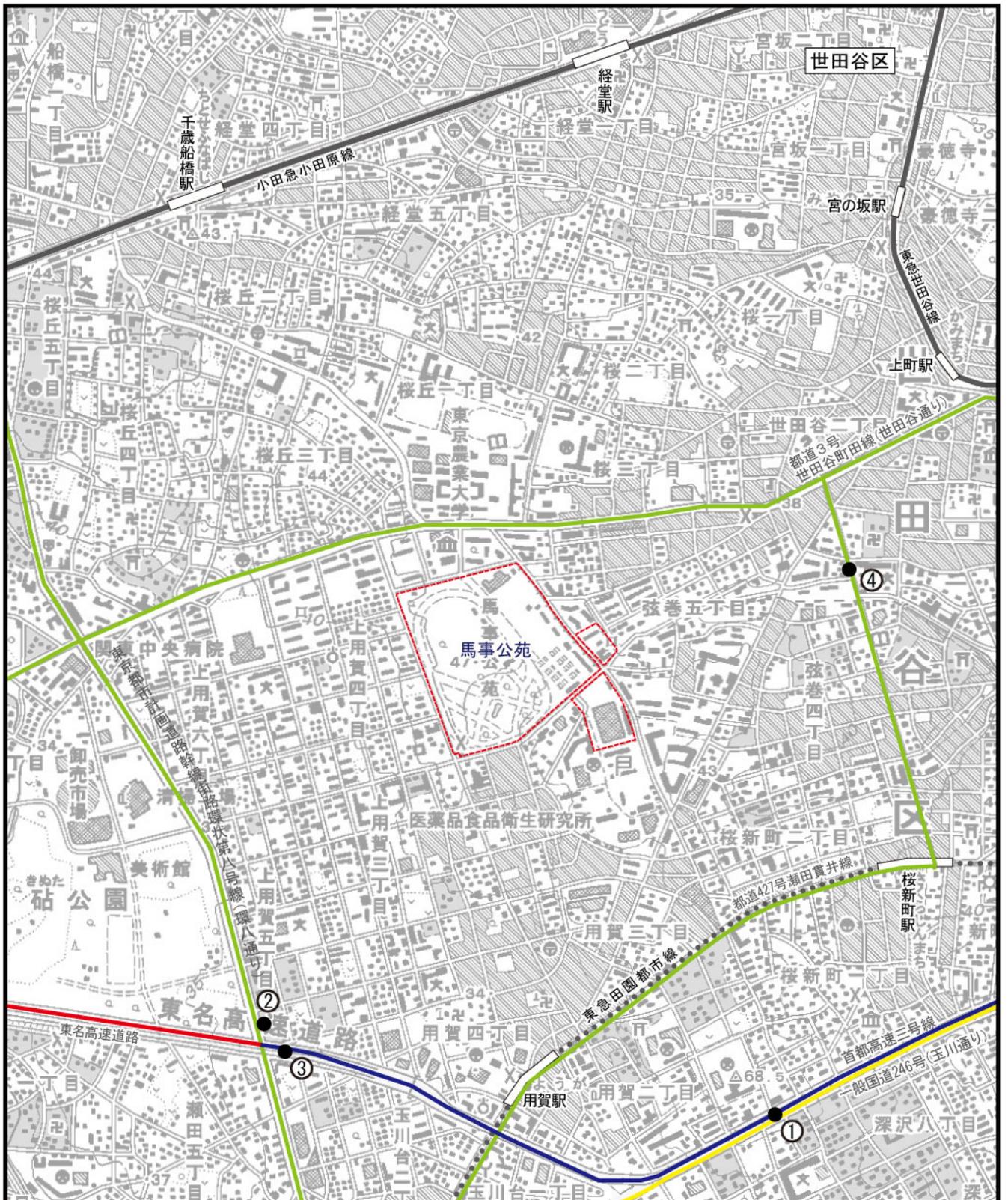
平日 12 時間交通量について平成 9～22 年度にかけてみると、一般国道 246 号（玉川通り）と都道 427 号瀬田貫井線は約 10%増加し、東京都市計画道路幹線街路環状八号線（環八通り）はほぼ横ばい傾向、首都高速三号線は約 25%減少している。

表 6.1-3 自動車類交通量の推移

(単位：台/12 時間)

番号	地点番号	路線名	通称道路名	調査地点	平成 9 年度	平成 11 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
1	10760	一般国道 246 号	玉川通り	世田谷区用賀 2-1	28,006	28,272	26,879	30,339
2	41470	東京都市計画道路幹線街路環状第八号線	環八通り	世田谷区上用賀 5-12	47,188	48,999	51,372	46,383
3	5510	首都高速三号線	首都高速 3 号渋谷線	世田谷区上用賀 5 丁目	60,445	54,620	52,184	45,896
4	61170	都道 427 号瀬田貫井線	—	世田谷区弦巻 4-33	4,334	5,236	4,774	5,050

出典：「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」（平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都建設局ホームページ）  
<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/douro/sensasu/sensasu.htm>



凡例

- 計画地
- 私鉄
- 私鉄（地下）
- 平日12時間  
交通量観測地点
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 都道
- 都道（首都高速道路）



Scale 1:15,000



図 6.1-2

道路網及び交通量調査地点

(2) バス路線

計画地周辺のバス路線網は、表 6.1-4 及び図 6.1-3 に示すとおりである。

計画地周辺では、都道を中心に、渋谷駅や用賀駅を起点とした東急バス及び小田急バス路線が整備されている。

表 6.1-4 計画地周辺のバス路線

系統	バス会社	起点	主な経由地	終点
渋 23	東急バス	渋谷駅	三軒茶屋	祖師ヶ谷大蔵駅
渋 24	東急バス	渋谷駅	三軒茶屋	成城学園前駅西口
渋 26	小田急バス	渋谷駅	三軒茶屋	調布駅南口
園 01	東急バス	田園調布駅	上野毛駅	千歳船橋
園 02	東急バス	田園調布駅	農大前	世田谷区民会館行き
等 11	東急バス	等々力操車所	農大前	祖師ヶ谷大蔵駅
等 12	東急バス	等々力操車所	用賀駅	成城学園前駅
用 01	東急バス	用賀駅	千歳船橋	祖師ヶ谷大蔵駅
用 06	東急バス	用賀駅	成育医療研究センター前	成城学園前駅
用 21	東急バス	用賀駅	用賀地区会館	関東中央病院
用 22	東急バス	用賀駅	用賀地区会館	関東中央病院
都立 01	東急バス	成城学園前駅	桜新町駅	都立大学駅北口

出典：「東急バス路線図」（平成 28 年 4 月 28 日参照）

[http://www.tokyubus.co.jp/top/route/flash\\_map/tokyurosenzu.htm](http://www.tokyubus.co.jp/top/route/flash_map/tokyurosenzu.htm)

「東急バス時刻表」（平成 28 年 4 月 28 日参照）

[http://www.tokyubus.co.jp/top/jikoku/index\\_02.htm](http://www.tokyubus.co.jp/top/jikoku/index_02.htm)

「小田急バス路線図」（平成 28 年 4 月 28 日参照）

<http://www.odakyubus.co.jp/regular/map/doc/mapC.pdf>



### (3) 鉄 道

計画地周辺の鉄道乗車人員の推移は、表 6.1-5 に示すとおりである。また、最寄りの駅の位置は、図 6.1-4 に示すとおりである。

計画地の最寄りの鉄道及び駅は、小田急小田原線の千歳船橋駅、経堂駅、東急田園都市線の桜新町駅、用賀駅、東急世田谷線の上町駅となっている。

最寄り駅における平成 26 年度の乗車人数は、千歳船橋駅が約 1,000 万人、経堂駅が約 1,300 万人、桜新町駅が 1,300 万人、用賀駅が約 1,100 万人であった。東急世田谷線は均一運賃のため東京都統計年鑑には全線利用者数として約 2,000 万人の記録しかない。

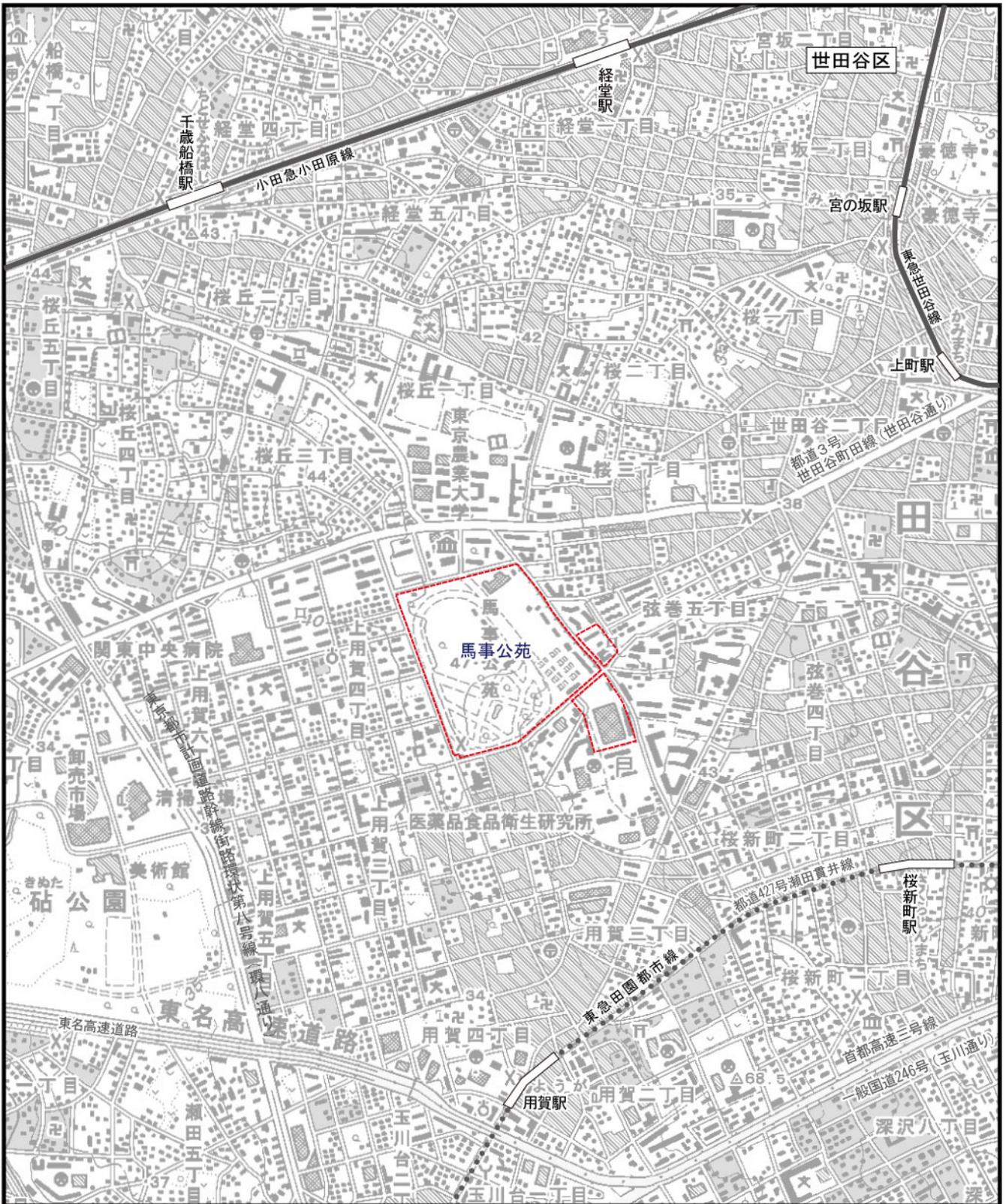
表 6.1-5 鉄道乗車人員の推移

(単位：千人)

項目		乗車人員				
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小田急小田原線	千歳船橋駅	9,564	9,648	9,940	10,196	10,129
	経堂駅	12,417	12,752	13,006	13,336	13,293
東急田園都市線	桜新町駅	12,086	12,212	12,592	12,862	12,692
	用賀駅	11,257	11,228	11,370	11,229	11,262
東急世田谷線	—	20,159	19,584	20,096	20,790	19,648

出典：「東京都統計年鑑」（平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都総務局ホームページ）

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tnenkan/tn-index.htm>



凡例

- 計画地
- 私鉄
- 私鉄（地下鉄）



Scale 1:15,000



図 6.1-4 鉄道路線網図

## 6.1.4 土地利用

### (1) 土地利用の状況

計画地が位置する世田谷区における地目別土地利用面積は、表 6.1-6 に示すとおりである。計画地が位置する世田谷区では、住宅地の面積が最も大きく、3,456.98ha であり、総面積 3,689.84ha のうち約 94%を占めている。

計画地周辺の建物用途別の土地利用現況図は、図 6.1-5 に示すとおりである。計画地周辺は主に集合住宅、専用住宅、公園・運動場等、教育文化施設、官公庁施設、スポーツ・興業施設、厚生医療施設等が立地している。

表 6.1-6 地目別土地利用面積

(単位：ha)

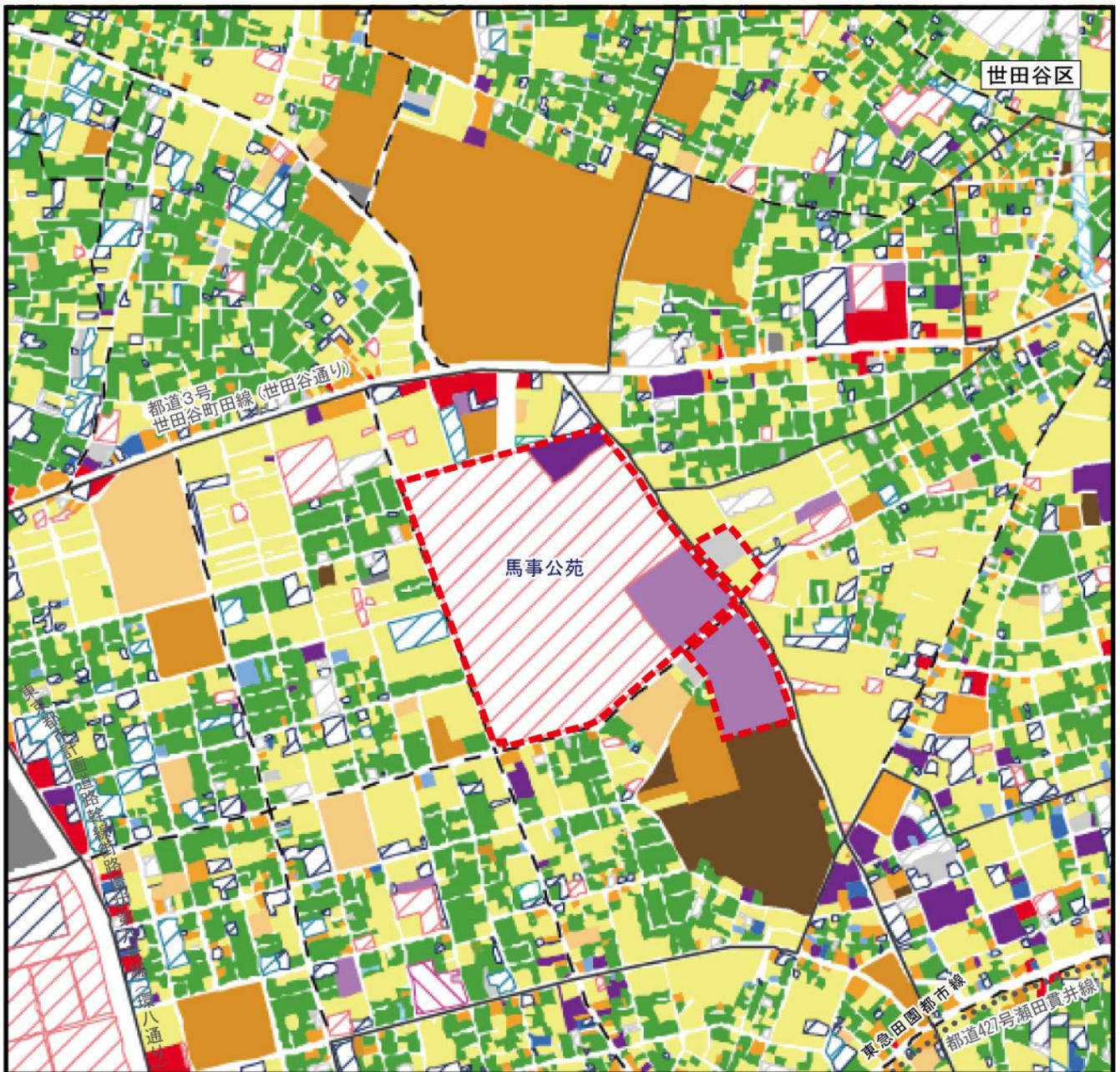
	宅 地				田 畑	山林	原野 池沼	雑種地	免税点 未満	総 計
	商業地	工業地	住宅地	その他						
世田谷区	18.60	—	3,456.98	0.03	107.83	5.84	—	98.72	1.84	3,689.84

注1) 平成 27 年 1 月 1 日現在の数値である。

注2) 雑種地とは宅地、田、畑、山林、原野、池沼以外の土地で、野球場、テニスコート、ゴルフ場、運動場、高圧鉄塔敷地、軌道用地等をいう。

出典：「東京都統計年鑑 平成 26 年」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都総務局ホームページ)

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tnenkan/tn-index.htm>



凡 例

- |        |           |  |            |
|--------|-----------|--|------------|
|        | 官公庁施設     |  | 倉庫運輸関係施設   |
| 計画地    | 教育文化施設    |  | 農林漁業施設     |
|        | 厚生医療施設    |  | 屋外利用地・仮設建物 |
| 私鉄(地下) | 供給処理施設    |  | 公園、運動場等    |
|        | 事務所建築物    |  | 未利用地等      |
|        | 専用商業施設    |  | 道路         |
|        | 住商併用建物    |  | 鉄道・港湾等     |
|        | 宿泊・遊興施設   |  | 畑          |
|        | スポーツ・興行施設 |  | 樹園地        |
|        | 専用住宅      |  | 水面・河川・水路   |
|        | 集合住宅      |  | 森林         |
|        | 専用工場      |  | 原野         |
|        | 住居併用工場    |  | その他        |



Scale 1:10,000

0 100 200 400m



図 6.1-5 土地利用現況図

(2) 公共公益施設等の分布状況

計画地周辺の主な公共施設は、表 6.1-7、図 6.1-6 に示すとおりである。

計画地周辺の公共施設等としては、用賀小学校、桜丘中学校、駒澤大学高等学校、東京農業大学、桜保育園、関東中央病院、都立砧公園等が分布している。

表 6.1-7 主な公共施設

区 分		番号	施設名	
教育施設	小学校	1	和光小学校	
		2	桜丘小学校	
		3	用賀小学校	
		4	京西小学校	
	中学校	5	桜丘中学校	
		6	桜木中学校	
		7	用賀中学校	
	高等学校	8	駒澤大学高等学校	
	中高一貫校	9	三田国際学園	
		10	東京農業大学第一高等学校及び中等部	
		11	鷗友学園女子中学高等学校	
	大 学	12	東京農業大学	
福祉施設	幼稚園、保育園、児童施設	13	桜保育園	
		14	南桜丘保育園	
		15	桜丘幼稚園	
		16	西弦巻保育園	
		17	松丘幼稚園	
		18	上用賀保育園	
		19	ふじみ保育園	
		20	さくらしんまち保育園	
		21	ヤクルト桜新町保育園	
		22	ねいろ保育園（認証保育所）	
		高齢者福祉施設、障害者福祉施設	23	ホームステーションらいふ経堂
			24	ふきのとうデイホーム
	25		老人休養ホーム「ふじみ荘」	
医療施設	病 院	26	関東中央病院	
公園・緑地・児童遊園		27	上用賀四丁目公園	
		28	都立砧公園	
		29	上用賀公園	

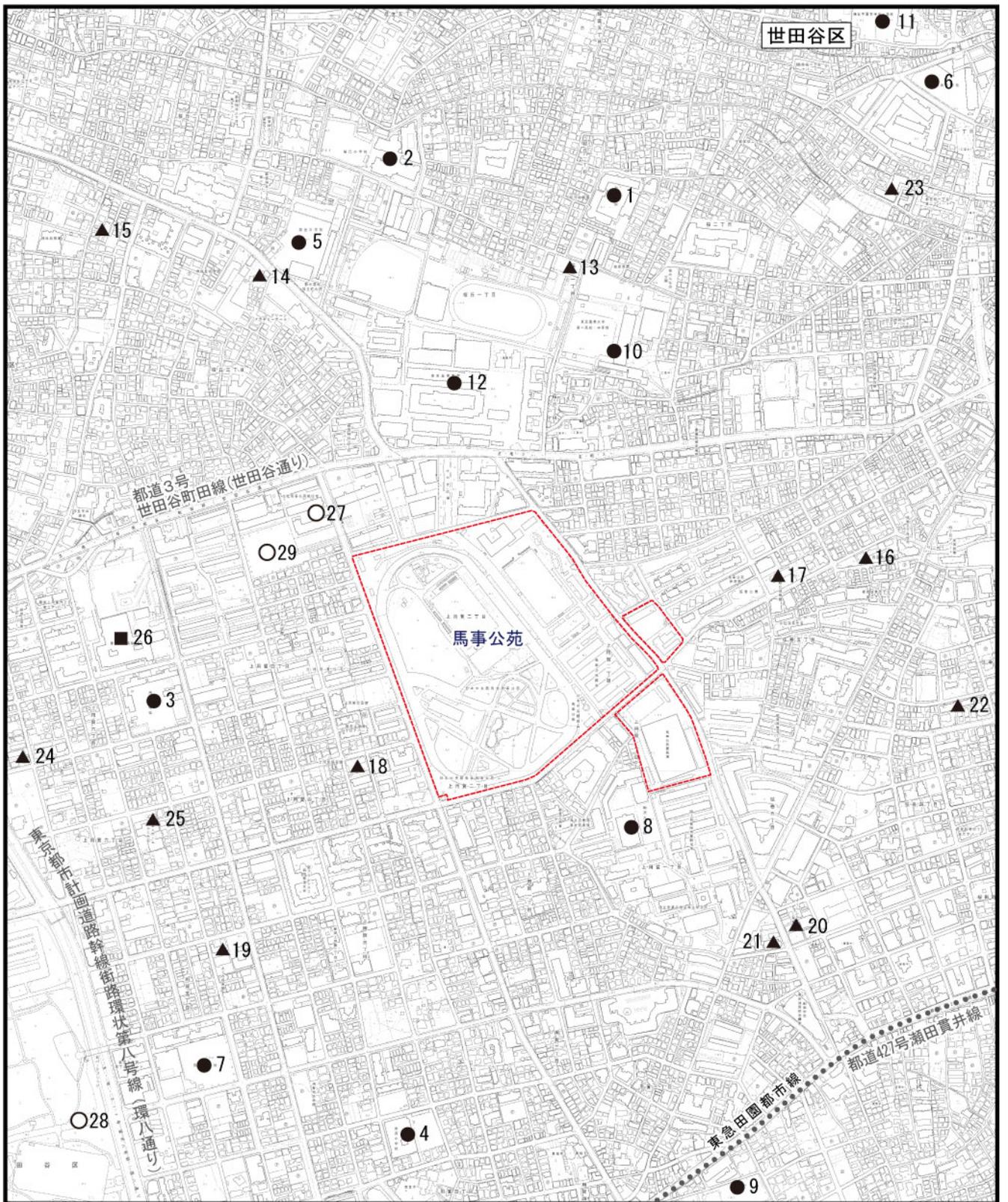
注) 地点番号は、図 6.1-6 の表記に対応する。

出典：「世田谷区ホームページ」（平成 28 年 4 月 28 日参照 世田谷区）

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/index.htm>

：医療機関名簿（平成 27 年 東京都）

：世田谷区ホームページに未掲載の施設は各々の施設の公式ホームページを参照した（平成 28 年 4 月 28 日参照）。



凡 例

- |   |        |
|---|--------|
| <span style="border: 1px dashed red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 計画地 | ● 教育施設 |
| ..... 私鉄（地下）  | ▲ 福祉施設 |
|   | ■ 医療施設 |
| ○ 公園・緑地・児童遊園  |        |



Scale 1:10,000

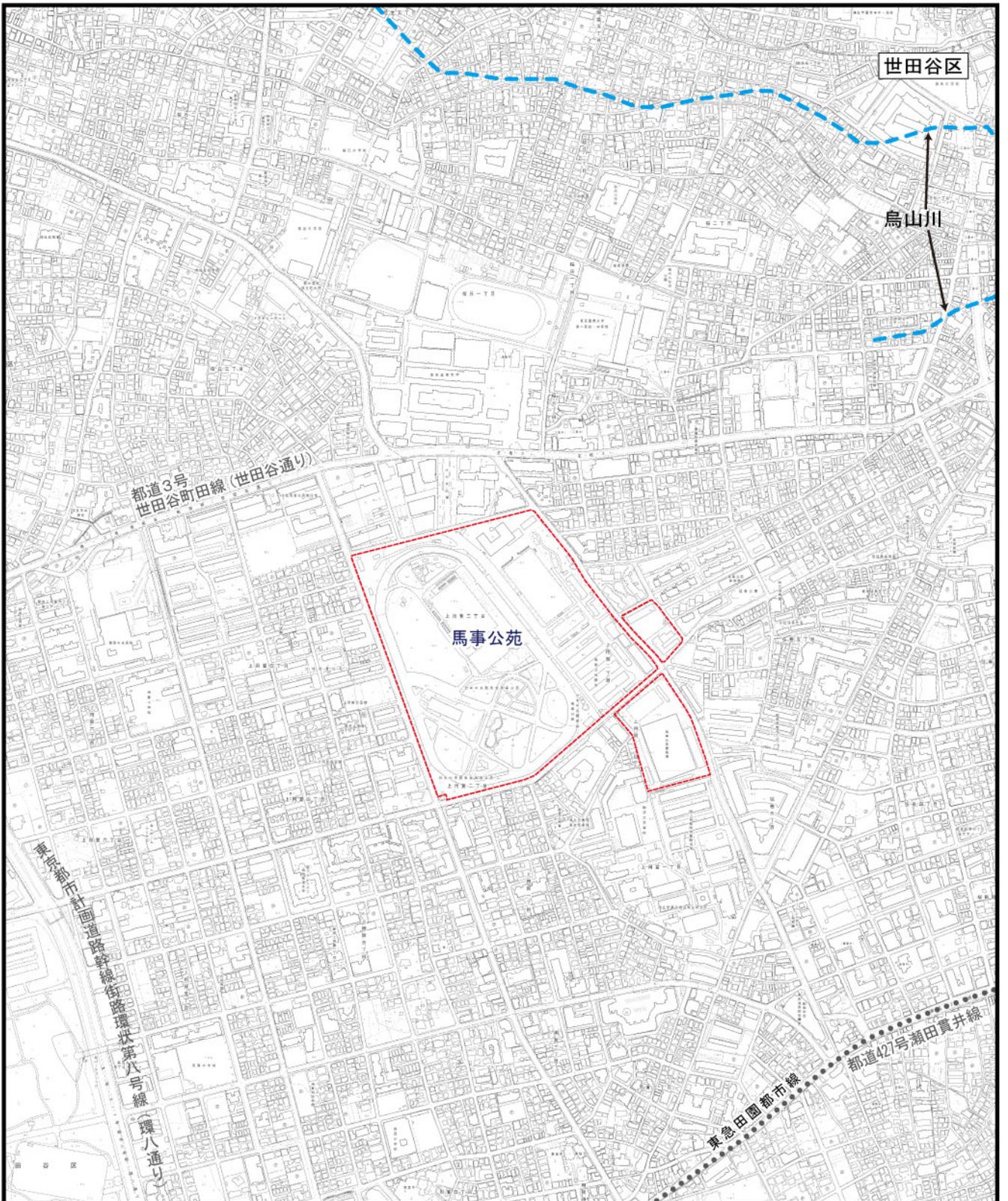


図 6.1-6 主要公共施設位置図

#### 6.1.5 水域利用

計画地周辺における河川の位置は、図6.1-7に示すとおりである。

計画地周辺では、北側に烏山川が位置しているが暗渠となっている。



凡 例

- 計画地
- ..... 私鉄 (地下)
- - - - 河川 (暗渠)



Scale 1:10,000



図 6.1-7 水域の状況

### 6.1.6 気 象

東京管区気象台における平成 23～27 年の気象観測結果は、表 6.1-8 に示すとおりである。

年平均気温は 16.3～17.1℃、年間降水量は 1,479.5～1,808.0mm、日照時間は 1,966.6～2,131.1 時間となっている。

風について見ると、10 分間平均風速の年間最大値は 11.0～16.9m/秒、最多風向は北北西の風となっている。

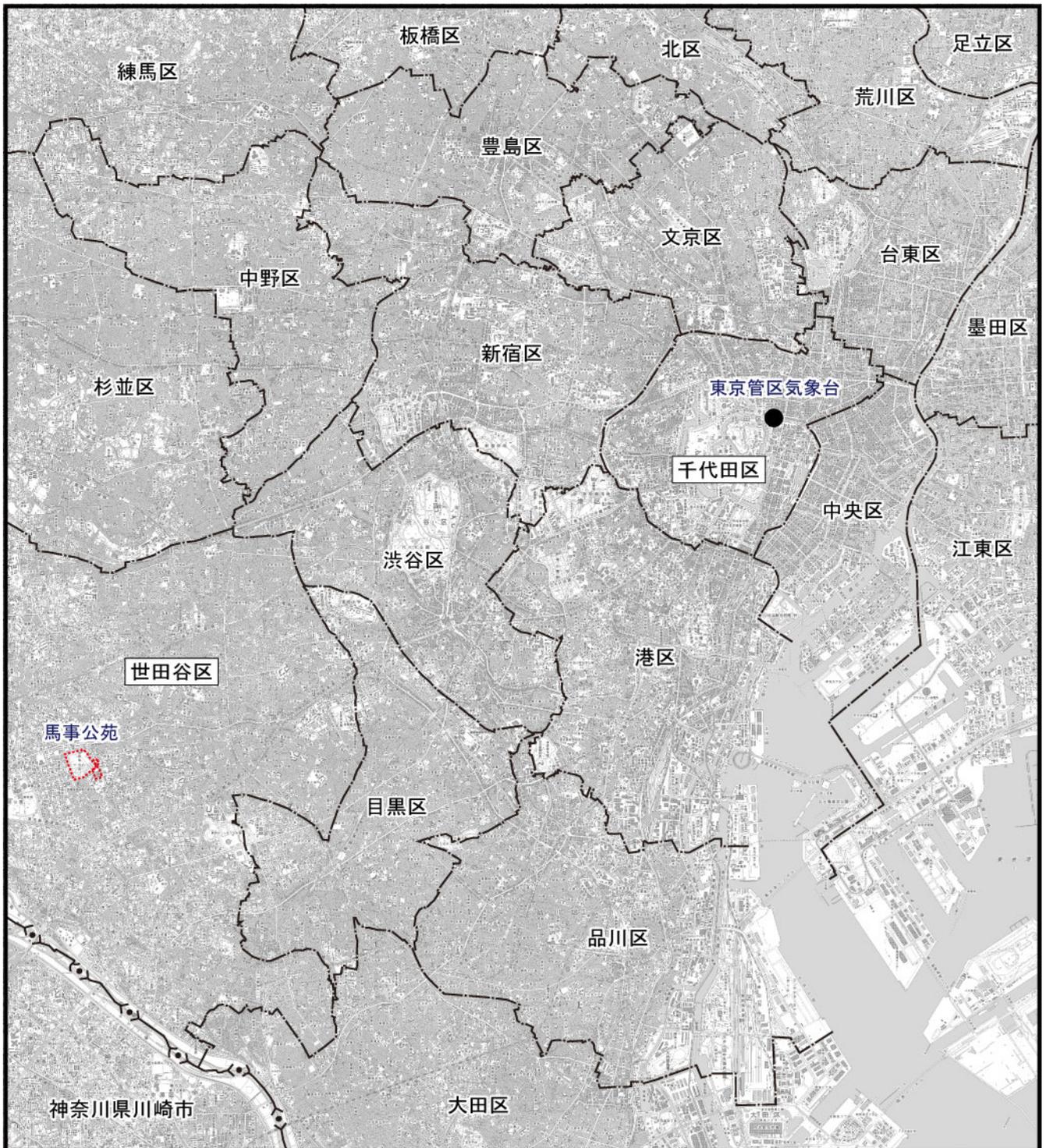
計画地と東京管区気象台の位置は図 6.1-8 に示すとおりである。

表 6.1-8 気象の状況(東京管区気象台)

年	気温(℃)			風速(m/秒)		最多風向	降水量(mm)	日照時間(時間)
	最高	最低	平均	最大 <sup>注)</sup>	平均			
平成 23 年	36.1	-1.1	16.5	16.9	2.9	北北西	1,479.5	2,056.2
平成 24 年	35.7	-1.0	16.3	16.3	3.0	北北西	1,570.0	2,022.9
平成 25 年	38.3	-1.4	17.1	14.5	3.1	北北西	1,614.0	2,131.1
平成 26 年	36.1	-1.3	16.6	11.8	2.9	北北西	1,808.0	2,104.0
平成 27 年	37.7	-2.4	16.4	11.0	2.8	北北西	1,781.5	1,966.6

注) 10 分間平均風速の最大値。

出典：「気象統計情報」(平成 28 年 4 月 28 日参照 気象庁ホームページ) <http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.htm>



凡 例

- 計画地
- 東京管区気象台
- 区界
- 県境



Scale 1:100,000

0 1,000 2,000 4,000m

図 6.1-8 東京管区気象台の位置

### 6.1.7 関係法令の指定・規制等

東京 2020 大会に係る主な関係法令の指定・規制等は、表 6.1-9(1)及び(2)に示すとおりである。

表 6.1-9(1) 関係法令等

項目	法律・条令	制定年月日	法令番号	
環境全般	環境基本法	H5.11.19	平成5年法律第91号	
	東京都環境基本条例	H6.7.20	平成6年条例第92号	
	循環型社会形成推進基本法	H12.6.2	平成12年法律第110号	
	ダイオキシン類対策特別措置法	H11.7.16	平成11年法律第105号	
	東京都環境影響評価条例	S55.10.20	昭和55年条例第96号	
	東京都建築安全条例	S25.12.7	昭和25年条例第89号	
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）	H12.12.22	平成12年条例第215号	
	東京都環境基本条例	H6.7.20	平成6年条例第92号	
	世田谷区環境基本条例	H6.9.21	平成6年条例第35号	
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法	S43.6.10	昭和43年法律第97号
		特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	H17.5.25	平成17年法律第51号
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	H4.6.3	平成4年法律第70号
	悪臭	悪臭防止法	S46.6.1	昭和46年法律第91号
		騒音振動	騒音に係る環境基準について	H10.9.30
	騒音規制法		S43.6.10	昭和43年法律第98号
	振動規制法		S51.6.10	昭和51年法律第64号
	水質汚濁	水質汚濁防止法	S45.12.25	昭和45年法律第138号
		下水道法	S33.4.24	昭和33年法律第79号
		水質汚濁に係る環境基準について	S46.12.28	昭和46年環境庁告示第59号
		東京都下水道条例	S34.12.28	昭和34年条例第89号
	土壌汚染	土壌汚染対策法	H14.5.29	平成14年法律第53号
		東京都土壌汚染対策指針	H15.2.14	平成15年東京都告示第150号
土壌の汚染に係る環境基準について		H3.8.23	平成3年環境庁告示第46号	
水循環	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	S37.5.1	昭和37年法律第100号	
	東京都雨水浸透指針	H13.7.31	平成13年東京都告示第981号	
	世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱	H22.7.13	22世土計第204号	
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	S45.12.25	昭和45年法律第137号	
	再生資源の利用の促進に関する法律	H3.10.25	平成3年法律第385号	
	循環型社会形成推進基本法	H12.6.2	平成12年法律第110号	
	資源の有効な利用の促進に関する法律	H3.4.26	平成3年法律第48号	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	H12.5.31	平成12年法律第104号	
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	H7.6.16	平成7年法律第112号	
	東京都廃棄物条例	H4.6.24	平成4年条例第140号	
	世田谷区清掃・リサイクル条例	H11.12.10	平成11年条例第52号	
土地利用	都市計画法	S43.6.15	昭和43年法律第100号	
	国土利用計画法	S49.6.25	昭和49年法律第92号	
自然保護	東京における自然の保護と回復に関する条例	H12.12.22	平成12年条例第216号	
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	S37.5.18	昭和37年法律第142号	
	世田谷区みどりの基本条例	H17.3.14	平成17年条例第13号	

表 6.1-9(2) 関係法令等

項目	法律・条例	制定年月日	法令番号
日影	建築基準法	S25.5.24	昭和 25 年法律第 201 号
	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例	S53.7.14	昭和 53 年条例第 63 号
景観	景観法	H16.6.18	平成 16 年法律第 110 号
	東京都景観条例	H9.12.24	平成 9 年条例第 89 号
	世田谷区風景づくり条例	H11.3.11	平成 11 年条例第 3 号
文化財	文化財保護法	S25.5.30	昭和 25 年法律第 214 号
	東京都文化財保護条例	S51.3.31	昭和 51 年条例第 25 号
	世田谷区文化財保護条例	S52.4.1	昭和 52 年条例第 15 号
温暖化防止	地球温暖化対策の推進に関する法律	H10.10.9	平成 10 年法律第 117 号
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	S54.6.22	昭和 54 年法律第 49 号
	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法	H5.3.31	平成 5 年法律第 18 号
地域分断	学校保健安全法	S33.4.10	昭和 33 年法律第 56 号
移転	土地収用法	S26.6.9	昭和 26 年法律第 219 号
スポーツ活動	スポーツ基本法	H23.6.24	平成 23 年法律第 78 号
文化活動	文化芸術振興基本法	H13.12.7	平成 13 年法律第 148 号
	東京都文化振興条例	S58.10.7	昭和 58 年条例第 46 号
ボランティア	特定非営利活動促進法	H10.3.25	平成 10 年法律第 7 号
衛生	水道法	S32.6.15	昭和 32 年法律第 177 号
	食品衛生法	S22.12.24	昭和 22 年法律第 233 号
消防・防災	消防法	S23.7.24	昭和 23 年法律第 186 号
交通安全	道路交通法	S35.6.25	昭和 35 年法律第 105 号
	道路法	S27.6.10	昭和 27 年法律第 180 号
経済波及	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	H11.3.31	平成 11 年法律第 18 号
雇用	雇用対策法	S41.7.21	昭和 41 年法律第 132 号
	障害者の雇用の促進等に関する法律	S35.7.25	昭和 35 年法律第 123 号

## 6.1.8 環境保全に関する計画等

### (1) 環境保全に関する計画等

東京都の環境保全に関する計画等は、表 6.1-10(1)～(4)に、計画地が位置する世田谷区の環境保全に関する計画等は表 6.1-11(1)及び(2)に示すとおりである。

表 6.1-10(1) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>東京の都市づくりビジョン(改定) －魅力とにぎわいを備えた環境先進都市の創造－ (平成 21 年 7 月)</p>	<p>「東京の新しい都市づくりビジョン」(平成 13 年 10 月)の改訂版。新たな基本理念として、「世界の範となる魅力とにぎわいを備えた環境先進都市東京の創造」を掲げ、「環境、緑、景観」を一層重視した都市づくりを推進する。目標時期は、当初の都市づくりビジョンが目標とした 50 年先の将来を見据えつつ、2025(平成 37)年とし、2016(平成 28)年までを集中取組期間としている。</p> <p>基本理念を踏まえて取り組むべき施策の方向を、以下の 7 つの基本戦略として提示している。</p> <p>《基本戦略》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域交通インフラの強化</li> <li>・ 経済活力を高める拠点の形成</li> <li>・ 低炭素型都市への転換</li> <li>・ 水と緑のネットワークの形成</li> <li>・ 美しい都市空間の創出</li> <li>・ 豊かな住生活の実現</li> <li>・ 災害への安全性の高い都市の実現</li> </ul> <p>東京圏全体の都市構造として、広域的には「環状メガロポリス構造」の実現をめざすとともに、身近な圏域では、駅等を中心にコンパクトな市街地への再編を進める方針である。</p> <p>さらにビジョンでは、5 つのゾーン別に将来像及び戦略が示されている。</p>
<p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン) (平成 26 年 12 月)</p>	<p>都市計画区域マスタープランは、東京圏全体を視野に入れ、50 年先を展望している「東京の都市づくりビジョン(改定)」を踏まえ、政策誘導型の都市づくりを推進するため、社会経済情勢の変化や国の動きなどを反映しつつ策定している。目標年次は 2025 年(平成 37 年)とし、基本理念は「世界の範となる魅力とにぎわいを備えた環境先進都市東京の創造」としている。基本戦略は以下の 7 つである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国際競争力及び都市活力の強化</li> <li>② 広域交通インフラの強化</li> <li>③ 安全・安心な都市の形成</li> <li>④ 暮らしやすい生活圏の形成</li> <li>⑤ 都市の低炭素化</li> <li>⑥ 水と緑の豊かな潤いの創出</li> <li>⑦ 美しい都市空間の創出</li> </ol>
<p>東京都長期ビジョン ～「世界一の都市・東京」の実現を目指して～ (平成 26 年 12 月)</p>	<p>「世界一の都市・東京」の実現を目指し、「東京都長期ビジョン」を策定した。本ビジョンでは、東京が目指す将来像を達成するための基本目標や政策目標、その達成に向けた具体的な政策展開、3 か年の実施計画などを明らかにしている。</p> <p>【基本目標Ⅰ】 史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現</p> <p>都市戦略 1 成熟都市・東京の強みを生かした大会の成功</p> <p>都市戦略 2 高度に発達した利用者本位の都市インフラを備えた都市の実現</p> <p>都市戦略 3 日本人のこころと東京の魅力の発信</p> <p>【基本目標Ⅱ】 課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現</p> <p>都市戦略 4 安全・安心な都市の実現</p> <p>都市戦略 5 福祉先進都市の実現</p> <p>都市戦略 6 世界をリードするグローバル都市の実現</p> <p>都市戦略 7 豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現</p> <p>都市戦略 8 多摩・島しょの振興</p>

表 6.1-10(2) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>東京都環境基本計画 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>今後世界的に環境対策への認識が高まる中で予測される価値観の転換、社会経済情勢の変化や技術革新にも柔軟に対応し、先進的な環境施策を積極的に展開していく必要があるとしている。また、2020 年東京大会において、持続可能な都市の姿を訪れた人たちに示していくこと、その実現に向けて社会全体の参画を促し、連携・協働して取り組む気運を醸成し、レガシーとして継承していくことも、都が実施すべき環境政策と考えると記載している。</p> <p>こうしたことから、東京の将来像や、その実現に向けた政策展開を改めて都民に明らかにしていくため、新たな環境基本計画を策定することになったと記載されている。</p> <p>東京が直面する環境面での環境・現状を踏まえ、以下の 5 つを政策の柱として位置づけ、施作を展開していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①スマートエネルギー都市の実現</li> <li>②3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の促進</li> <li>③自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境継承の</li> <li>④快適な大気環境、良質な土壌と水環境の確保</li> <li>⑤環境施策の横断的、総合的な取組み</li> </ul>
<p>環境軸基本方針 (平成 18 年 4 月)</p> <p>環境軸ガイドライン (平成 19 年 6 月)</p>	<p>「環境軸基本方針」は、道路などの都市施設とその周辺のまちづくりを一体的に誘導し、環境軸を形成していく上での方向性を提示するものとして、概ね国道 16 号の内側の範囲を対象とし、公・民の役割分担、取組の方向等を示している。さらに、この方針に基づき策定された「環境軸ガイドライン」では、めざすべき将来像を掲げるとともに、より具体的な取組方針等を示している</p> <p>ガイドラインに示す公共の役割は、「方向性の提示」、「都市施設の計画・整備」、「しくみづくり」とされており、都市施設整備における配慮事項等が示されている</p>
<p>東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成 25 年 7 月)</p>	<p>「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、これまでの都の取り組みを踏まえつつ、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減にかかる各種対策を国、都、特別区、市、町、事業者、都民が連携し、総合的かつ強力に推進することを目的として策定している。</p> <p>計画の目標として、平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。また、平成 27 年度までに監視測定局において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成することを中間目標としている。</p>
<p>東京地域公害防止計画(第9次) (平成 24 年 3 月)</p>	<p>環境基本法第 17 条に基づいて策定された計画であり、公害防止及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。目標年度は平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間であり、特に重点的に解決を図るべき主要課題として、「東京湾の水質汚濁」、「横十間川のダイオキシン類汚染」の 2 つの項目について、達成目標及び講じる施策を示している。</p>
<p>みどりの新戦略ガイドライン (平成 18 年 1 月)</p>	<p>東京にみどりの拠点と軸を形成し、みどり豊かな風格都市・東京を実現していくため、公共や民間によるみどりづくりを誘導していく指針として策定しており、みどりづくりの目標として、以下の 3 つを掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①将来(2025 年)のみどりの確保目標を示す(区部の目標は現況のみどり率を 2 割増)。</li> <li>②東京のみどりの質の向上を図る。</li> <li>③東京にみどりの拠点と軸を構築し、みどりのネットワークの形成をめざす。そのため、新たに「環境軸」の形成を図る。</li> </ul>

表 6.1-10(3) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>緑の東京 10 年プロジェクト (平成 19 年 6 月)</p>	<p>「10 年後の東京」における目標のひとつ、「水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京の復活」に向け、今後取り組んでいく「緑施策」の基本的な考え方、方向性等を示している。</p> <p>緑あふれる東京の再生を目指す方針として、以下の 4 つを掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」を展開</li> <li>②街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実</li> <li>③校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり</li> <li>④あらゆる工夫による緑の創出と保全</li> </ul>
<p>緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた 基本戦略～ (平成 24 年 5 月)</p>	<p>都内の緑の減少等による“生物多様性の危機”、東日本大震災をきっかけとして、外国人居住者の海外移転、観光客の減少等の“東京のプレゼンスの低下”、「街路樹の確保」等緑の量の確保に重点を置いた“緑の東京 10 年プロジェクトの折り返し地点”などを背景に、緑施策を再構築したもの。</p> <p>「まもる」、「つくる」、「利用する」を行動方針として、2020 年の将来像を以下のように掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。</li> <li>②豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。</li> <li>③東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。</li> </ul>
<p>東京都水循環マスタープラン (平成 11 年 4 月)</p>	<p>東京都がこれまでに図ってきた総合的な治水対策の推進等の、水に関わりのある施策の連携を、今後は一層強化するとともに、都市計画、環境保全、河川、水道、下水道、農林水産等の各部門ですすめてきた水に係わる施策を水循環の視点からとらえ直し、総合的、体系的、効率的に推進することにより、東京都における望ましい水循環の形成を目指して基本方針を示している。</p> <p>望ましい水循環を形成していくために、4 つの基本理念を踏まえて、施策を展開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境に与える負荷が小さい水循環の創造</li> <li>②人と自然との共生をはぐくむ水循環の形成</li> <li>③都市における効率的な水循環の構築</li> <li>④平常時の豊かで快適な水循環と異常・災害時の安全な水循環の実現</li> </ul>
<p>東京都景観計画 (平成 28 年 1 月改定) (平成 19 年 4 月)</p>	<p>「景観法」の施行及び東京都景観審議会の答申「東京における今後の景観施策のあり方について」(平成 18 年 1 月)を踏まえ、これまでの景観施策を再構築し、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示している。</p> <p>東京では、街並みが区市町村の区域を越えて連担しており、また、首都としての景観形成が重要であることから、景観法に定める基本理念に以下の 3 つの事項を加えたものをこの計画の基本理念とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成</li> <li>②交流の活発化・新たな産業の創出による東京のさらなる発展</li> <li>③歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上</li> </ul>
<p>東京都資源循環・廃棄物処理計画 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>東京都廃棄物処理計画(平成 23 年 6 月)を見直し策定したものである。計画期間は 2016～2020 年度までの 5 年間として、2050 年を見据えた 2030 年のビジョンも示している。</p> <p>計画目標としては、資源ロスの削減、「持続可能な調達」の普及、循環的利用の促進と最終処分量の削減、適正かつ効率的な処理の促進、災害廃棄物の処理体制が挙げられ、それを達成するため以下の 6 つの主要施策を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①資源ロスの削減</li> <li>②エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進</li> <li>③廃棄物の循環的利用の更なる促進(高度化・効率化)</li> <li>④廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上</li> <li>⑤健全で信頼される静脈ビジネスの発展</li> <li>⑥災害廃棄物対策</li> </ul>

表 6.1-10(4) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>東京都建設リサイクル推進計画 (平成 28 年 4 月)</p>	<p>本計画は、都内における建設資源循環の仕組みを構築するとともに、本計画に基づき都内の建設資源循環に係る全ての関係者が一丸となって、計画的かつ統一的な取組を推進することにより、環境に与える負荷の軽減とともに、東京の持続ある発展を目指すため策定された物である。</p> <p>計画の対象は、公共・民間の区別なく、都内で行われる様々な行為の一連の過程において、建設資源の循環利用等を促進することを対象としている。</p> <p>建設資源循環を促進するための戦略の基本的な方針として、①発生抑制、②分別解体等、③再資源化等、④適正処理の徹底、⑤環境に配慮した運搬の実施 が挙げられている。</p>
<p>東京都気候変動対策方針 (平成 19 年 6 月)</p>	<p>「10 年後の東京」の実現に向けた取組みのひとつとして「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」を推進しており、本計画は、その基本方針として、今後 10 年間の都の気候変動対策の基本姿勢を明確に示すとともに、代表的な施策を先行的に提起することを目的として策定している。</p> <p>「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」では「2020 年までに、東京の温暖化ガス（温室効果ガス）排出量を 2000 年比で 25%削減する」ことを目標として掲げており、その推進に向けて、以下の 5 つの方針を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業の CO<sub>2</sub>削減を強力に推進</li> <li>②家庭の CO<sub>2</sub>削減を本格化</li> <li>③都市づくりでの CO<sub>2</sub>削減をルール化</li> <li>④自動車交通での CO<sub>2</sub>削減を加速</li> <li>⑤各部門の取り組みを支える、都独自の仕組みを構築</li> </ul>
<p>VOC 対策ガイド「建築・土木工事編」 (平成27年3月一部改訂) (平成25年6月)</p>	<p>本ガイドは、屋外塗装において VOC 発生の少ない塗料を選択するための情報を整理した「東京都 VOC 対策ガイド〔屋外塗装編〕」(平成 18 年 4 月)を改称し、塗装仕様に関する内容の時点修正のほか、新たに、建築工事で使用する防水材料、塗床材、接着剤についての情報を加えたものとなっている。本編は平成 25 年 6 月に作成されたが、平成 27 年 3 月には「JASS 防水工事 (2014)」の発行を受け、一部改訂がされた。</p>

表 6.1-11(1) 世田谷区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>世田谷区環境基本計画 (平成27年3月)</p>	<p>世田谷区環境基本条例（以下、「条例」）第7条の規定に基づき、区の環境の現状と課題を踏まえ、環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画であり、環境の保全等に関する目標と方針、重点的に取り組むべき事項を定めている。これまで、平成8年、平成12年（調整計画）、平成17年、平成22年（調整計画）に環境基本計画を策定し、今回、平成27年度から平成36年度までの10か年の計画を策定した。本計画は、平成25年9月に策定された世田谷区基本構想及び平成26年3月に策定された世田谷区基本計画との整合を図っている。</p> <p>世田谷区のめざす環境像としては、「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」とし、それを実現するために下記の5つの目標と13の方針に基づく施策が記載されている。</p> <p>基本目標1 みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります                      基本目標2 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします                      基本目標3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します                      基本目標4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会を推進します                      基本目標5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します</p>
<p>風景づくり計画 (平成27年4月)</p>	<p>風景づくり計画は、景観法第8条及び世田谷区風景づくり条例に基づく景観計画であり、世田谷らしい風景づくりを総合的に進めるための計画として策定している。また、世田谷区都市整備方針に基づく分野別の計画であり、世田谷区基本計画と整合するものである。</p> <p>世田谷区では、平成20年に風景づくり計画を策定し運用を行っており、この度、さらに充実した計画とするため見直し作業を行い、平成27年4月1日より運用を行っている。</p> <p>風景づくりの理念は、「地域の個性を活かし、協働でまちの魅力を高める世田谷の風景づくり」とし、取り組みの基本姿勢として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民、事業者、区の協働で風景づくりに取り組む</li> <li>・ 次世代に向けて、愛着と誇りを持てるような風景づくりを進める</li> <li>・ 自然や歴史的、文化的遺産を継承し、あらたな都市の風景を創造していく</li> </ul> <p>としている。</p> <p>風景づくりの方向性は、住宅都市世田谷として“暮らしの風景”を大切にしていけることを基本的な考え方として捉えつつ、「自然」「歴史・文化」「にぎわい」「協働」の視点から、風景づくりの理念を実現していくための方向性を示している。</p>
<p>みどりとみずの基本計画 ～世田谷みどり33に向けて～ (平成20年3月)</p>	<p>区制100周年を迎える2032年（平成44年）に「みどり率」を33パーセントとすることをめざす「世田谷みどり33」を進めるため、平成20年度から平成29年度の計画となる「世田谷区みどりとみずの基本計画」を策定した。</p> <p>この計画は、目標を実現するために下記の4つの基本方針を定め、それぞれの施策が記載されている。</p> <p>基本方針1 世田谷らしいみどりとみずの保全                      基本方針2 地域の水循環の回復と水環境の再生                      基本方針3 地域にあったみどりとみずの創出                      基本方針4 みどりとみずのある暮らしの応援</p>

表 6.1-11 (2) 世田谷区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>世田谷区地球温暖化対策地域推進計画 (平成24年3月)</p>	<p>世田谷区では、「世田谷区環境基本計画（調整計画）」で重点的に位置づけた「低炭素社会の実現」をめざし、「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し取り組みを進めている。本計画では、低炭素社会の長期的なビジョンを見据え、二酸化炭素排出量等の削減目標のほか、区民・事業者の取り組みと、区の施策等を定めている。</p> <p>二酸化炭素排出量の削減目標については、第1ステージの目標（平成32（2020）年度）は、区全域の二酸化炭素排出量を平成2（1990）年度比で10%削減（平成20（2008）年度比で25%削減に相当）、第2ステージの目標（平成62（2050）年度）は、区全域の二酸化炭素排出量を平成2（1990）年度比で60～80%削減（平成20（2008）年度比で66～83%削減に相当）としている。</p> <p>本計画の中では、二酸化炭素の排出に占める割合が最も高い世田谷区の暮らしに着目して、以下の重点的な取り組みを展開している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日々の暮らしから排出される二酸化炭素の「見える化」を進め、区民が継続的に二酸化炭素排出削減に取り組む活動を支援する。</li> <li>2. エネルギー消費の少ない自転車・公共交通の利用促進を進める。</li> <li>3. 暮らしの快適さをある程度保ちながら、効率的にエネルギーを利用し、二酸化炭素排出削減を図っていくため、住宅への省エネルギー機器の設置や再生可能エネルギーの導入を促進する。</li> </ol>
<p>世田谷区地球温暖化対策地域推進計画アクションプラン (平成25年3月)</p>	<p>世田谷区地球温暖化対策地域推進計画（平成24年3月策定）で定める目標を実現するため、区民、事業者及び区が連携協力しながら、具体的に実行する6つの行動指針である。</p> <p>&lt;アクションプランの取り組み内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東京都内最大の住宅地としての良好な住環境の創出</li> <li>2. 住まいの省エネルギー化・創エネルギーの促進と既存ストックの活用</li> <li>3. エネルギーの地産地消と地方都市との地域間連携</li> <li>4. 環境に優しい都市交通の実現</li> <li>5. 区民のエコなライフスタイルへの転換</li> <li>6. 区内最大の事業所である区役所の率先行動</li> </ol>
<p>世田谷区一般廃棄物処理基本計画 (平成27年3月)</p>	<p>中期的・長期的視点から世田谷区の一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）に関する施策の方向性を総合的に明らかにする計画であり、これまでの3Rの推進から、発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2Rに重点を置いて全面的に見直した。本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理計画に該当し、中・長期的視点から世田谷区の一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）に関する施策の方向性を明らかにするものである。</p> <p>計画期間は平成27年度から平成36年度の10年間とする。但し、計画の前提条件に大きな変更があった場合などは、概ね5年で見直す。</p> <p>基本理念は、「環境に配慮した持続可能な社会の実現」とし、基本方針は以下の3つが挙げられている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 区民・事業者主体による取り組みを推進する</li> <li>2. 拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する</li> <li>3. 環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する</li> </ol>

(2) 社会経済に関する計画等

東京都の社会経済に関する計画等は、表 6.1-12(1)及び(2)に示すとおりである。

表 6.1-12(1) 東京都の社会経済に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>東京ベイエリア21 (平成13年2月)</p>	<p>総合的・長期的な視点から東京臨海地域の役割や目指すべき方向を示す。東京臨海地域における土地利用や基盤整備などの都市づくりの指針を示し、地域の再編を誘導する。東京港などの物流機能や臨海副都心をはじめとする拠点整備の今後の在り方を提示する。 目標年次は概ね 20～25 年後としているが、より長期的な視点からの都市づくりを提示している。 東京臨海地域の再編整備の方向性として、以下に示す 4 つの進むべき方向と 7 つの舵を示している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 首都圏と世界を結ぶ人・モノ・情報のネットワークを創造する             <ul style="list-style-type: none"> <li>舵 1 羽田空港国際化の動き等への的確に対応する。</li> <li>舵 2 首都圏の共有財産・東京港を中核とした新たな物流ネットワークを創造する。</li> <li>舵 3 首都圏全体を視野に入れたネットワークの形成とアクセス機能の強化を進める。</li> </ul> </li> <li>2. 21 世紀の成長を支える新産業空間を創造する             <ul style="list-style-type: none"> <li>舵 4 次世代のリーディング産業の集積をもたらす地域整備を進める。</li> <li>舵 5 アジアの技術、産業、文化の拠点を構築する。</li> </ul> </li> <li>3. 職住近接と豊かな環境を備えた都市空間を創造する             <ul style="list-style-type: none"> <li>舵 6 ライフスタイルの多様化にあわせた新しい都心型居住を実現する。</li> </ul> </li> <li>4. 心を癒す水辺空間を創造する             <ul style="list-style-type: none"> <li>舵 7 国際都市東京の魅力と活力をかたちづくる「水辺の都」を創造する。</li> </ul> </li> </ol>
<p>東京都スポーツ推進計画 (平成25年3月)</p>	<p>『スポーツの力をすべての人に ～誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」を実現～』を基本理念に、「スポーツ都市東京」の実現を目指す。 実現に向けて、以下に示す 5 つの戦略と主な取組を掲げている。</p> <p>戦略 1 スポーツに触れて楽しむ機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・するスポーツの推進</li> <li>・支えるスポーツの推進</li> <li>・観るスポーツの推進</li> </ul> <p>戦略 2 スポーツをしたくなるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ情報の発信</li> <li>・まちかどスポーツの推進</li> <li>・地域スポーツとトップスポーツの融合</li> </ul> <p>戦略 3 ライフステージに応じたスポーツ活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供のスポーツ推進</li> <li>・高齢者のスポーツ推進</li> <li>・働き盛り・子育て世代のスポーツ推進</li> </ul> <p>戦略 4 世界を目指すアスリートの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな才能の発掘・育成</li> <li>・科学的データによる支援</li> </ul> <p>戦略 5 国際交流、観光、都市づくり政策等との連動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツを通じた復興に向けた取組</li> <li>・スポーツクラスターの整備と活用</li> </ul>

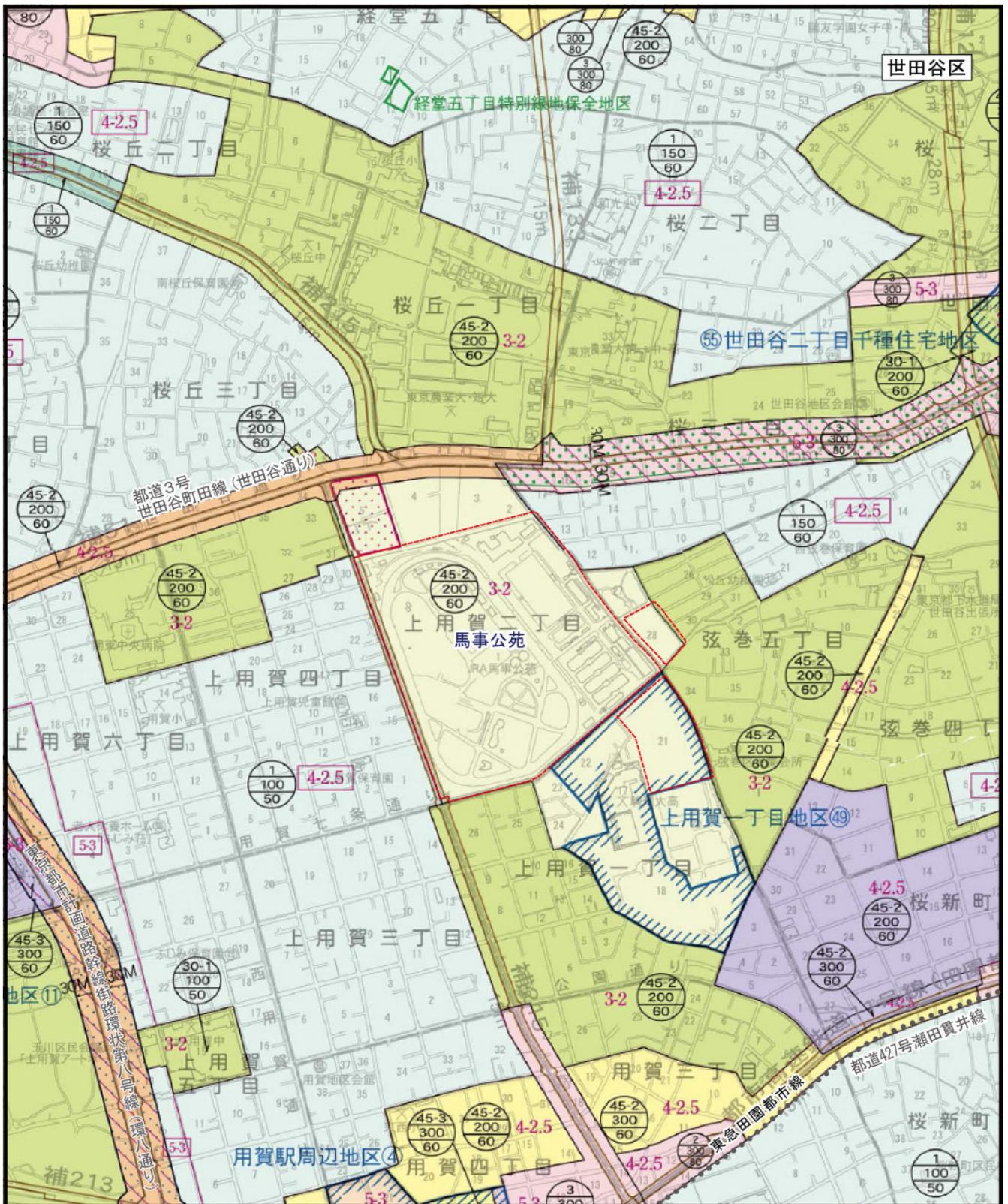
表 6.1-12(2) 東京都の社会経済に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
<p>東京都文化財振興指針―「創造的な文化を生み出す都市・東京」を目指して― (平成 18 年 5 月)</p>	<p>東京都では、平成 17 年 2 月に、都の文化施策に関する幅広い議論の場として、各分野のアーティストや有識者等による「東京都の文化施策を語る会」を設置した。本指針は、その提言を踏まえ、世界が文化的魅力を感じ、都民が文化的豊かさを誇ることができ、文化創造の基盤が充実した「創造的な文化を生み出す都市・東京」を目指して策定した。</p> <p>今後の文化政策の視点として、以下に示す 5 つの視点を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>視点 1 多様な社会や価値観を認め合う装置としての「文化」</li> <li>視点 2 国際外交戦略としての「文化」</li> <li>視点 3 都市経営戦略としての「文化」</li> <li>視点 4 豊かな“公”をはぐくむ「文化」</li> <li>視点 5 世代を超えて継承し続ける「文化」</li> </ul>
<p>東京文化ビジョン (平成 27 年 3 月)</p>	<p>東京都は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催やその先を見据えた、今後の芸術文化振興における基本指針となる「東京文化ビジョン」を策定した。</p> <p>世界に提示する 8 つの文化戦略</p> <p>文化戦略 1：伝統と現代が共存・融合する東京の独自性と多様性を追求し、世界発信</p> <p>文化戦略 2：多彩な文化拠点の魅力向上により、芸術文化都市東京の発信力を強化</p> <p>文化戦略 3：あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤を構築</p> <p>文化戦略 4：新進若手を中心に多様な人材を国内外から発掘・育成、新たな創造とビジネスのチャンスを提供</p> <p>文化戦略 5：都市外交を基軸に芸術文化交流を促進し、国際的な競争力を高める</p> <p>文化戦略 6：教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に、芸術文化の力を活用</p> <p>文化戦略 7：先端技術と芸術文化との融合により創造産業を発展させ、変革を創出</p> <p>文化戦略 8：東京が持つ芸術文化の力で、都市力を引き出し史上最高の文化プログラムを実現</p>
<p>東京都地域防災計画 1. 震災編（平成 26 年修正） 2. 風水害編（平成 26 年修正） 3. 火山編（平成 21 年修正） 4. 大規模事故編（平成 21 年修正） 5. 原子力災害編（平成 24 年修正）</p>	<p>災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、東京都防災会議が策定した計画。</p> <p>都、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機能がその有する全機能を有効に発揮して、都の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。</p> <p>計画は、1. 震災編、2. 風水害編、3. 火山編、4. 大規模事故編及び 5. 原子力災害編の 5 編により構成されている。</p>
<p>東京タップウォータープロジェクト（平成 26 年 6 月）</p>	<p>安全でおいしい水を「つくり・届ける、伝える」施策を推進するとともに、環境や家計にもやさしいことなど、水道水の良さを分かりやすく伝えることを目的としたプロジェクトである。また、安全やおいしさを都民が体験・体感できるように「水道水質の見える化」プログラムなどの施策を展開する。</p>
<p>東京都耐震改修促進計画 ～必ず来る大地震に対しても「倒れない」世界一安全・安心な都市・東京の実現を目指して (平成 28 年 3 月改定) (平成 26 年 4 月 1 日変更) (平成 24 年 3 月)</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき策定した。計画期間は平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とする。</p> <p>計画の概要は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020 年東京大会が迫る中、東京の防災対応力の強化を図るために、更なる耐震化の促進が必要である。</li> <li>・「必ず来る大地震に対しても「倒れない」世界一安全・安心な都市・東京の実現」を基本理念とし、耐震化の新たな目標と以下に示す 4 つの施策が記載されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化</li> <li>②防災都市づくり推進計画に定める整備地域内の住宅の耐震化</li> <li>③マンションの耐震化</li> <li>④耐震化の普及啓発</li> </ul> </li> </ul>

(3) 都市計画の状況

計画地周辺の「都市計画法」に基づく用途地域等の指定状況は、図 6.1-9 に示すとおりである。

計画地は第二種中高層住居専用地域に指定されており、計画地周辺は、主に第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に指定されている。また、計画地の一部が、「都市計画上用賀一丁目地区地区計画」に含まれている。



凡例

- |   |   |   |              |
|---|---|---|--------------|
|  | 計画地   |  | 第一種低層住居専用地域  |
|  | 私鉄(地下)                                      |  | 第二種低層住居専用地域  |
|  | 地区計画区域                                      |  | 第一種中高層住居専用地域 |
|  | 最低限高度地区(7m)<br>(世田谷通り沿道の一部、<br>目黒通り沿道地区に指定) |  | 第二種中高層住居専用地域 |
|  | 特定街区  |  | 第一種住居地域      |
|  | 準工業地域                                       |  | 第二種住居地域      |
|   |   |  | 準住居地域        |
|   |   |  | 近隣商業地域       |



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図 6.1-9 用途地域図

## 6.2 環境項目

### 6.2.1 大気汚染

計画地周辺の大気汚染常時監視測定局は、表 6.2-1 及び図 6.2-1 に示すとおりである。

表 6.2-1 大気汚染常時監視測定局一覧

区 分	地点番号	測定局名	住 所	設置主体	備 考
一般環境 大気測定局	No. 1	世田谷区世田谷	世田谷区世田谷 4-21-27	東京都	世田谷区役所
	No. 2	世田谷区成城	世田谷区成城 9-25-1	東京都	都立総合工科 高等学校
自動車排出 ガス測定局	No. 3	玉川通り上馬	世田谷区上馬 4-1-3	東京都	-
	No. 4	環八通り八幡山	世田谷区粕谷 2-19	東京都	-

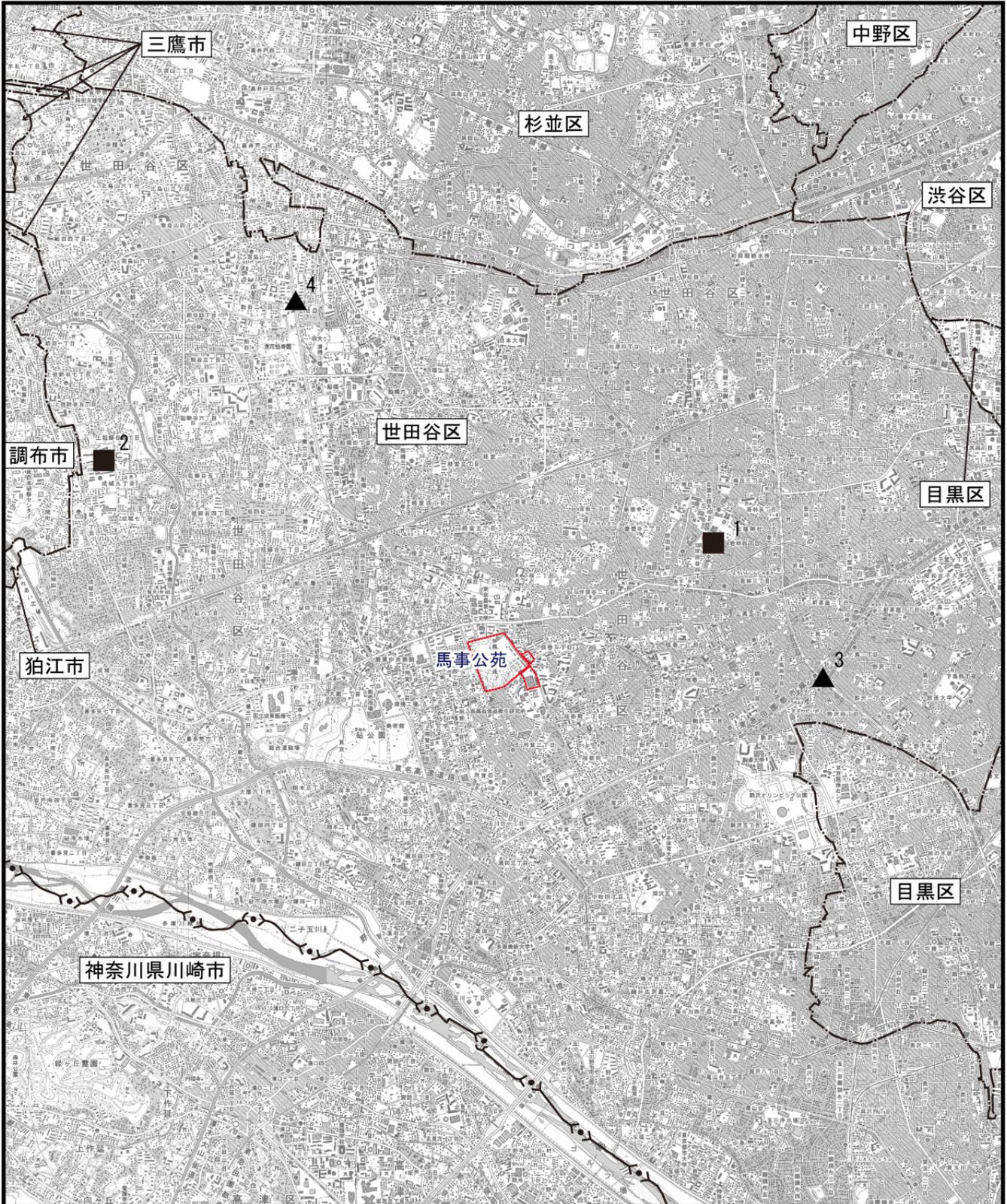
注) 地点番号は、図 6.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都環境局ホームページ)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/result\\_measurement.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.htm)

「環境数値データベース」(平成 28 年 4 月 28 日参照 国立環境研究所ホームページ)

<http://www.nies.go.jp/igreen/index.htm>



凡 例

--- 計画地

--- 区界

--- 県境

■ 一般環境大気測定局

▲ 自動車排出ガス測定局



Scale 1:50,000

0 1,000 2,000 4,000m

図 6.2-1

大気汚染常時監視測定局位置図

(1) 二酸化窒素

計画地周辺の大気汚染測定局における平成 26 年度の二酸化窒素の測定結果は、表 6.2-2 に示すとおりであり、測定されている全地点において環境基準を満足していた。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、図 6.2-2 に示すとおりであり、全体的に横ばい又は減少傾向である。

表 6.2-2 大気汚染常時監視測定局測定結果(二酸化窒素)

区 分	地点番号	測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98%値 (ppm)	環境基準 達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	No. 1	世田谷区世田谷	0.017	0.036	○	1 時間値の 1 日 平均値が 0.04ppm から 0.06ppm まで のゾーン内ま たはそれ以下 であること。
	No. 2	世田谷区成城	0.017	0.036	○	
自動車排出 ガス測定局	No. 3	玉川通り	0.036	0.059	○	
	No. 4	環八通り八幡山	0.031	0.049	○	

注 1) 測定値は、平成 26 年度の結果である。

2) 環境基準の達成状況は、長期的評価による。(○：達成)

3) 地点番号は、図 6.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都環境局ホームページ)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/result\\_measurement.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.htm)

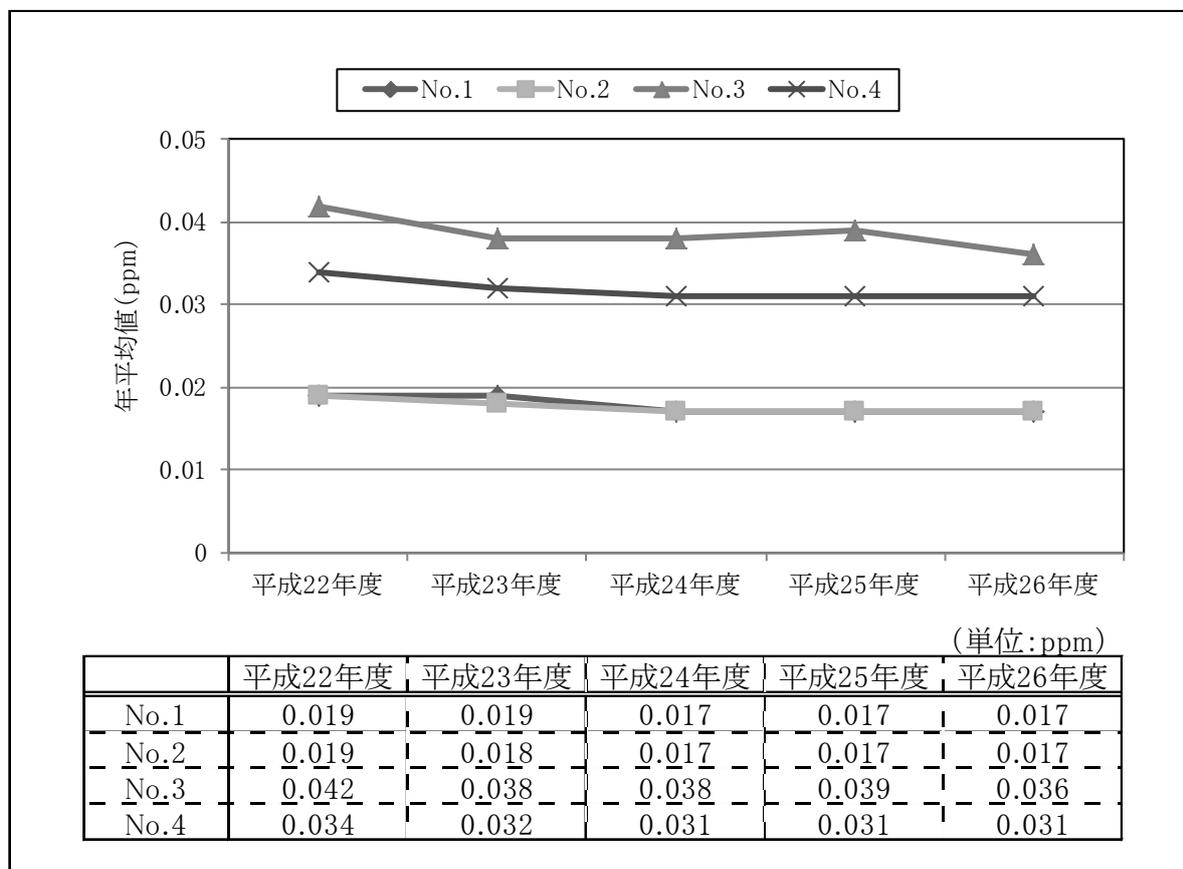


図 6.2-2 大気汚染の経年変化 (二酸化窒素)

(2) 浮遊粒子状物質

計画地周辺の大気汚染測定局における平成 26 年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、表 6.2-3 に示すとおりであり、測定されている全地点において環境基準を満足していた。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、図 6.2-3 に示すとおりであり、全体的に横ばい傾向である。

表 6.2-3 大気汚染常時監視測定局測定結果(浮遊粒子状物質)

区分	地点番号	測定局名	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 年間2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	環境基準 達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	No. 1	世田谷区世田谷	0.021	0.050	○	1時間値の1日 平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下 であり、かつ、 1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下 であること。
	No. 2	世田谷区成城	0.020	0.049	○	
自動車排出 ガス測定局	No. 3	玉川通り	0.022	0.054	○	
	No. 4	環八通り八幡山	0.022	0.053	○	

注 1) 測定値は、平成 26 年度の結果である。

2) 環境基準の達成状況は、長期的評価による。(○：達成)

3) 地点番号は、図 6.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都環境局ホームページ)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/result\\_measurement.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.htm)

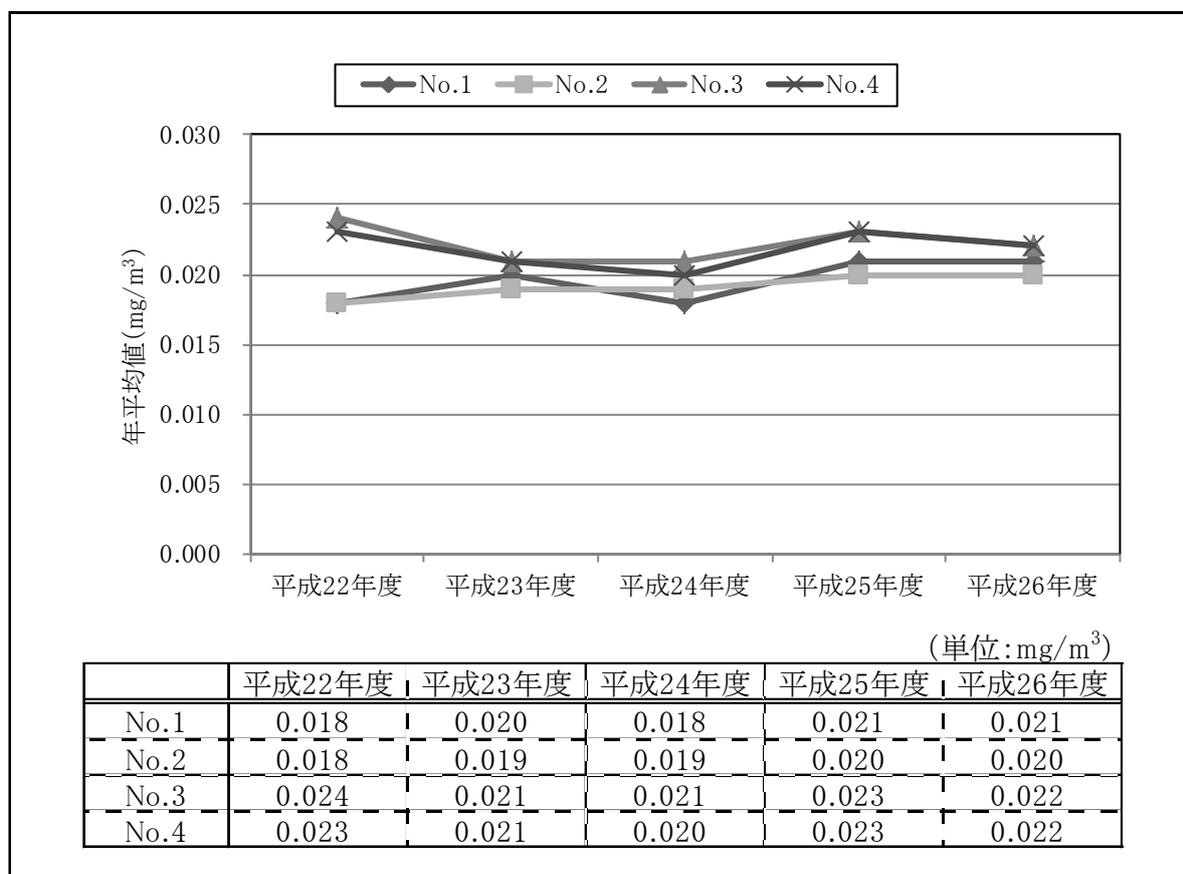


図 6.2-3 大気汚染の経年変化(浮遊粒子状物質)

### (3) 二酸化硫黄

計画地周辺の大気汚染測定局において二酸化硫黄を測定しているのは、世田谷区世田谷測定局のみである。平成26年度の二酸化硫黄の測定結果は、表6.2-4に示すとおりであり、環境基準を満足していた。

年平均値の過去5年間の経年変化は、図6.2-4に示すとおりであり、平成23年度だけ低くなったがそれ以外は横ばいである。

表 6.2-4 大気汚染常時監視測定局測定結果(二酸化硫黄)

区分	地点番号	測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準 達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	No. 1	世田谷区世田谷	0.002	0.003	○	1時間値の1日 平均値が 0.04ppm以下 であり、かつ、 1時間値が 0.1ppm以下で あること。
	No. 2	世田谷区成城	-	-	-	
自動車排出 ガス測定局	No. 3	玉川通り	-	-	-	
	No. 4	環八通り八幡山	-	-	-	

注1) 測定値は、平成26年度の結果である。

2) 環境基準の達成状況は、長期的評価による。(○：達成)

3) 地点番号は、図6.2-1に対応する。

4) 「-」は、当該測定局において測定されていない、または現時点で公表されていないことを示す。

出典：「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成28年4月28日参照 東京都環境局ホームページ)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/result\\_measurement.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.htm)

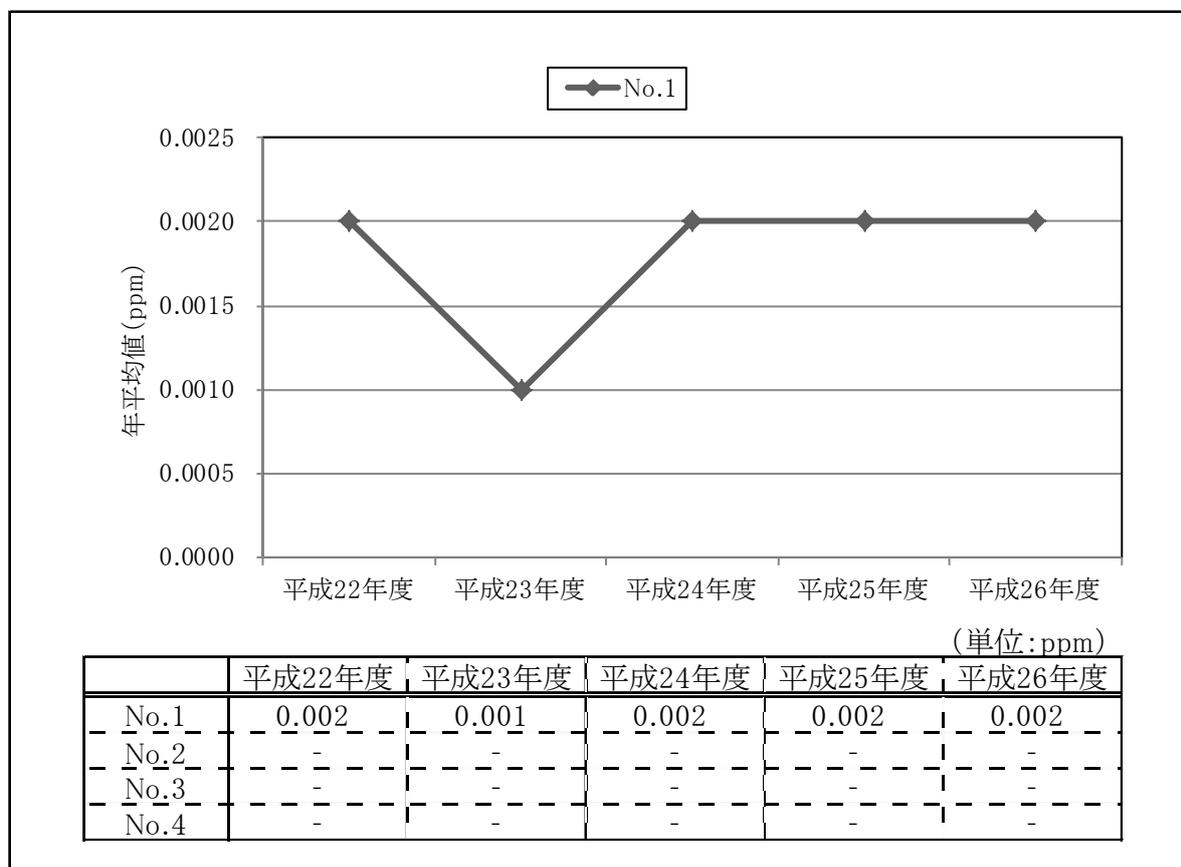


図 6.2-4 大気汚染の経年変化(二酸化硫黄)

(4) 一酸化炭素

計画地周辺の大気汚染測定局における平成 26 年度の一酸化炭素の測定結果は、表 6.2-5 に示すとおりであり、測定されている全地点において環境基準を満足していた。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、図 6.2-5 に示すとおりであり、最近は減少傾向である。

表 6.2-5 大気汚染常時監視測定局測定結果(一酸化炭素)

区分	地点番号	測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準 達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	No. 1	世田谷区世田谷	0.2	0.5	○	1時間値の1日 平均値が 10ppm以下で あり、かつ、1 時間値の8時 間平均値が 20ppm以下で あること。
	No. 2	世田谷区成城	-	-	-	
自動車排出 ガス測定局	No. 3	玉川通り	0.3	0.6	○	
	No. 4	環八通り八幡山	-	-	-	

注 1) 測定値は、平成 26 年度の結果である。

2) 環境基準の達成状況は、長期的評価による。(○：達成)

3) 地点番号は、図 6.2-1 に対応する。

4) 「-」は、当該測定局において測定されていない、または現時点で公表されていないことを示す。

出典：「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都環境局ホームページ)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/result\\_measurement.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.htm)

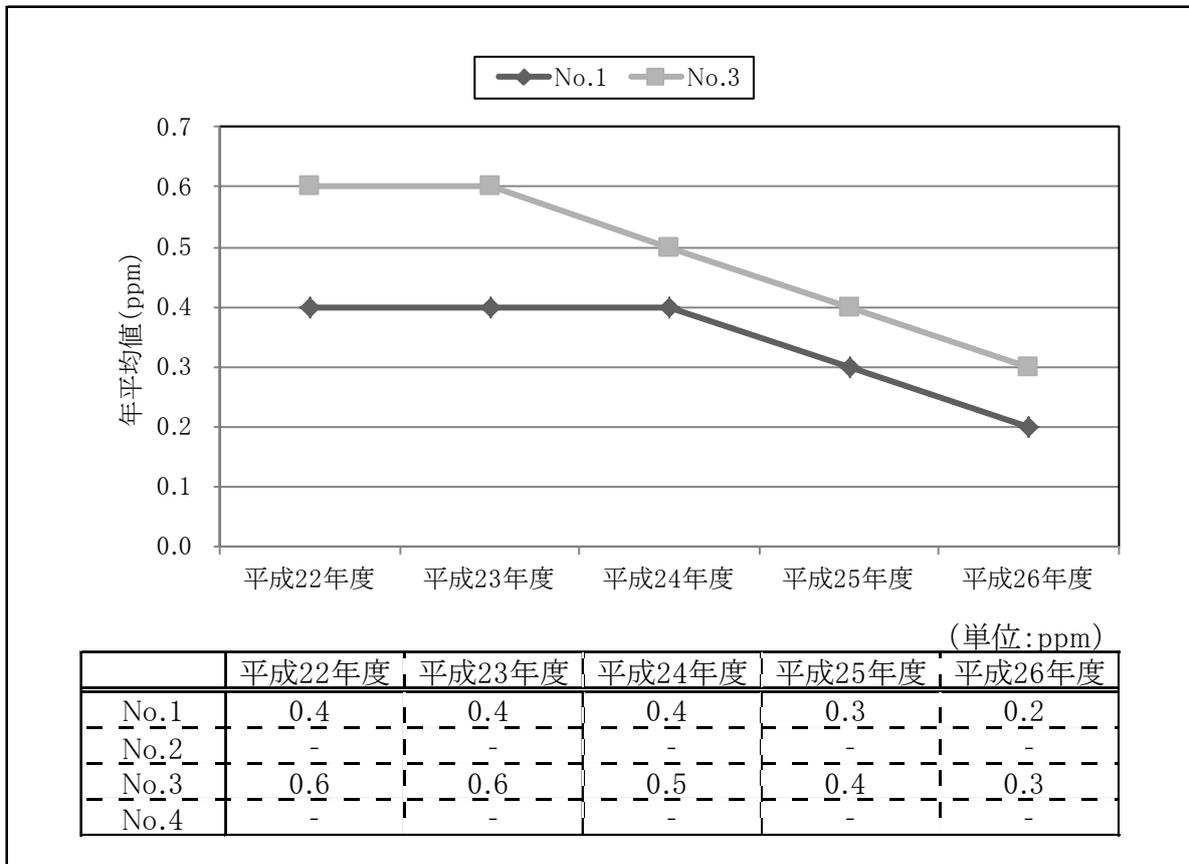


図 6.2-5 大気汚染の経年変化(一酸化炭素)

(5) 光化学オキシダント

計画地周辺の大気汚染測定局において光化学オキシダントを測定しているのは、世田谷区世田谷測定局のみである。平成 26 年度の光化学オキシダントの測定結果は、表 6.2-6 に示すとおりであり、環境基準を満足していなかった。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、図 6.2-6 に示すとおりであり、横ばい傾向である。

表 6.2-6 大気汚染常時監視測定局測定結果(光化学オキシダント)

区分	地点番号	測定局名	昼間の1時間値の最高値(ppm)	年平均値(ppm)	環境基準達成状況	環境基準
一般環境大気測定局	No. 1	世田谷区世田谷	0.153	0.033	×	1時間値が0.06ppm以下であること。
	No. 2	世田谷区成城	-	-	-	
自動車排出ガス測定局	No. 3	玉川通り	-	-	-	
	No. 4	環八通り八幡山	-	-	-	

注 1) 測定値は、平成 26 年度の結果である。

2) 環境基準の達成状況は、長期的評価による。(○：達成、×：非達成)

3) 地点番号は、図 6.2-1 に対応する。

4) 「-」は、当該測定局において測定されていない、または現時点で公表されていないことを示す。

出典：「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都環境局ホームページ)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/result\\_measurement.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.htm)

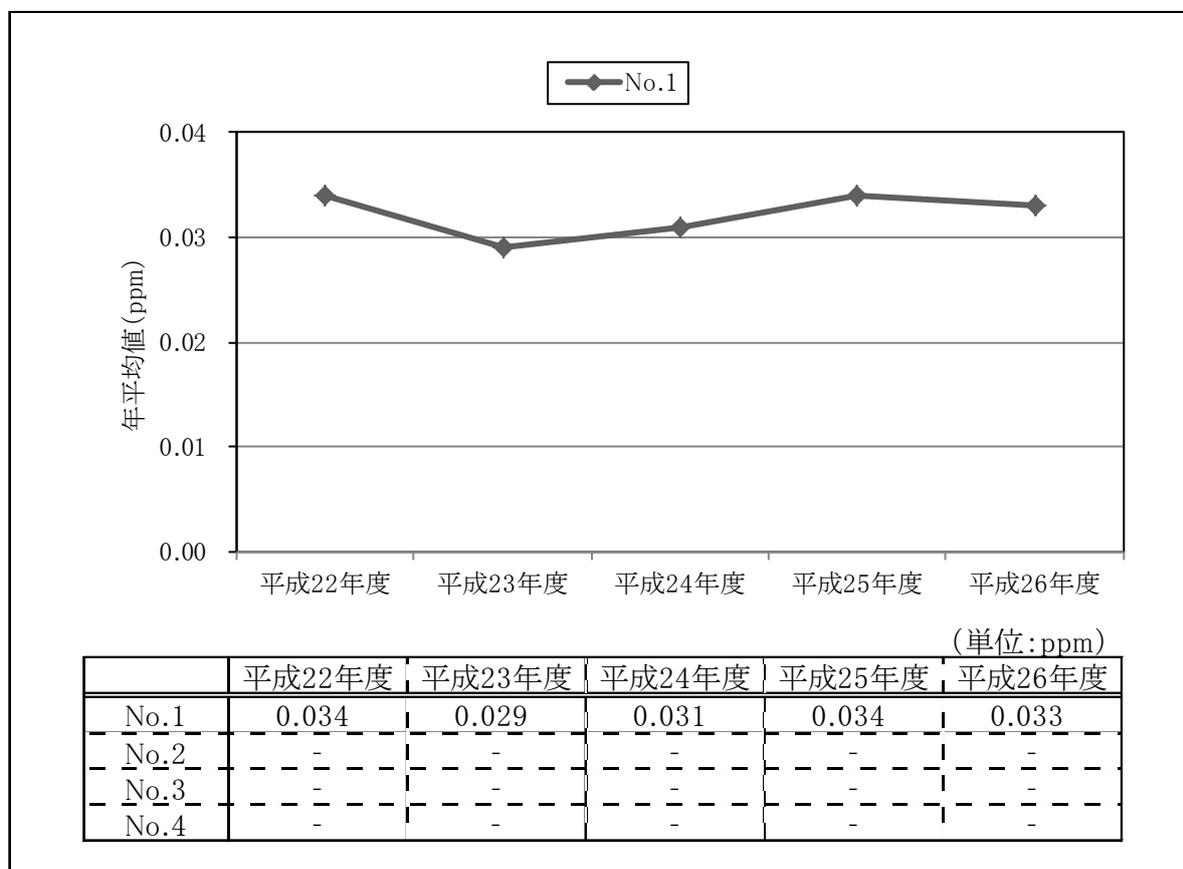


図 6.2-6 大気汚染の経年変化(光化学オキシダント)

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

計画地周辺の大気汚染測定局における平成 26 年度の微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果は、表 6.2-7 に示すとおりであり、測定されている全地点において環境基準を満足していなかった。

年平均値の過去 4 年間の経年変化は、図 6.2-7 に示すとおりであり、全体的に増加傾向である。

表 6.2-7 大気汚染常時監視測定局測定結果(微小粒子状物質 (PM2.5))

区分	地点番号	測定局名	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の 年間 98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	環境基準 達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	No. 1	世田谷区世田谷	17.4	41.4	×	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であり、かつ、 一日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であること。
	No. 2	世田谷区成城	15.4	34.0	×	
自動車排出 ガス測定局	No. 3	玉川通り	18.3	43.9	×	
	No. 4	環八通り八幡山	17.1	41.1	×	

注 1) 測定値は、平成 26 年度の結果である。

2) 環境基準の達成状況は、長期的評価による。(○：達成、×：非達成)

3) 地点番号は、図 6.2-1 に対応する。

出典：「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都環境局ホームページ)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/result\\_measurement.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.htm)

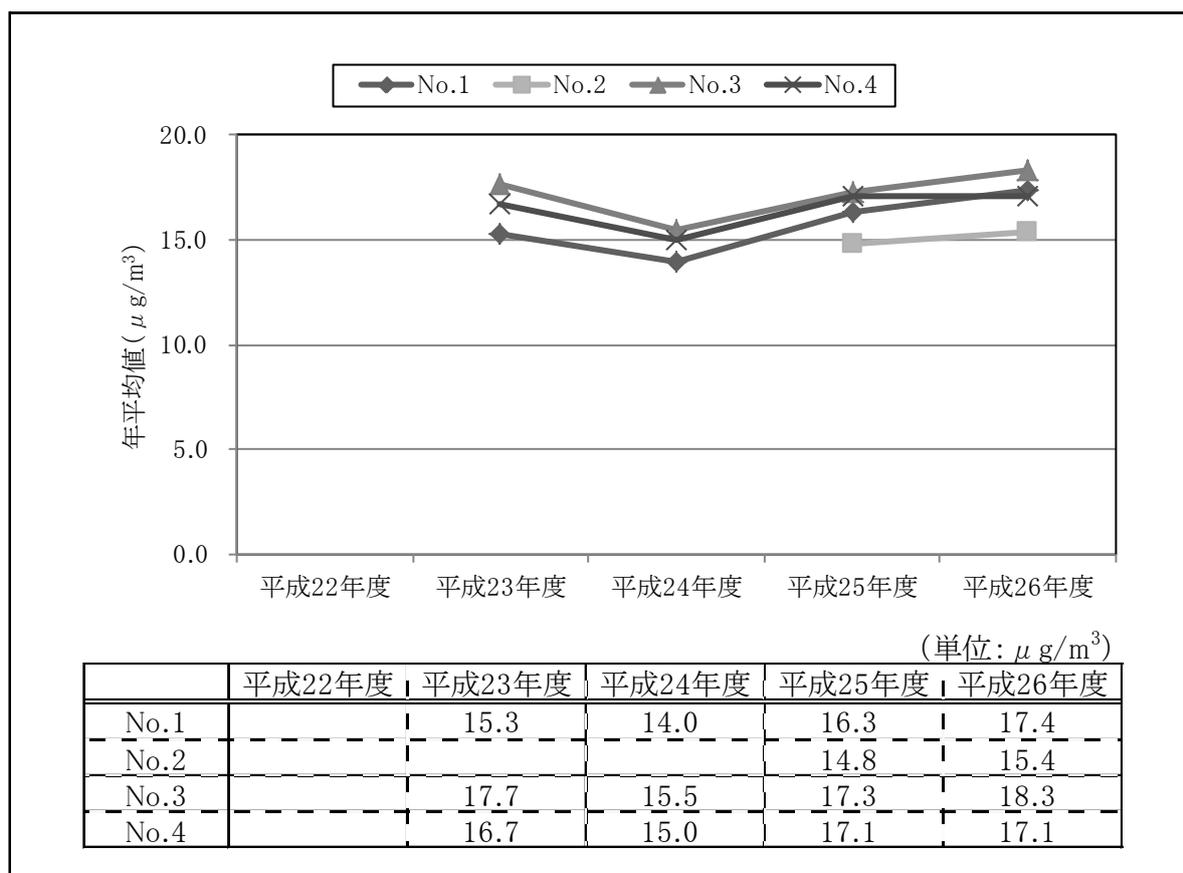
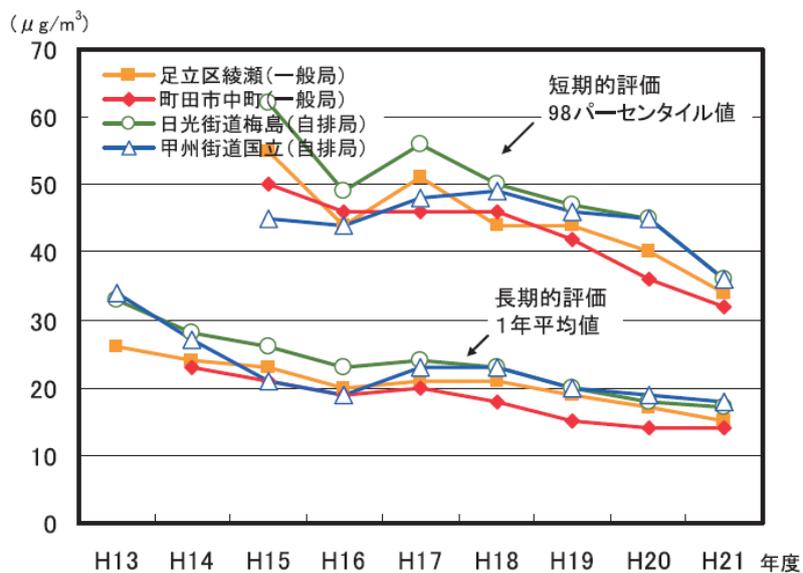


図 6.2-7 大気汚染の経年変化(微小粒子状物質 (PM2.5))

なお、過年度から継続して測定を行っている都内4地点における測定結果は、図6.2-8に示すとおりであり、全体的に減少傾向である。



出典：「第7回微小粒子状物質検討会」（平成28年4月28日参照 東京都環境局ホームページ）  
[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/conference/particulate\\_matter/study\\_committee\\_07.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/conference/particulate_matter/study_committee_07.htm)

図6.2-8 微小粒子状物質 (PM2.5) の経年変化

## (7) その他の有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の測定を行っている世田谷区世田谷局及び環八通り八幡山局における、平成26年度の有害大気汚染物質のモニタリング調査結果は、表6.2-8(1)及び(2)に示すとおりである。

表 6.2-8(1) 有害大気汚染物質のモニタリング調査結果【世田谷区世田谷局】

区 分	地点番号	測定局名	物質名	測定結果 (年平均値)
一般環境 大気測定局	No. 1	世田谷区世田 谷	ベンゼン	1.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			トリクロロエチレン	0.72 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			テトラクロロエチレン	0.52 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			ジクロロメタン	1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			アクリロニトリル	0.07 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			塩化ビニルモノマー	0.03 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			クロロホルム	0.21 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			1,2-ジクロロエタン	0.13 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			1,3-ブタジエン	0.15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			酸化エチレン	0.086 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			酸化メチル	1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			トルエン	6.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			四塩化炭素	0.60 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			アセトアルデヒド	3.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			ホルムアルデヒド	2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			ニッケル化合物	3.2 $\text{ng}/\text{m}^3$
			ヒ素及びその化合物	0.77 $\text{ng}/\text{m}^3$
			バリリウム及びその化合物	<0.02 $\text{ng}/\text{m}^3$
			マンガン及びその化合物	19 $\text{ng}/\text{m}^3$
			クロム及びその化合物	4.9 $\text{ng}/\text{m}^3$
			水銀及びその化合物	2.4 $\text{ng}/\text{m}^3$
			ベンゾ[a]ピレン	0.18 $\text{ng}/\text{m}^3$
			キシレン	1.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			m, p-キシレン	1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			o-キシレン	0.49 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			エチルベンゼン	1.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
スチレン	0.17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
1,1-ジクロロエタン	<0.04 $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
粉じん	27.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$			

注1) 測定値は、平成26年度の結果である。

注2) 地点番号は、図6.2-1に対応する。

出典：「有害大気汚染物質のモニタリング調査」（平成28年4月28日参照 東京都環境局ホームページ）

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/hazardous\\_contaminant/index.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/hazardous_contaminant/index.htm)

表 6.2-8(2) 有害大気汚染物質のモニタリング調査結果【環八通り八幡山】

区 分	地点番号	測定局名	物質名	測定結果 (年平均値)
自動車排出 ガス測定局	No. 4	環八通り八幡 山	ベンゼン	1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			トリクロロエチレン	0.67 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			テトラクロロエチレン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			ジクロロメタン	1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			アクリロニトリル	0.09 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			塩化ビニルモノマー	0.03 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			クロロホルム	0.20 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			1,2-ジクロロエタン	0.13 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			1,3-ブタジエン	0.22 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			酸化エチレン	0.094 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			酸化メチル	1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			トルエン	7.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			四塩化炭素	0.61 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			アセトアルデヒド	3.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			ホルムアルデヒド	3.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			ニッケル化合物	4.0 $\text{ng}/\text{m}^3$
			ヒ素及びその化合物	0.81 $\text{ng}/\text{m}^3$
			ベリリウム及びその化合物	<0.02 $\text{ng}/\text{m}^3$
			マンガン及びその化合物	25 $\text{ng}/\text{m}^3$
			クロム及びその化合物	6.8 $\text{ng}/\text{m}^3$
			水銀及びその化合物	2.1 $\text{ng}/\text{m}^3$
			ベンゾ[a]ピレン	0.19 $\text{ng}/\text{m}^3$
			キシレン	2.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			m, p-キシレン	1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			o-キシレン	0.54 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
			エチルベンゼン	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
スチレン	0.17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
1,1-ジクロロエタン	<0.04 $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
粉じん	39.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$			

注 1) 測定値は、平成 26 年度の結果である。

2) 地点番号は、図 6.2-1 に対応する。

出典：「有害大気汚染物質のモニタリング調査」（平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都環境局ホームページ）

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/hazardous\\_contaminant/index.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/hazardous_contaminant/index.htm)

(8) ダイオキシン類

ダイオキシン類の測定を行っている世田谷区世田谷局における、平成 26 年度の調査結果は、表 6.2-9 に示すとおりであり、環境基準を満足していた。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、図 6.2-9 に示すとおりであり、減少傾向である。

表 6.2-9 大気汚染常時監視測定局測定結果(ダイオキシン類)

区 分	地点番号	測定局名	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	環境基準 達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	No.1	世田谷区世田谷局	0.023	○	年平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 であること。

注 1) 測定値は、平成 26 年度の結果である。

2) 環境基準の達成状況は、長期的評価による。(○：達成)

3) 地点番号は、図 6.2-1 に対応する。

4) 「-」は、当該測定局において測定されていないことを示す。

出典：「都内のダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果」

(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都環境局ホームページ)

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/chemical/dioxin/result/index.htm>

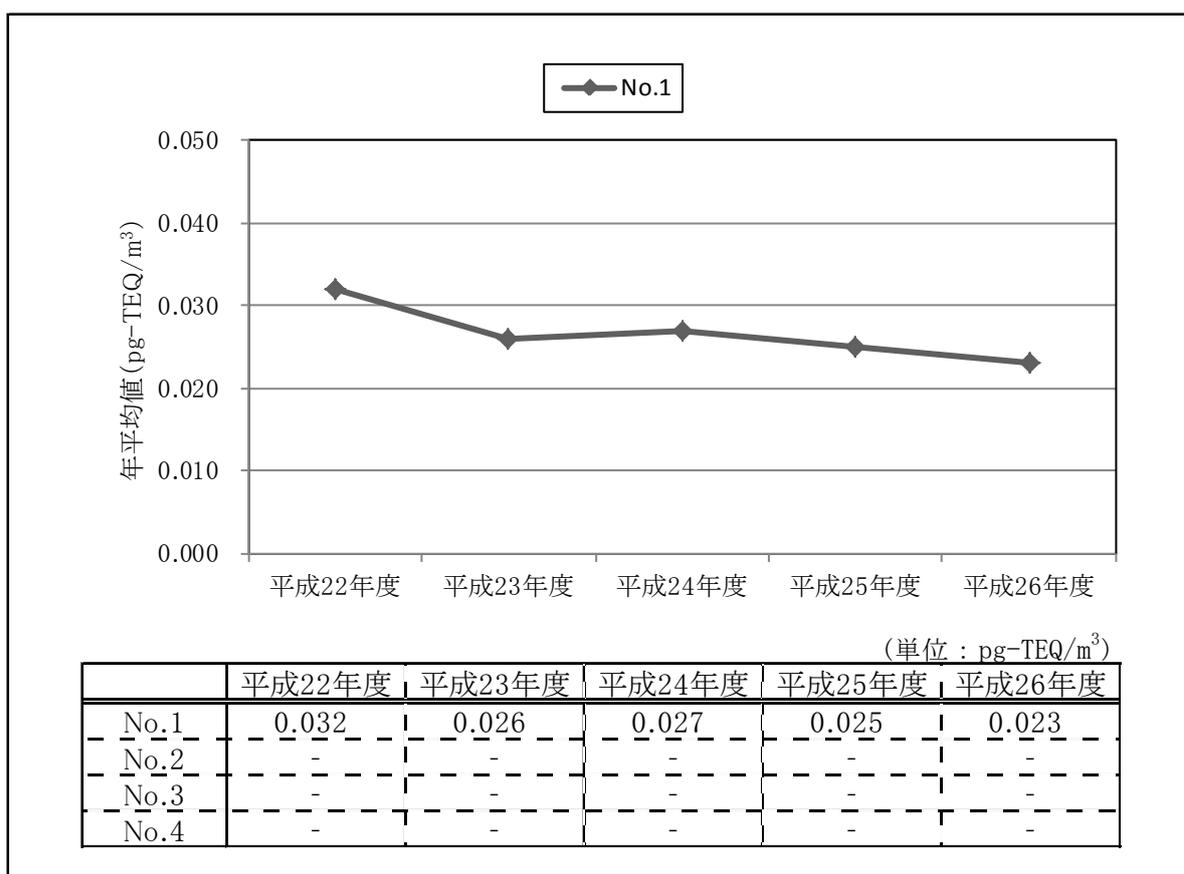


図 6.2-9 大気汚染の経年変化(ダイオキシン類)

(9) 大気汚染に係る公害苦情の状況

計画地が位置する世田谷区における平成 22～26 年度の全公害苦情受付件数と、そのうちの大気汚染に関する件数の推移は、表 6.2-10 に示すとおりである。

平成 26 年度に世田谷区に寄せられた全 262 件の公害苦情のうち、大気汚染に関するものは 50 件であった。

表 6.2-10 大気汚染に関する苦情受付件数

(単位：件)

区	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
世田谷区	50 (205)	39 (204)	43 (277)	37 (211)	50 (262)

注) ( )内は、全公害苦情件数である。

出典：「公害苦情統計調査」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都環境局ホームページ)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy\\_others/pollution/statistics.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy_others/pollution/statistics.htm)

### 6.2.2 悪臭

計画地が位置する世田谷区における平成 22～26 年度の全公害苦情受付件数と、そのうちの悪臭に関する件数の推移は、表 6.2-11 に示すとおりである。

平成 26 年度に世田谷区に寄せられた全 262 件の公害苦情のうち、悪臭に関するものは 27 件であった。

表 6.2-11 悪臭に関する苦情受付件数

(単位：件)

区 市	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
世田谷区	20 (205)	19 (204)	33 (277)	23 (211)	27 (262)

注) ( )内は、全公害苦情件数である。

出典：「公害苦情統計調査」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都環境局ホームページ)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy\\_others/pollution/statistics.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy_others/pollution/statistics.htm)

### 6.2.3 騒音・振動

#### (1) 騒音

計画地周辺における道路交通騒音の調査結果は、表 6.2-12 に示すとおりである。また、調査地点は図 6.2-10 に示すとおりである。

計画地周辺には、騒音規制法第 18 条(常時監視)に基づく自動車騒音の常時監視地点が 3 地点(No. 1~3)、騒音規制法第 17 条(測定に基づく要請及び意見)及び第 21 条の 2 (騒音の測定)に基づく自動車騒音の調査地点が 1 地点(No. 4)設定されている。

道路交通騒音レベル( $L_{Aeq}$ )の調査結果は、No. 4 (世田谷区砧公園 7) 以外の 3 地点は昼間、夜間とも環境基準を達成していた。

表 6.2-12 道路交通騒音調査結果

地点番号	路線名	測定地点	車線数	地域類型	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) (dB)			
					調査結果		環境基準	
					昼間	夜間	昼間	夜間
1	首都高速三号線	世田谷区用賀 2-31	4	B	68(○)	63(○)	70	65
2	都道 3 号世田谷町田線 (世田谷通り)	世田谷区桜丘 3-26	2	B	67(○)	65(○)	70	65
3	都道 427 号瀬田貫井線	世田谷区玉川台 1-12	2	B	63(○)	59(○)	70	65
4	東京都市計画道路幹線街路 環状第八号線 (環八通り)	世田谷区砧公園 7	6	B	71(×)	70(×)	70	65

注 1) 地域類型は、「騒音に係る環境基準」に基づく当該地点の地域の類型であり、以下のとおり分類される。

A : 専ら住居の用の供される地域                      B : 主として住居の用に供される地域  
C : 相当数の住居と合わせて商業、工業等の用に供される地域

2) 昼夜の区分は、以下のとおり。

昼間 6:00~22:00                      夜間 22:00~6:00

3) ( )内は、「騒音に係る環境基準」の達成状況。 ○ : 達成、× : 非達成

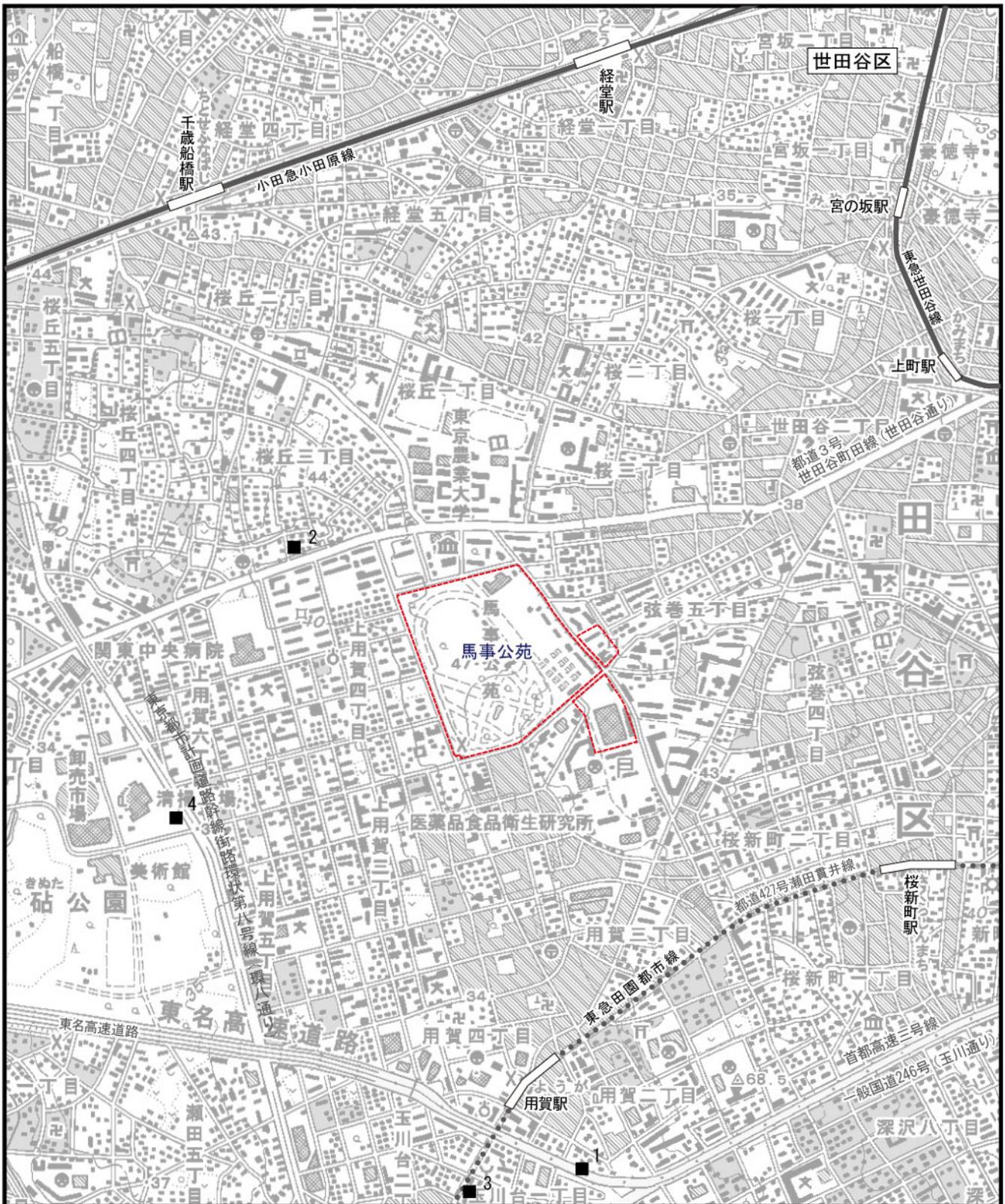
4) 環境基準は、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例値

5) 地点番号は、図 6.2-10 に対応する。

出典 : 「平成 26 年度 道路交通騒音振動調査報告書」 (平成 28 年 4 月 東京都環境局)

#### (2) 振動

計画地周辺においては、道路交通振動の調査は行っていない。



凡例

- 計画地
- 私鉄
- 私鉄（地下鉄）
- 測定地点



Scale 1:15,000



図 6.2-10 道路交通騒音調査地点図

(3) 騒音・振動に係る公害苦情の状況

計画地が位置する世田谷区における平成 22～26 年度の全公害苦情受付件数と、そのうちの騒音・振動に関する件数の推移は、表 6.2-13 に示すとおりである。

平成 26 年度に世田谷区に寄せられた全 262 件の公害苦情のうち、騒音に関するものは 148 件、振動に関するものは 23 件であった。

表 6.2-13(1) 騒音に関する苦情受付件数

(単位：件)

区 市	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
世田谷区	103 (205)	107 (204)	149 (277)	117 (211)	148 (262)

注) ( )内は、全公害苦情件数である。

出典：「公害苦情統計調査」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都環境局ホームページ)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy\\_others/pollution/statistics.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy_others/pollution/statistics.htm)

表 6.2-13(2) 振動に関する苦情受付件数

(単位：件)

区 市	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
世田谷区	24 (205)	30 (204)	33 (277)	21 (211)	23 (262)

注) ( )内は、全公害苦情件数である。

出典：「公害苦情統計調査」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都環境局ホームページ)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy\\_others/pollution/statistics.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy_others/pollution/statistics.htm)

## 6.2.4 水質汚濁

### (1) 河川の水質の状況

計画地周辺において、東京都が行っている公共用水域調査地点はない。

### (2) 水質汚濁に係る公害苦情・陳情の状況

計画地が位置する世田谷区における平成 22～26 年度の全公害苦情受付件数と、そのうちの水質汚濁に関する件数の推移は、表 6.2-14 に示すとおりである。

平成26年度に世田谷区に寄せられた全262件の公害苦情のうち、水質汚濁に関するものは0件であった。

表6.2-14 水質汚濁に関する苦情受付件数

(単位：件)

区 市	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
世田谷区	- (205)	1 (204)	2 (277)	- (211)	- (262)

注) ( )内は、全公害苦情件数である。

出典：「公害苦情統計調査」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都環境局ホームページ)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy\\_others/pollution/statistics.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy_others/pollution/statistics.htm)

## 6.2.5 土壌汚染

計画地には、土壌汚染対策法に基づく要措置区域または形質変更時要届出区域は指定されていない(平成 28 年 4 月 28 日時点)。

計画地が位置する世田谷区における平成 22～26 年度の全公害苦情受付件数と、そのうち土壌汚染に関する件数の推移は、表 6.2-15 に示すとおりである。

平成26年度に世田谷区に寄せられた全262件の公害苦情のうち、土壌汚染に関するものは0件であった。

表6.2-15 土壌汚染に関する苦情受付件数

(単位：件)

区 市	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
世田谷区	- (205)	1 (204)	- (277)	- (211)	- (262)

注) ( )内は、全公害苦情件数である。

出典：「公害苦情統計調査」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都環境局ホームページ)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy\\_others/pollution/statistics.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy_others/pollution/statistics.htm)

### 6.2.6 地盤

東京都における平成26年の地盤変動量の状況は、図6.2-11に示すとおりである。

計画地が位置する世田谷区周辺では、平成26年の地盤変動量はほとんどみられない。

計画地が位置する世田谷区における平成22～26年度の全公害苦情受付件数と、そのうちの地盤沈下に関する件数の推移は、表6.2-16に示すとおりである。

平成26年度に世田谷区に寄せられた全262件の公害苦情のうち、地盤沈下に関するものは0件であった。



出典:「平成26年 地盤沈下調査報告書」(平成27年7月 東京都土木技術支援・人材育成センター)

図6.2-11 平成26年の地盤変動量図

表6.2-16 地盤沈下に関する苦情受付件数

(単位:件)

区市	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
世田谷区	- (205)	- (204)	- (277)	- (211)	- (262)

注) ( )内は、全公害苦情件数である。

出典:「公害苦情統計調査」(平成28年4月28日参照 東京都環境局ホームページ)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy\\_others/pollution/statistics.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy_others/pollution/statistics.htm)

### 6.2.7 地形・地質

#### (1) 地形の状況

計画地周辺の地形分類図は、図 6.2-12 に示すとおりである。

計画地周辺の地形は上位面、平坦化地となっている。

#### (2) 地質の状況

計画地周辺の地質断面図は、図 6.2-13 に示すとおりである。

計画地では、上総層群、東京層、下末吉層、下末吉ローム層、武蔵野ローム層、立川礫層が堆積している。

### 6.2.8 水循環

#### (1) 河川の状況

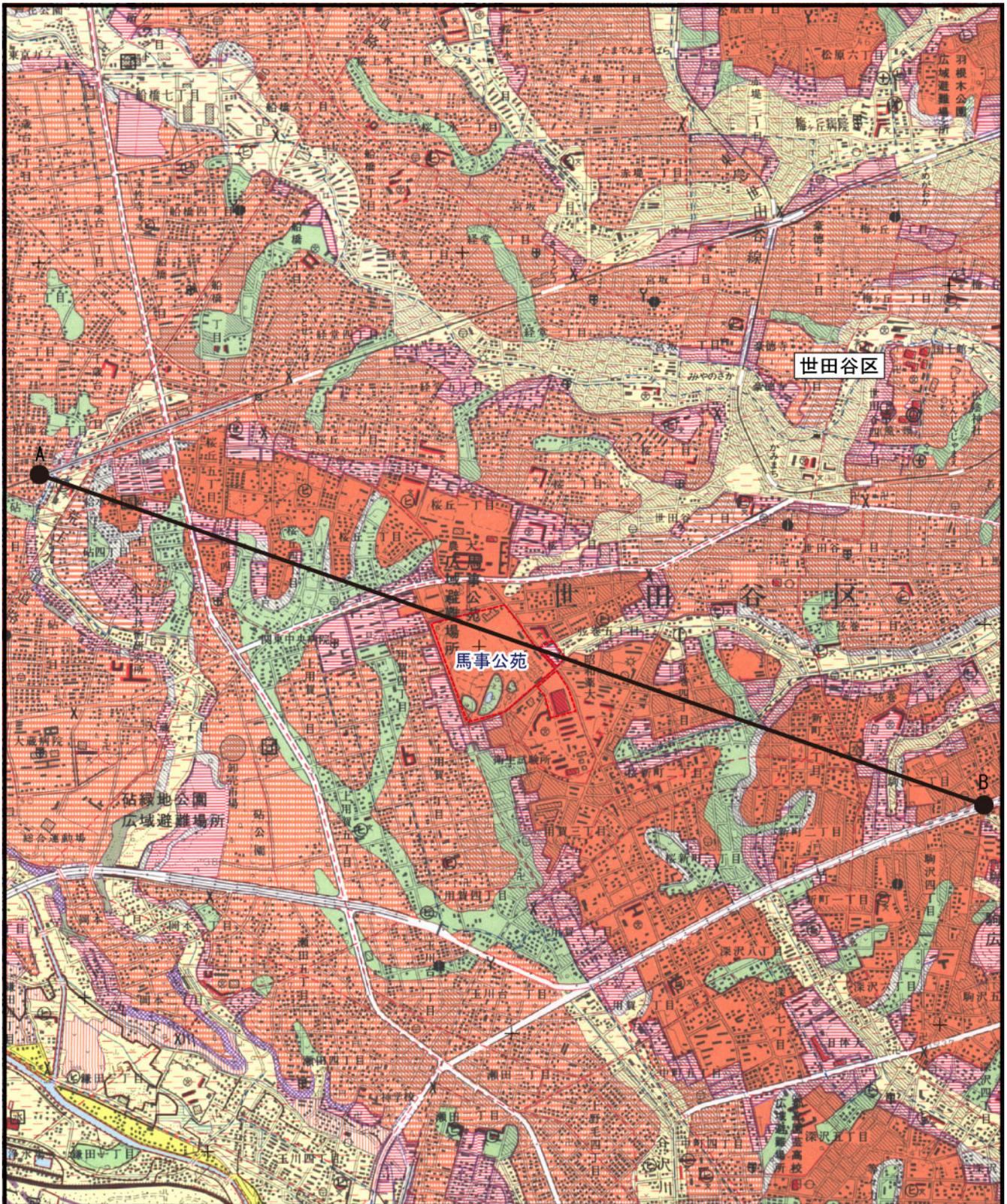
計画地の周辺における河川の位置は、図 6.1-7 に示すとおりである。

計画地周辺は、烏山川が位置しているが暗渠となっている。

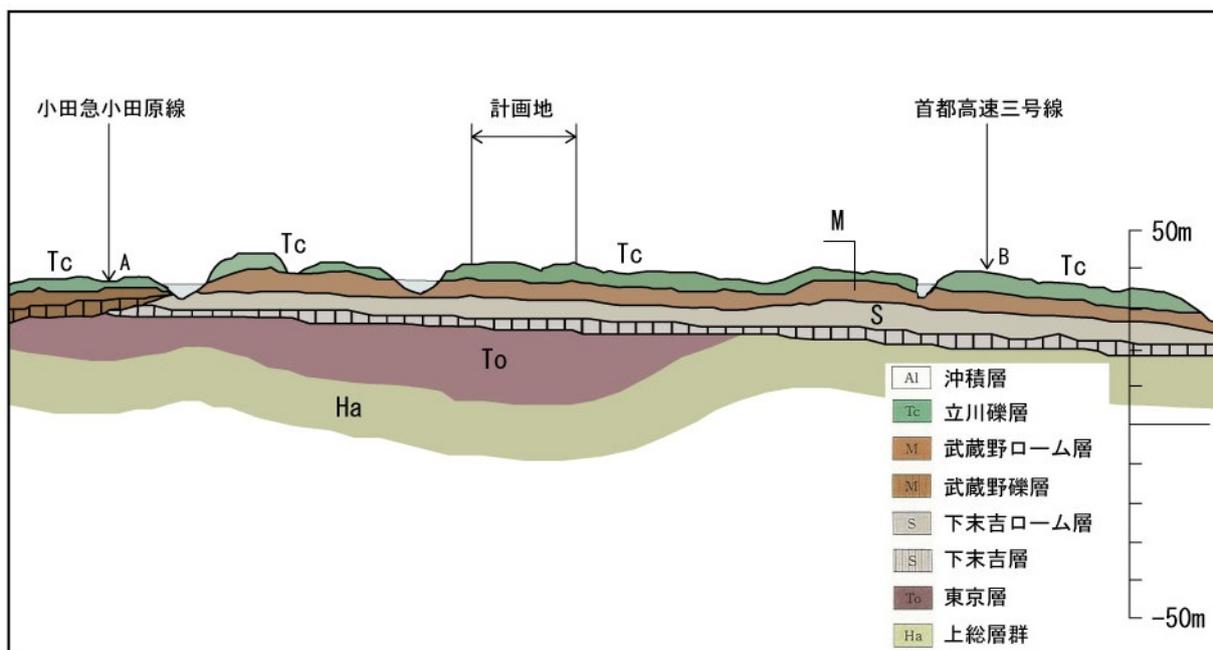
#### (2) 地下水の状況

東京都における平成 26 年末の地下水位の状況は、図 6.2-14 に示すとおりである。

計画地周辺の地下水位は T. P. +20m 程度となっている。

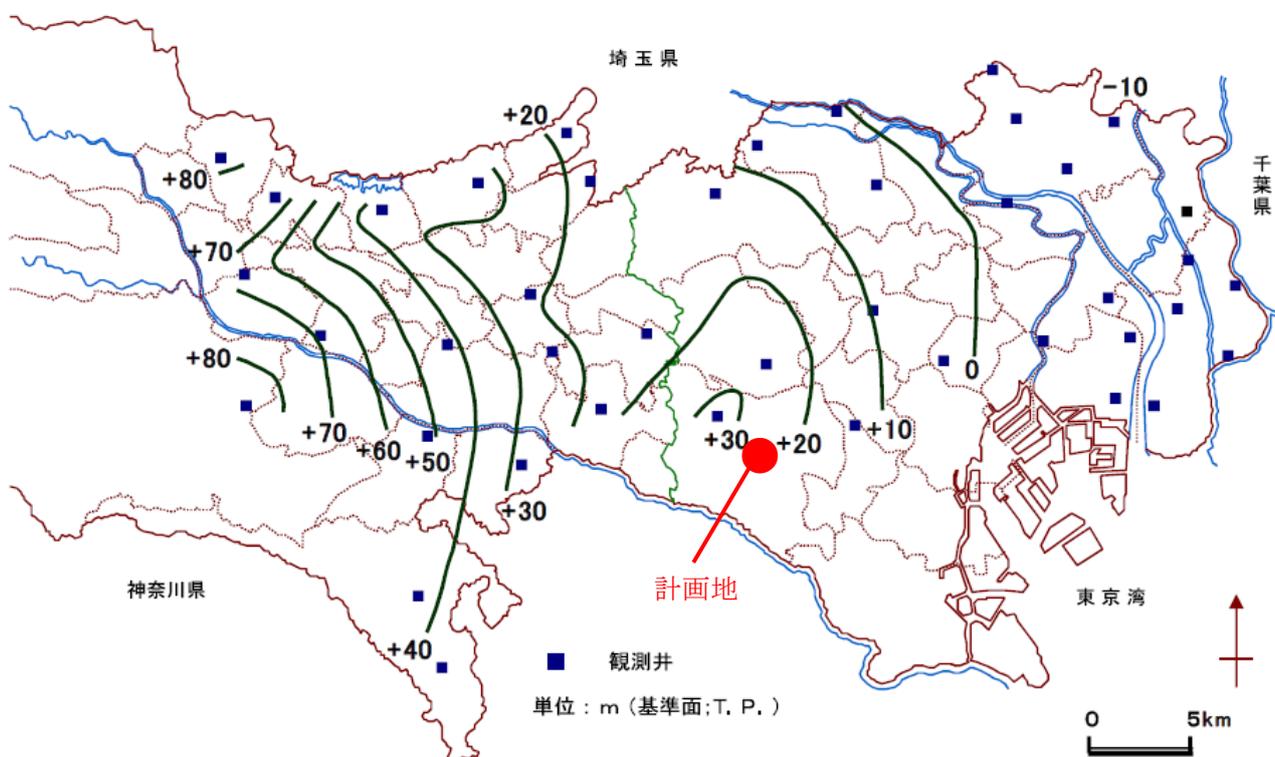


出典：「土地条件図」（平成 28 年 4 月 28 日参照 国土地理院） <http://maps.gsi.go.jp/>



出典：「土地分類基本調査 東京西南部 1997 年版 地質断面図」（平成 9 年 3 月 東京都労働経済局）より作成

図 6.2-13 地質断面図



出典：「平成26年 地盤沈下調査報告書」（平成27年7月 東京都土木技術支援・人材育成センター）

図6.2-14 平成26年末の地下水位等高線図

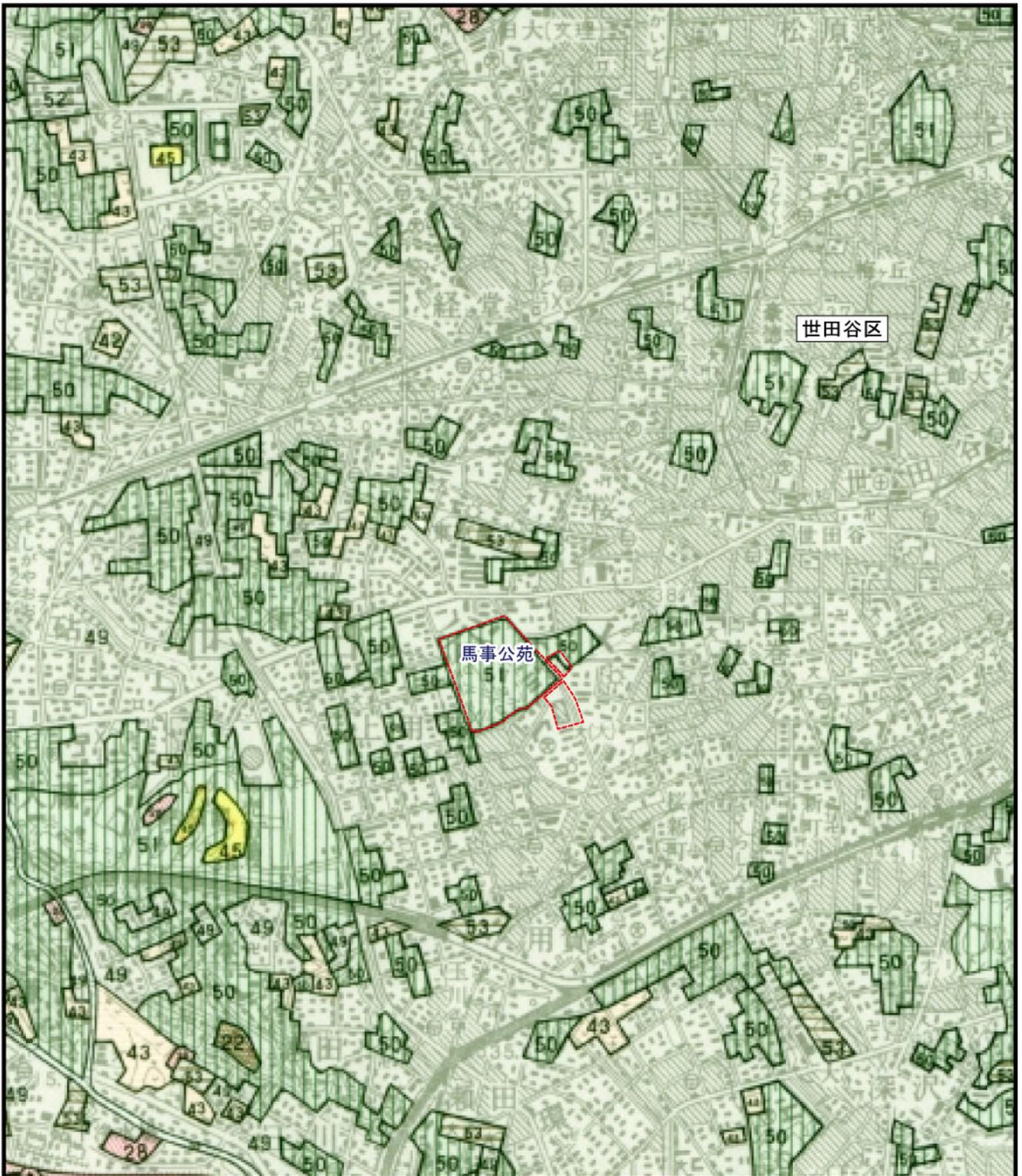
### 6.2.9 生物・生態系

#### (1) 陸上植物

計画地及び周辺の植生状況は図 6.2-15 に、動植物の注目される地域は、図 6.2-16 に示すとおりである。

計画地は「公園、墓地等」に区分されており、周辺は主に「市街地」が広がっている。

計画地の南西側には鳥類の集団繁殖地や集団ねぐらがみられる。



凡 例

- |  |  |
|--|--|
|  計画地                |  50 緑の多い住宅地 |
|  22 コナラ-オニシバリ群落     |  51 公園、墓地等  |
|  28 路傍雑草群落          |  52 工場地帯    |
|  43 畑地雑草群落 (シロザクラス) |  53 造成地     |
|  45 人口草地            |  |
|  49 市街地             |  |

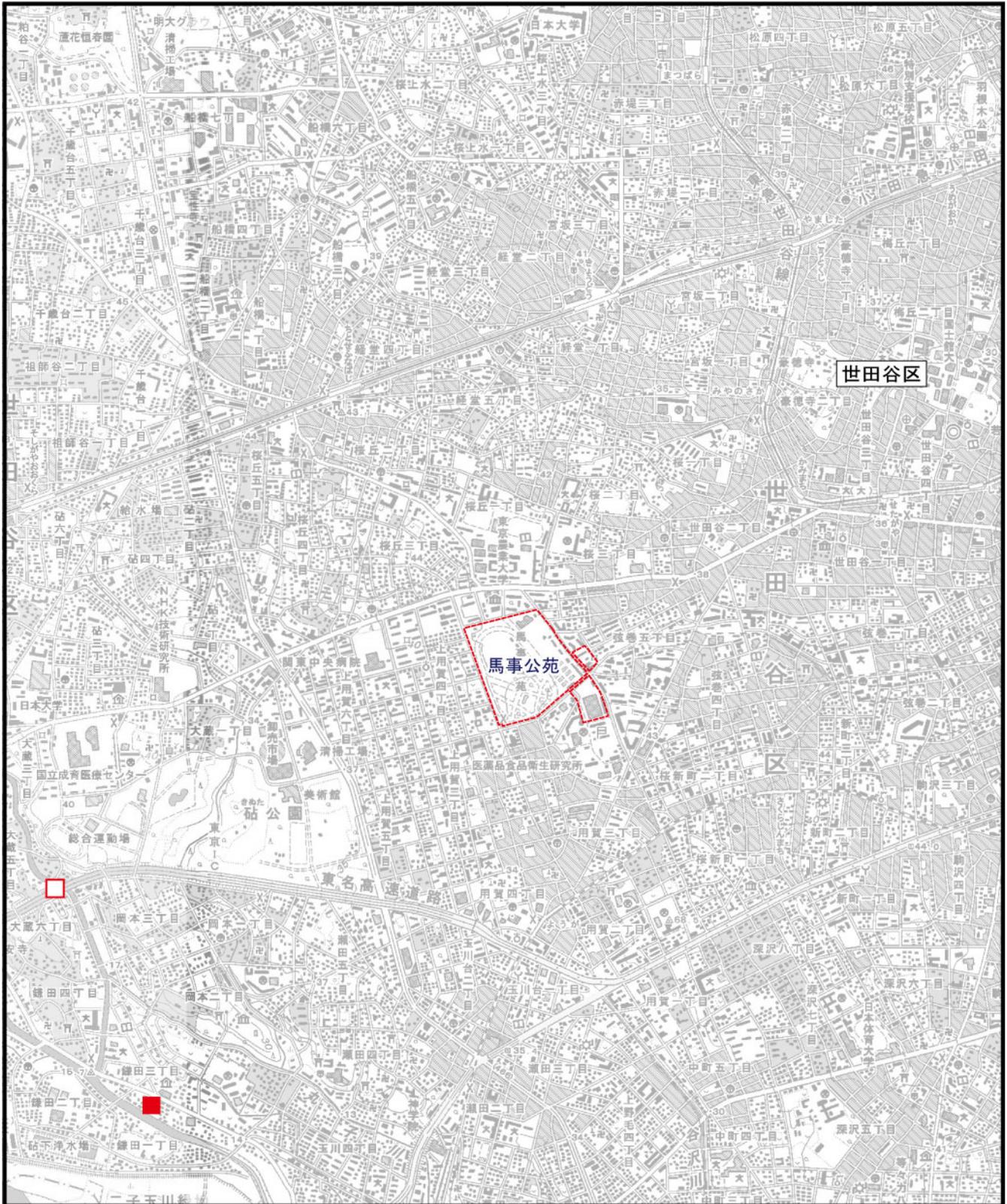


Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m

図 6.2-15 現存植生図

出典: 「植生図」(平成 28 年 4 月 28 日参照 生物多様性センターホームページ)  
[http://www.biodic.go.jp/vg\\_map/one-to-fifty-thousand/762\\_1.jpg](http://www.biodic.go.jp/vg_map/one-to-fifty-thousand/762_1.jpg)



凡例

- 計画地
- 鳥類の集団繁殖地
- 鳥類の集団ねぐら



Scale 1:25,000



図 6.2-16 動植物の注目される地域

(2) 陸上動物

計画地の大部分は植栽樹や芝地などが広がる公園・緑地となっており、その周辺には、市街地が広がっている。

計画地の南西側に位置する砧公園（位置は図 6.2-17 参照）では、表 6.2-17 に示す鳥類が確認されている。

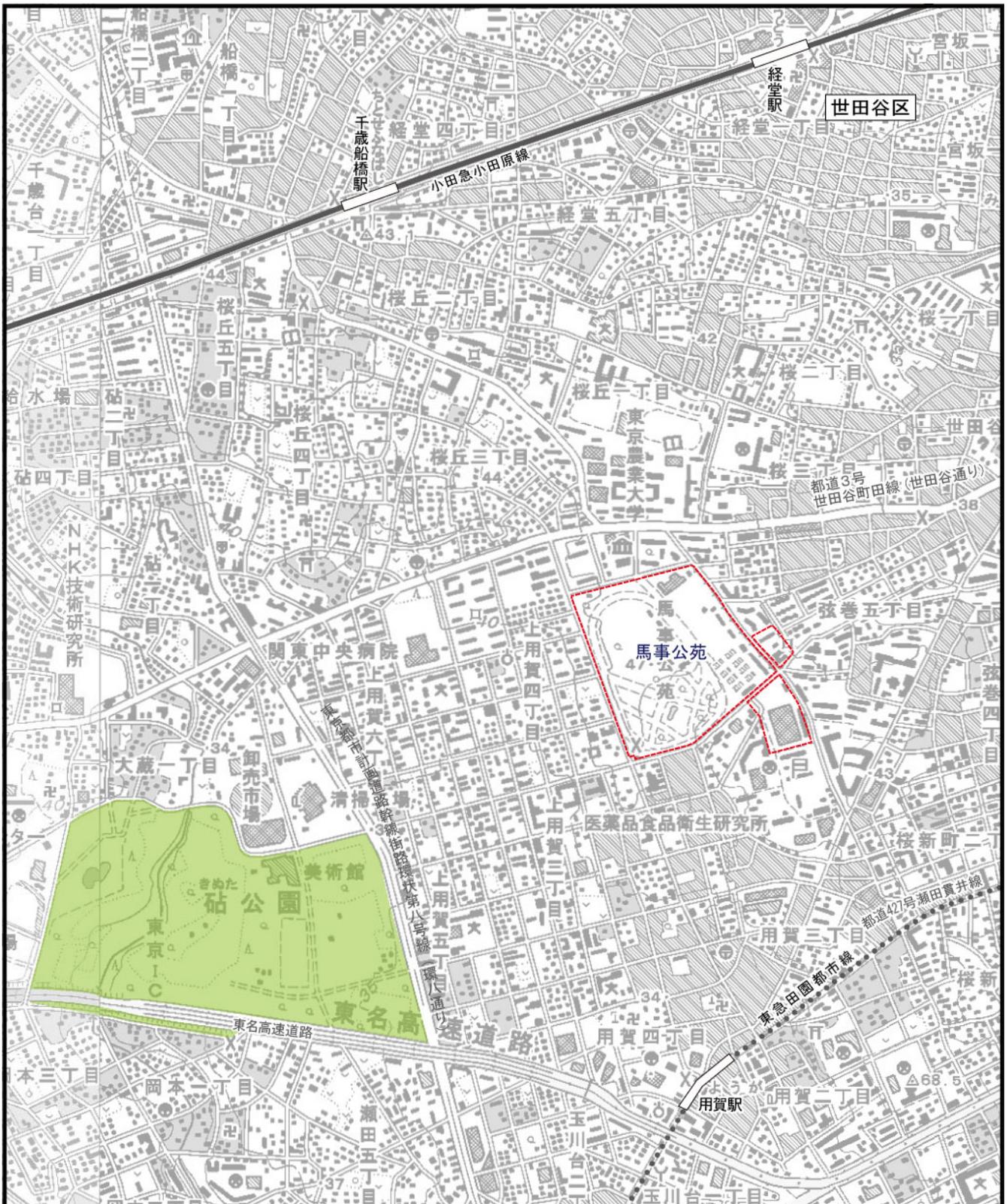
表 6.2-17 砧公園において確認された鳥類

No.	目名	科名	種名	確認地点	選定基準			
				砧公園	1	2	3	4
1	カモ	カモ	カルガモ	●				
2	ハト	ハト	キジバト	●				
3			カワラバト	●				
4	カツオドリ	ウ	カワウ	●				
5	ペリカン	サギ	アオサギ	●				
6			コサギ	●				VU
7	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ	●				VU
8	タカ	タカ	オオタカ	●		国内	NT	CR
9	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	●				VU
10	キツツキ	キツツキ	コゲラ	●				
11			アオゲラ	●				EN
12	スズメ	モズ	モズ	●				VU
13		カラス	ハシボソガラス	●				
14			ハシブトガラス	●				
15		シジュウカラ	ヤマガラ	●				VU
16			シジュウカラ	●				
17		ツバメ	ツバメ	●				
18			イワツバメ	●				
19		ヒヨドリ	ヒヨドリ	●				
20		ウグイス	ウグイス	●				
21		エナガ	エナガ	●				
22		メジロ	メジロ	●				
23		ムクドリ	ムクドリ	●				
24		ヒタキ	シロハラ	●				
25			アカハラ	●				
26			ツグミ	●				
27		スズメ	スズメ	●				
28		セキレイ	ハクセキレイ	●				
29		アトリ	カワラヒワ	●				
30			シメ	●				
31		ホオジロ	アオジ	●				
32		インコ	インコ	ホンセイインコ	●			
	10目	23科	32種	32種	0種	1種	1種	7種

注) 選定基準は以下のとおり。

- 1: 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)
- 2: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)  
国内: 国内希少野生動植物種
- 3: 「第 4 次レッドリストの公表について (お知らせ)」(平成 27 年 9 月 15 日発表 環境省)  
NT: 準絶滅危惧
- 4: 「東京都の保護上重要な野生生物種 (本土部) ~東京都レッドリスト~2010 年版」  
CR: 絶滅危惧 I A 類、EN: 絶滅危惧 I B 類、VU: 絶滅危惧 II 類

出典: 「2014 年 世田谷区内野鳥調査報告書」(一般財団法人 世田谷トラストまちづくり)  
<http://www.setagayatm.or.jp/trust/research/index.htm>



凡 例

- 計画地
- 調査地域
- 私鉄
- 私鉄（地下）



Scale 1:15,000

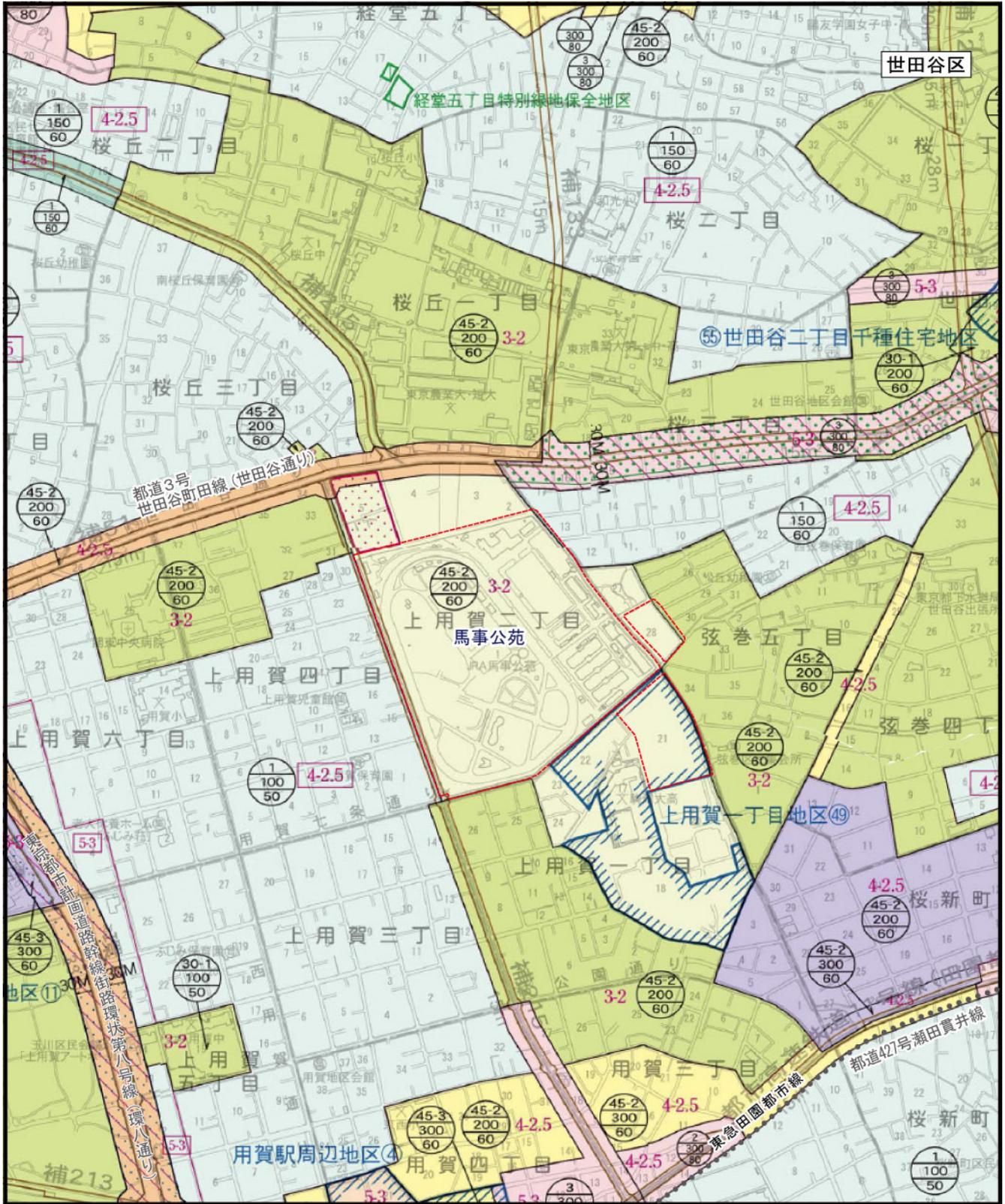
0 150 300 600m

図 6.2-17 砧公園位置図

### 6.2.10 日 影

計画地周辺の日影規制の状況は、図 6.2-18 に示すとおりである。

計画地及び計画地周辺において用途地域が第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に指定されている地域の日影規制は、地上 4.0m において、敷地境界から 5m を超え 10m 以内の範囲で 3 時間、敷地境界から 10m を超える範囲で 2 時間が日影規制時間となっている。また、計画地西側及び北東側の第一種低層住居専用地域の日影規制は、地上 1.5m において、敷地境界から 5m を超え 10m 以内の範囲で 4 時間、敷地境界から 10m を超える範囲で 2.5 時間が日影規制時間となっている。



<p><b>凡例</b></p> <p> <span style="border: 1px dashed red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 計画地  <span style="border-bottom: 1px dotted black; width: 20px; display: inline-block;"></span> 私鉄(地下)  <span style="border: 1px solid blue; width: 20px; height: 10px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, blue 2px, blue 4px);"></span> 地区計画区域  <span style="border: 1px solid green; width: 20px; height: 10px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, green 2px, green 4px);"></span> 最低限高度地区(7m)  <small>(世田谷通り沿道の一部、目黒通り沿道地区に指定)</small>  <span style="border: 1px solid pink; width: 20px; height: 10px;"></span> 特定街区  <span style="background-color: #ccccff; width: 20px; height: 10px;"></span> 準工業地域         </p>		<p> <span style="background-color: #e0f0ff; width: 20px; height: 10px;"></span> 第一種低層住居 専用地域  <span style="background-color: #c0ffc0; width: 20px; height: 10px;"></span> 第二種低層住居 専用地域  <span style="background-color: #ffffcc; width: 20px; height: 10px;"></span> 第一種中高層 住居専用地域  <span style="background-color: #fff2cc; width: 20px; height: 10px;"></span> 第二種中高層 住居専用地域  <span style="background-color: #fff2cc; width: 20px; height: 10px;"></span> 第一種住居地域  <span style="background-color: #fff2cc; width: 20px; height: 10px;"></span> 第二種住居地域  <span style="background-color: #fff2cc; width: 20px; height: 10px;"></span> 準住居地域  <span style="background-color: #ffe0e0; width: 20px; height: 10px;"></span> 近隣商業地域         </p>	<p><b>日影規制地域及び規制時間</b></p> <p> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">3-2</span> 左辺の数値は敷地境界線から 5mを超え10m以内の範囲、  <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">4-2.5</span> 右辺の数値は敷地境界線から 10mを超える範囲で規制され る日影規制時間(測定面4.0m)  <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">5-3</span> ただし <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">4-2.5</span> (第一種・第二種 低層住居専用地域内)は 測定面の高さ1.5m、他は4.0m         </p>	<p>  Scale 1:10,000   </p>
---	--	--	---	--

図 6.2-18 日影規制図

出典:「世田谷区都市計画図」(平成28年4月28日 世田谷区)

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/118/329/d00004878.html>

### 6.2.11 景 観

計画地周辺が位置する世田谷区では、多摩川周辺が「東京都景観計画」（平成23年 東京都）において景観基本軸として定められている「国分寺崖線」の区域となっている。

計画地周辺は、景観基本軸、景観形成特別地区には指定されていない。

### 6.2.12 史跡・文化財

#### (1) 指定文化財

計画地周辺の指定(登録)文化財等は表6.2-18に、その位置は図6.2-19に示すとおりである。

計画地周辺には国指定の史跡、登録有形文化財、重要文化財が3件、都指定名勝・旧跡・天然記念物が2件、都指定無形民俗、史跡、書籍・典籍・古文書、考古資料が各1件、世田谷区指定の工芸品、史跡等が21件、世田谷区登録が1件存在する。

表 6.2-18 計画地周辺の指定(登録)文化財等

地点 番号	種別	名称	住所	区分
1	史跡	彦根藩主井伊家墓所	世田谷区豪徳寺 2-24-7	国指定
2	建造物	豪徳寺仏殿		区指定
	工芸品	豪徳寺の梵鐘		区指定
3	名勝・旧跡・天然記念物	世田谷城跡	世田谷区豪徳寺 2-14 周 辺、一部世田谷城址公園	都指定
4	登録有形文化財 建造物	池上家住宅主屋	世田谷区桜 1-61-3	国指定
5	工芸品	勝光院の梵鐘	世田谷区桜 1-26-35	区指定
	史跡	吉良氏墓所		区指定
6	名勝・旧跡・天然記念物	桜小学校のオオアカガシ	世田谷区世田谷 2-4-15 区立桜小学校内	都指定
7	無形民俗	世田谷のボロ市	世田谷 1	都指定
8	重要文化財 建造物	大場家住宅主屋および表門	世田谷区世田谷 1-29-18	国指定
	史跡	世田谷代官屋敷		都指定
	書籍・典籍・古文書	大場氏文書記録	世田谷区世田谷 1-29-18 区立郷土資料館	都指定
	考古資料	野毛大塚古墳主体部出土品		都指定
	絵画	遊芸人図屏風		区指定
	書籍・典籍・古文書	宇津木家文書		区指定
	書籍・典籍・古文書	荏原小学校沿革誌		区指定
	書籍・典籍・古文書	旧多摩郡船橋村名主鈴木家文書		区指定
	書籍・典籍・古文書	阿弥陀三尊種子板碑 阿弥陀一 尊種子板碑		区指定
	書籍・典籍・古文書	石井家文書		区指定
	書籍・典籍・古文書	旧荏原郡代田村名主齋田家文書		区指定
	書籍・典籍・古文書	阿弥陀三尊種子板碑		区指定
	書籍・典籍・古文書	北条幻庵覚書		区指定
	書籍・典籍・古文書	旧荏原郡太子堂村名主森家文書		区指定
	書籍・典籍・古文書	旧多摩郡大蔵村井山家文書		区指定
	書籍・典籍・古文書	旧多摩郡鎌田村名主橋本家文書		区指定
	考古資料	稲荷塚古墳出土品		区指定
	考古資料	円乗院遺跡出土弥生土器一括		区指定
	歴史資料	木造岡本黄石正座像		区指定
	歴史資料	斎藤寛斎関係史料		区指定
歴史資料	旧荏原郡用賀村名主飯田家関係 史料	区指定		
書籍・典籍・古文書	旧奥沢村原家文書	区登録		

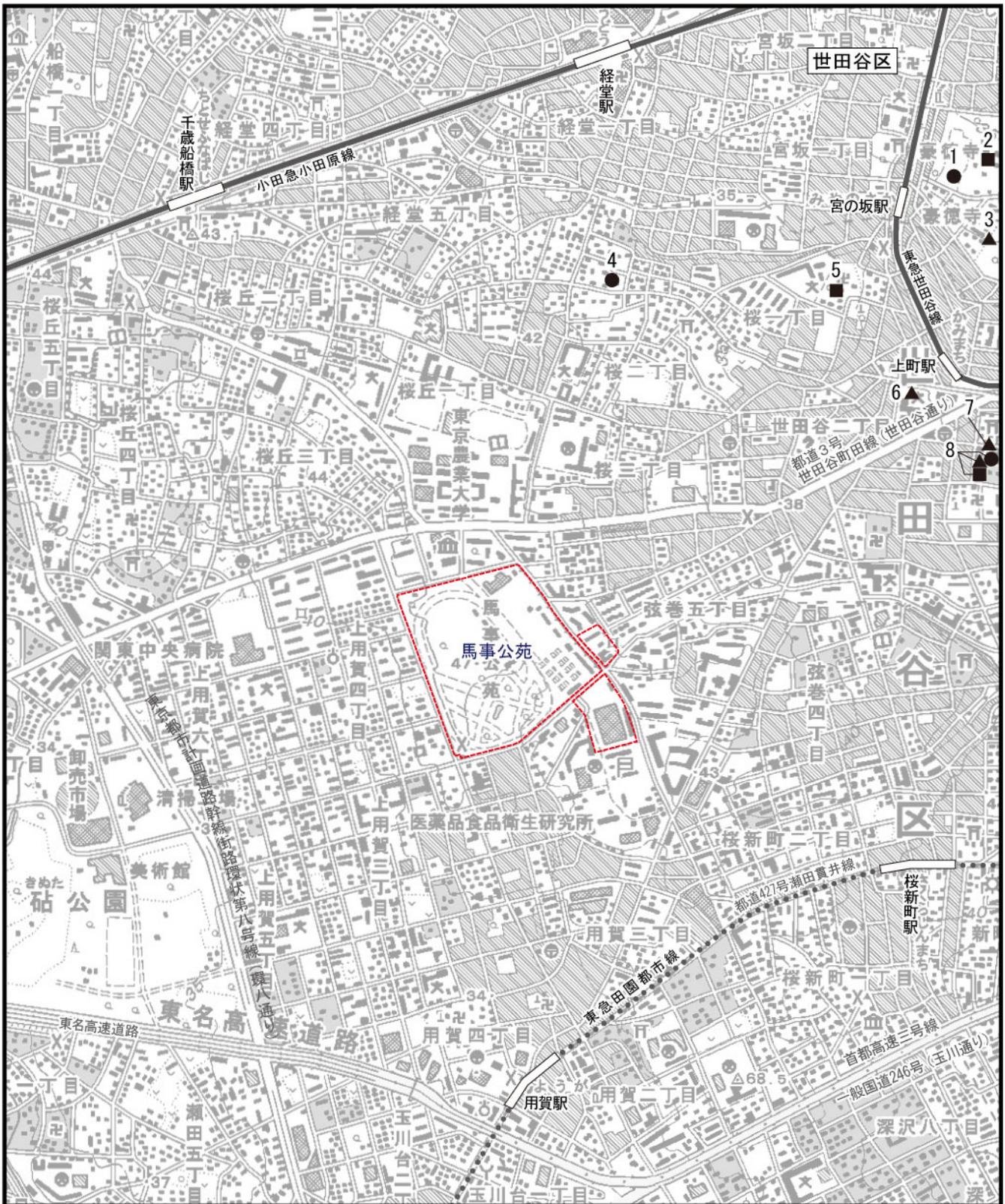
注) 地点番号は、図 6.2-19 に対応する。

出典：「国指定文化財等データベース」(平成 28 年 4 月 28 日参照 文化庁ホームページ)

[http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index\\_pc.asp](http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.asp)

：「せたがや iMap」(平成 28 年 4 月 28 日参照 世田谷区ホームページ)

<http://www.sonicweb-asp.jp/setagaya/>



凡例

- 計画地
- 私鉄
- 私鉄（地下）
- 国指定登録文化財
- 都指定文化財
- 区指定登録文化財



Scale 1:15,000



図 6.2-19 指定文化財位置図

(2) 埋蔵文化財包蔵地

計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地は表 6. 2-19 に、その位置は図 6. 2-20 に示すとおりである。  
計画地周辺には 15 件の埋蔵文化財包蔵地が存在する。

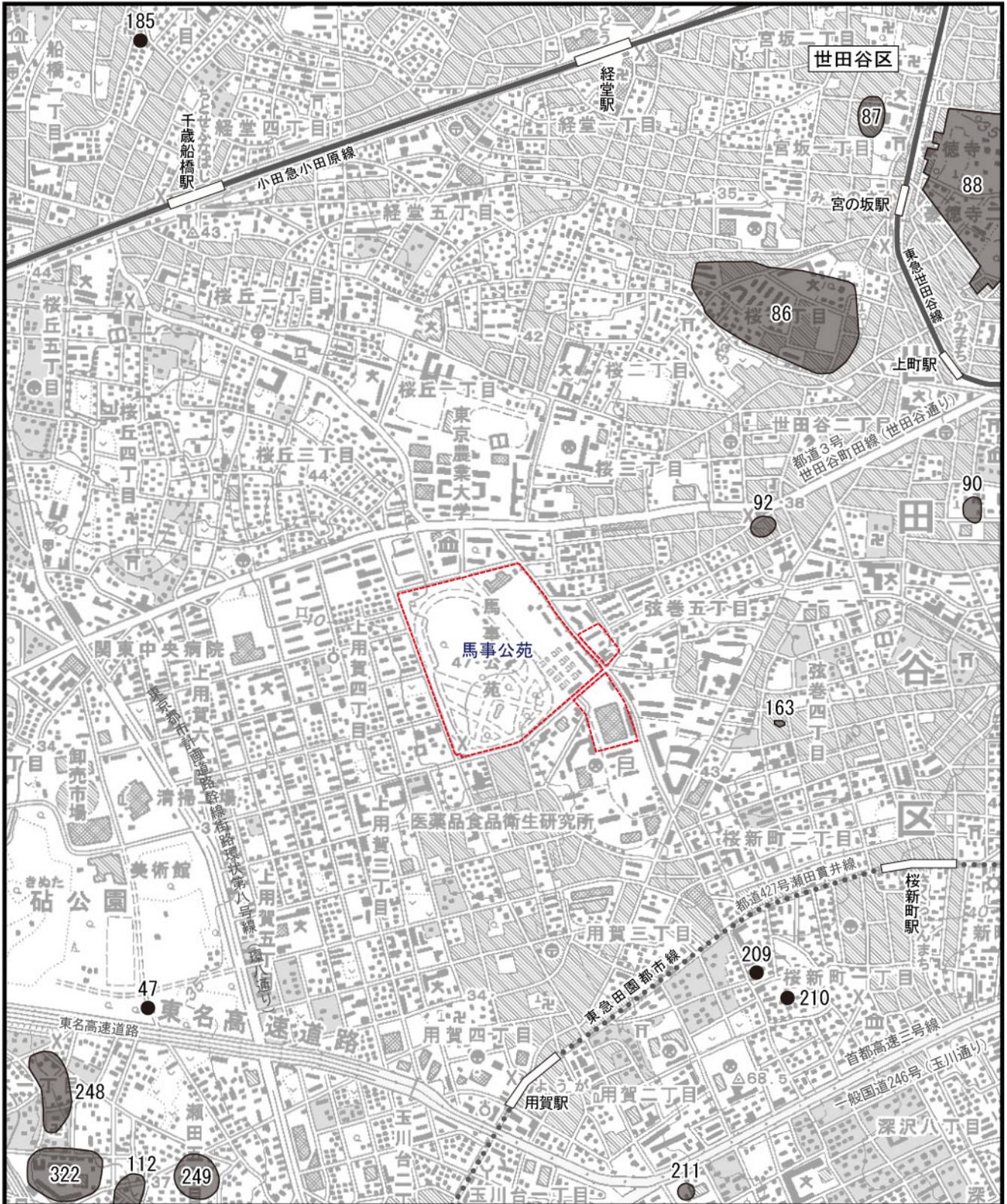
表 6. 2-19 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

地点番号	遺跡名	所在地	遺跡の概要	時代
47	砧大塚	世田谷区砧公園一丁目	移築保存 (主な出土品：陶器 カワラケ 銭貨)	[中]
86	桜木遺跡	世田谷区桜一丁目	(主な出土品：縄文土器 石器 貝斧)	[縄前] [縄中] [縄後]
87	宮ノ坂遺跡	世田谷区宮坂一丁目	(主な出土品：縄文土器 石器)	[縄中]
88	世田谷城跡	世田谷区豪徳寺二丁目 梅丘二丁目	遺跡範囲のすべてが、東京都指定旧跡 世田谷城跡となっている。 (主な出土品：陶器 板碑)	[中]
90	浄光寺遺跡	世田谷区世田谷一丁目	(主な出土品：縄文土器)	[縄中]
92	松ヶ丘遺跡	世田谷区桜三丁目、 世田谷区弦巻五丁目	(主な出土品：縄文土器 打斧 石鏃)	[縄中]
112	下山北遺跡	世田谷区岡本一丁目	[旧石器時代]ブロック [縄文時代]住居 集石 土坑 [弥生時代]住居 溝 [古墳時代]住居 [中世]掘立柱建物 井戸 [近世]建物 門 (主な出土品：石器 縄文土器 石器 弥生土器 土師器 ガラス玉)	[旧] [縄早] [縄前] [弥] [古] [中] [近]
163	弦巻山谷遺跡	世田谷区弦巻四丁目	(主な出土品：石鏃)	[縄]
185	船橋観音堂塚	世田谷区船橋一丁目		[中] [近]
209	関屋塚	世田谷区桜新町一丁目	(主な出土品：銭貨)	[中] [近]
210	長崎塚遺跡	世田谷区桜新町一丁目	(主な出土品：陶磁器)	[中] [近]
211	宇佐前南遺跡	世田谷区用賀一丁目	(主な出土品：土錘)	[縄]
248	岡本原遺跡	世田谷区岡本一丁目	[古墳時代]溝 (主な出土品：縄文土器 土師器 紡錘 車 陶磁器)	[縄早] [縄前] [縄中] [古] [中] [近]
249	瀬田上原遺跡	世田谷区瀬田五丁目	(主な出土品：土師器 須恵器 カワラケ)	[奈] [平] [中]
322	岡本原南遺跡	世田谷区岡本一丁目		[縄早] [縄中] [古]

※時代 [旧]：旧石器時代 [縄中]：縄文時代・中期 [奈]：奈良時代  
[縄]：縄文時代 [縄後]：縄文時代・後期 [平]：平安時代  
[縄草]：縄文時代・草創期 [縄晩]：縄文時代・晩期 [中]：中世  
[縄早]：縄文時代・早期 [弥]：弥生時代 [近]：近世（江戸時代）  
[縄前]：縄文時代・前期 [古]：古墳時代 [不]：不明

注) 地点番号は、出典の文献による。

出典：「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」  
(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都生涯学習情報ホームページ)  
<http://tokyo-iseki.jp/>



凡例

- 計画地
- 私鉄
- 私鉄（地下）
- 遺跡（埋蔵文化財包蔵地）



Scale 1:15,000



図 6.2-20 埋蔵文化財位置図

出典：「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都生涯学習情報ホームページ）より作成 <http://tokyo-iseki.jp/>

### 6.2.13 自然との触れ合い活動の場

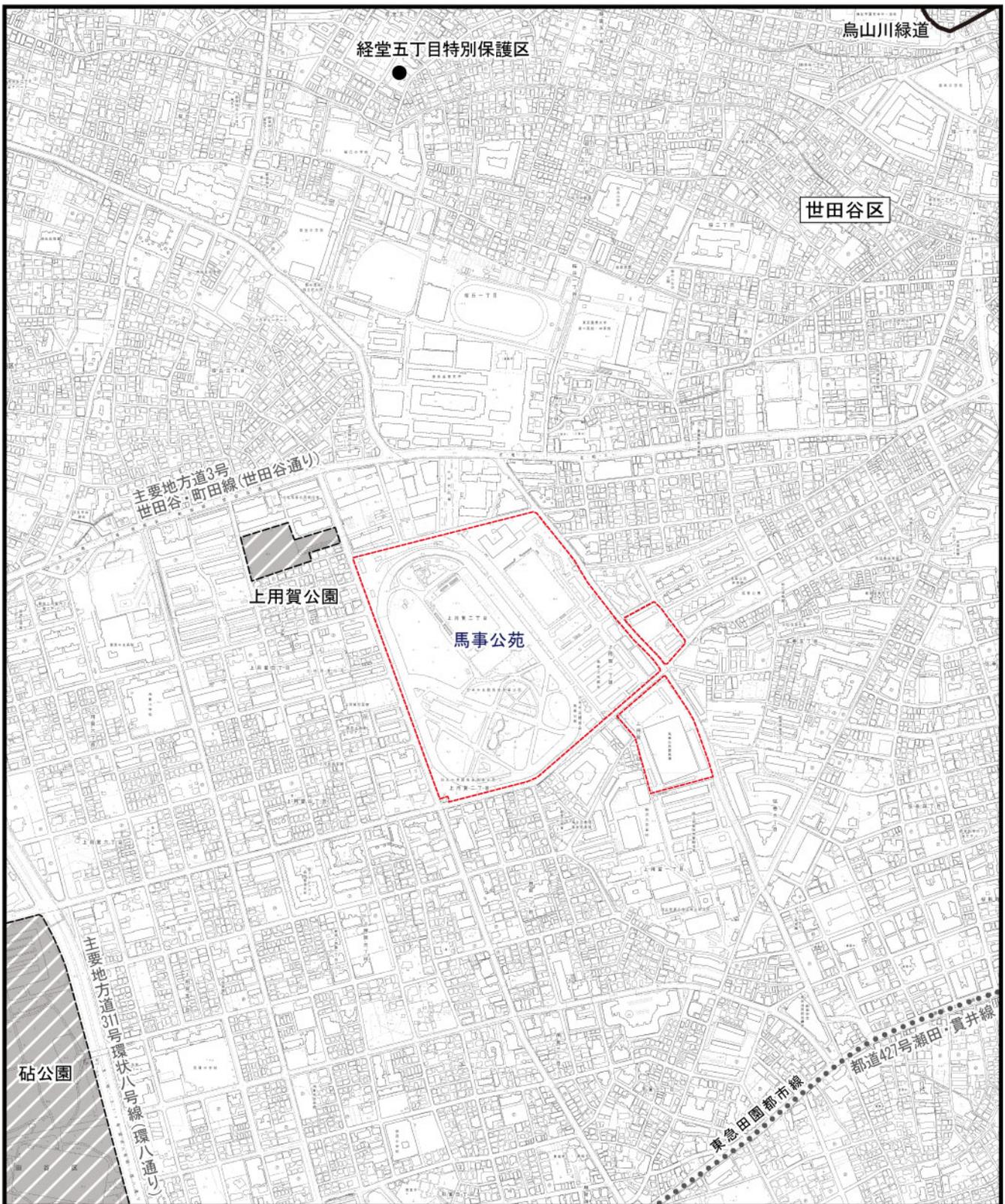
計画地及び計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は、表 6.2-20 に、その位置は図 6.2-21 に示すとおりである。公園の環境に応じた自然との触れ合い活動が行われている。

表 6.2-20 計画地周辺の主な自然との触れ合い活動の場と活動内容

番号	名称	公園区分	公園内における 主な自然との触れ合い活動内容					
			ガイド	散策	歴史文化	野鳥観察	植物観察	自然保護
1	馬事公苑	—		●			●	●
2	経堂五丁目特別保護区	—	●	●		●	●	●
3	上用賀公園	世田谷区立公園		●				
4	砧公園	都立公園	●	●	●	●	●	●
5	烏山川緑道	—		●	●			

- 注 1) 公園、緑道内における主な自然との触れ合い活動内容に示した、ガイド、散策、歴史文化、野鳥観察、植物観察、自然保護は、下記出典の記載内容を参考に項目を挙げた。  
 2) 表中の●は、各公園において行われている自然との触れ合い活動の内容を示す。

出典：「公園にいこう」（平成 28 年 4 月 28 日参照 公益財団法人 東京都公園協会ホームページ）  
<http://www.tokyo-park.or.jp/profile/index.htm>  
 ：「世田谷区ホームページ」（平成 28 年 4 月 28 日参照 世田谷区）  
<http://www.city.setagaya.lg.jp/index.html>  
 ：「一般財団法人世田谷トラストまちづくりホームページ」（平成 28 年 4 月 28 日参照 一般財団法人世田谷トラストまちづくり）  
<http://www.setagaytm.or.jp/trust/map/index.html>



凡 例

- 計画地
- ..... 私鉄(地下鉄)



Scale 1:10,000



図 6.2-21  
自然との触れ合い活動の場位置図

## 6.2.14 廃棄物

計画地が位置する世田谷区におけるごみ・資源収集量の経年変化は、表 6.2-21 に示すとおりであり、収集量の総計は全体的に減少傾向である。

計画地が位置する世田谷区における平成 22～26 年度の全公害苦情受付件数と、そのうちの廃棄物投棄に関する件数の推移は、表 6.2-22 に示すとおりである。

平成 26 年度に世田谷区に寄せられた全 262 件の公害苦情のうち、廃棄物投棄に関するものは 0 件であった。

表 6.2-21 計画地が位置する世田谷区のごみ・資源収集量の経年変化

(単位：t/年)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
世田谷区	可燃ごみ	171,986	169,548	169,739	168,448	167,647
	不燃ごみ	8,119	8,538	7,708	6,659	6,082
	粗大ごみ	6,352	6,884	6,735	6,340	6,512
	資源ごみ	39,319	37,678	37,863	37,175	38,370
	有害ごみ	-	-	-	-	-
	総 計	225,776	222,648	222,045	218,622	218,612

出典：「東京都区市町村清掃事業年報(平成 21～25 年度実績)」(平成 23 年 3 月～27 年 3 月 東京都環境局)

表 6.2-22 廃棄物投棄に関する苦情受付件数

(単位：件)

区 市	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
世田谷区	- (205)	- (204)	- (277)	- (211)	- (262)

注) ()内は、全公害苦情件数である。

出典：「公害苦情統計調査」(平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都環境局ホームページ)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy\\_others/pollution/statistics.htm](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy_others/pollution/statistics.htm)

## 6.2.15 温室効果ガス

東京都の温室効果ガス排出量の推移は、表 6.2-23 及び図 6.2-22 に示すとおりである。

2013 年度の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算で 7,007 万 t であり、2000 年度の 6,207 万 t に比べると 13% の増加、2012 年度に比べるとほぼ増減なしとなっている。

温室効果ガスの中で最も多い二酸化炭素排出量の排出部門別の内訳は、図 6.2-23 に示すとおりである。2000 年度では業務部門が 32.1% と最も高い割合を示していた。2013 年度でも業務部門の占める割合が最も高く、40.1% を占めている。また、2000 年度と 2013 年度を比較すると、2013 年度の産業部門の割合は 3.9 ポイント減少し、運輸部門の割合は 12.2 ポイント減少しているのに対し、業務部門は 8.0 ポイント、家庭部門は 7.5 ポイント増加している。

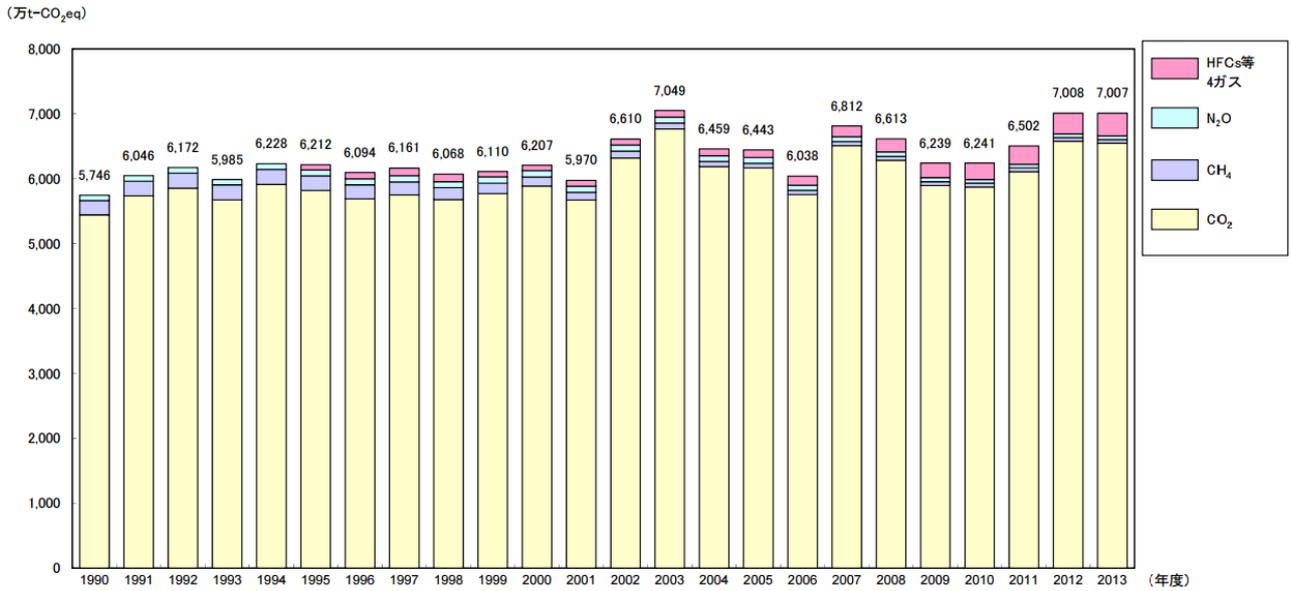
表 6.2-23 東京都における温室効果ガス総排出量の推移

(単位：万 t-CO<sub>2</sub>eq)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
二酸化炭素	5,442	5,731	5,853	5,672	5,911	5,818	5,687	5,749	5,677	5,769	5,888	5,668	6,319	6,765	6,185	6,165	5,753	6,508	6,283	5,892	5,872	6,106	6,576	6,547
メタン	221	227	230	231	231	228	218	201	181	159	139	121	105	91	79	72	67	63	62	60	59	58	57	57
一酸化二窒素	83	89	90	81	86	90	95	96	96	100	98	94	94	92	87	88	80	73	70	64	57	57	56	53
HFCs						32	47	60	68	68	74	77	85	95	105	117	136	165	196	222	251	278	316	348
PFCs						32	33	40	35	9	5	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
SF <sub>6</sub>						11	13	14	11	5	4	6	2	2	2	2	3	2	2	2	2	3	3	2
NF <sub>3</sub>						1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5,746	6,046	6,172	5,985	6,228	6,212	6,094	6,161	6,068	6,110	6,207	5,970	6,610	7,049	6,459	6,443	6,038	6,812	6,613	6,239	6,241	6,502	7,008	7,007

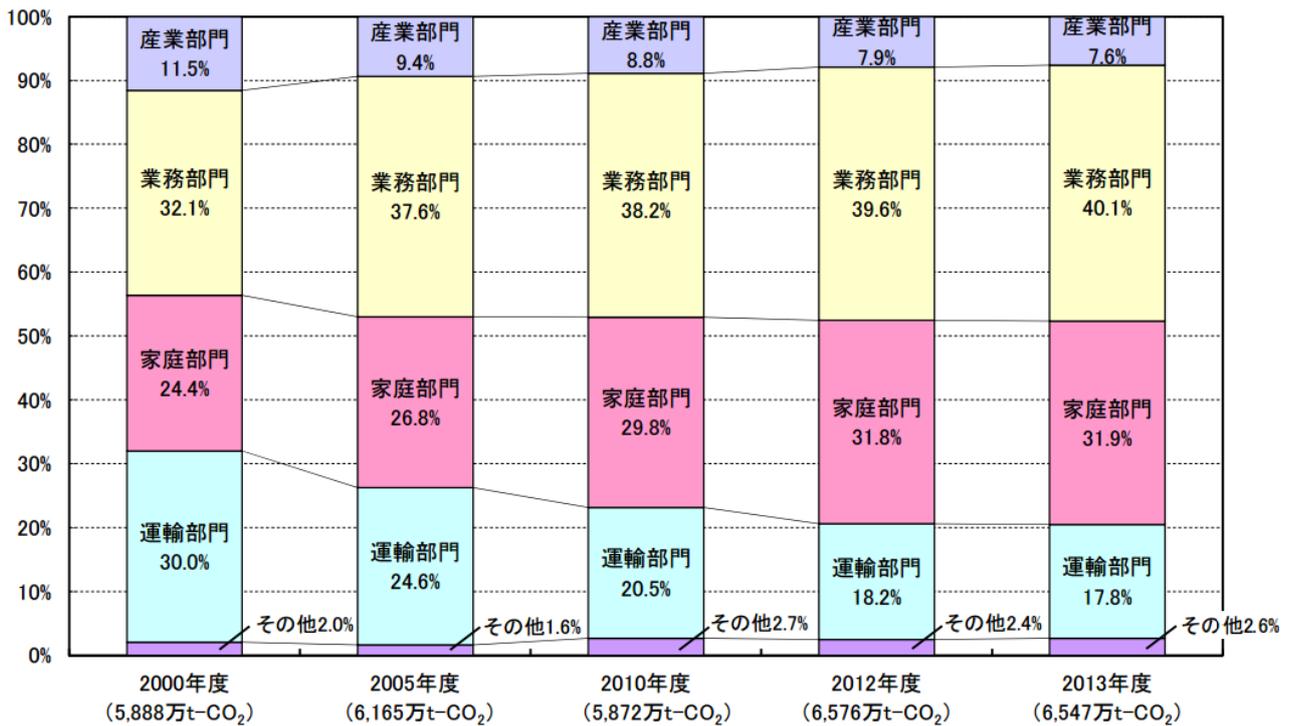
注) 標記上“0”となっている数値についても、僅かながら排出量が存在する。

出典：「都における温室効果ガス排出量総合調査(2013(平成25)年度実績)」(平成28年3月 東京都環境局)



出典：「都における温室効果ガス排出量総合調査(2013(平成25)年度実績)」(平成28年3月 東京都環境局)

図 6.2-22 東京都における温室効果ガス総排出量の推移



注 1) 東京都における「その他」には、廃棄物の焼却による二酸化炭素排出量が含まれる。

注 2) 全国における「エネルギー転換部門」が東京都に無いのは、東京都の各部門の需要に従い、エネルギー転換部門における二酸化炭素排出量を配分していることによる。

注 3) 全国における「工業プロセス」が東京都に無いのは、東京都においては、工業プロセスによる二酸化炭素排出量がごく少ないこと、統計的な把握が困難なことなどの理由から計上していないことによる。

出典：「都における温室効果ガス排出量総合調査(2013(平成25)年度実績)」(平成28年3月 東京都環境局)

図 6.2-23 東京都の二酸化炭素排出量の排出部門別内訳

### 6.3 社会経済項目

#### 6.3.1 スポーツ活動

##### (1) 都内のスポーツ施設状況

世田谷区のスポーツ施設数は、表6.3-1に示すとおりである。

スポーツ施設数の中で最も多いのは球技場（サッカー場、運動場等）の10施設で、その次が軟式野球場、庭球場及び屋外プールが各9施設となっている。

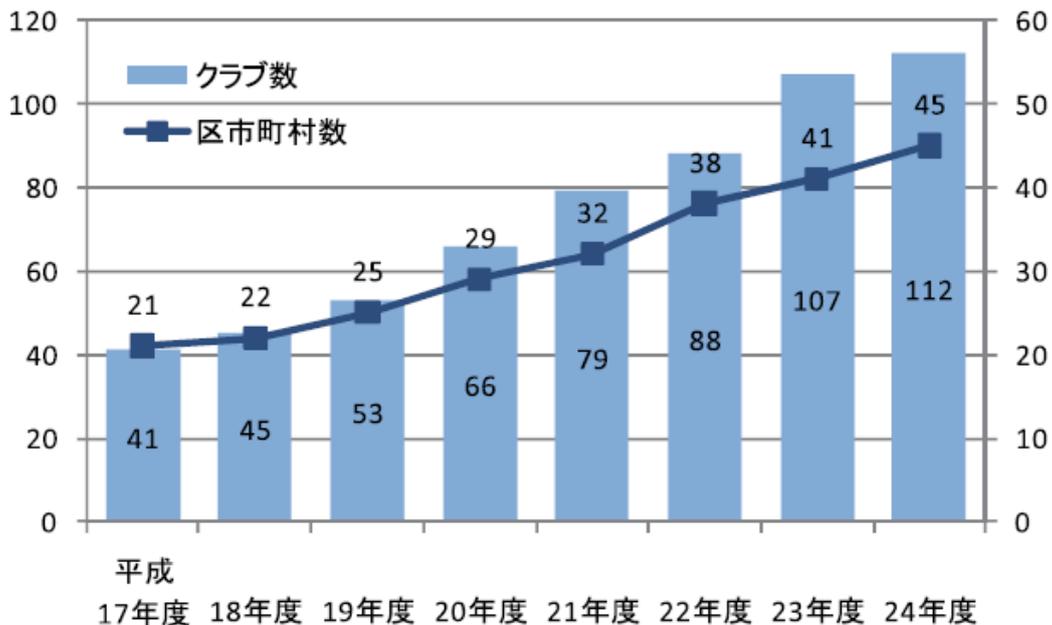
表 6.3-1 スポーツ施設の状況

	陸上競技場	硬式野球場	軟式野球場	少年野球場	球技場	庭球場	体育館・体育室	多目的運動広場	トレーニング場	屋外プール	屋内プール	柔道場・剣道場	弓道場	アーチェリー場	サイクリングコース	ゴルフ場	ゲートボール場	射撃場	その他	総計
世田谷区	2	1	9	3	10	9	8	1	5	9	6	2	2	2	1	1	1	1	5	78

出典：「スポーツ施設検索」（平成28年4月28日参照 スポーツTOKYOインフォメーションホームページ）  
<http://www.sports-tokyo.info/sti/search/ja/SportsFacilitiesInformationSearch.jsp>

##### (2) 東京都における地域スポーツクラブの設置状況

東京都には、平成25年2月末時点で、都内45区市町村に112の地域スポーツクラブが設置している。地域スポーツクラブの設置状況の推移は、図6.3-1に示すとおりであり、平成19年度頃からは毎年10件前後の前年度から増加している。



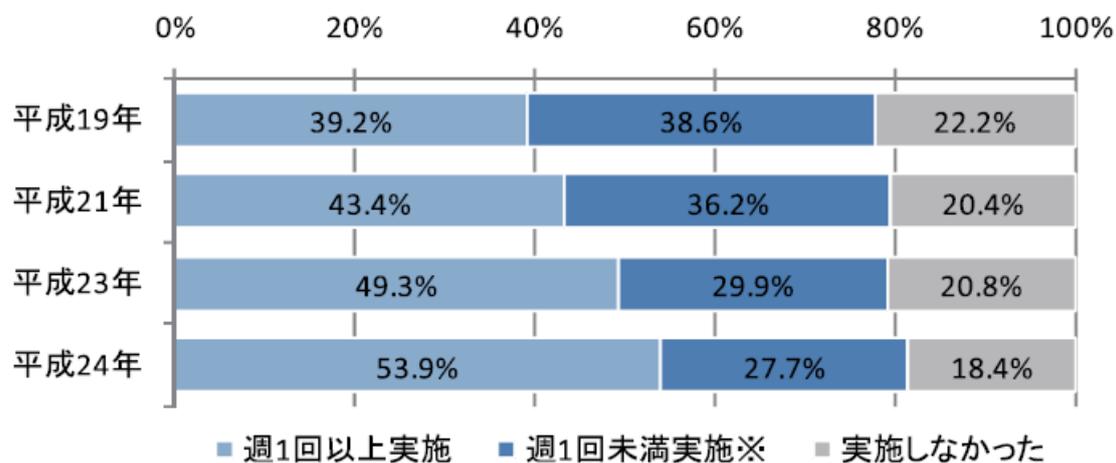
注) 数値は各年度末時点。平成24年度は平成25年2月末時点。

出典：「東京都スポーツ推進計画」（平成25年3月 東京都）

図 6.3-1 東京都における地域スポーツクラブの設置状況の推移

### (3) 東京都民のスポーツ実施状況

都民のスポーツ実施状況の推移（平成19年度から平成24年度まで）は、図6.3-2に示すとおりである。「週1回以上実施」は平成19年度は39.2%であったが平成24年度は53.9%となり、約15ポイント増加した。「実施しなかった」は平成19年度は22.2%、平成24年度は18.4%でほぼ横ばい傾向であった。



注) ※「実施頻度は不明」の回答を含む。

出典：「東京都スポーツ推進計画」（平成25年3月 東京都）

図 6.3-2 都民のスポーツ実施率の推移

### 6.3.2 文化活動

#### (1) 都内の文化活動拠点状況

東京都の文化活動拠点数は、表6.3-2に示すとおりである。

施設数は、国立・都立の文化施設のみならず、民間の文化施設が多く、芸術に関する教育機関、文化を創造する人々等、文化を支える多くの資源が集積している。

表 6.3-2 文化活動拠点の状況

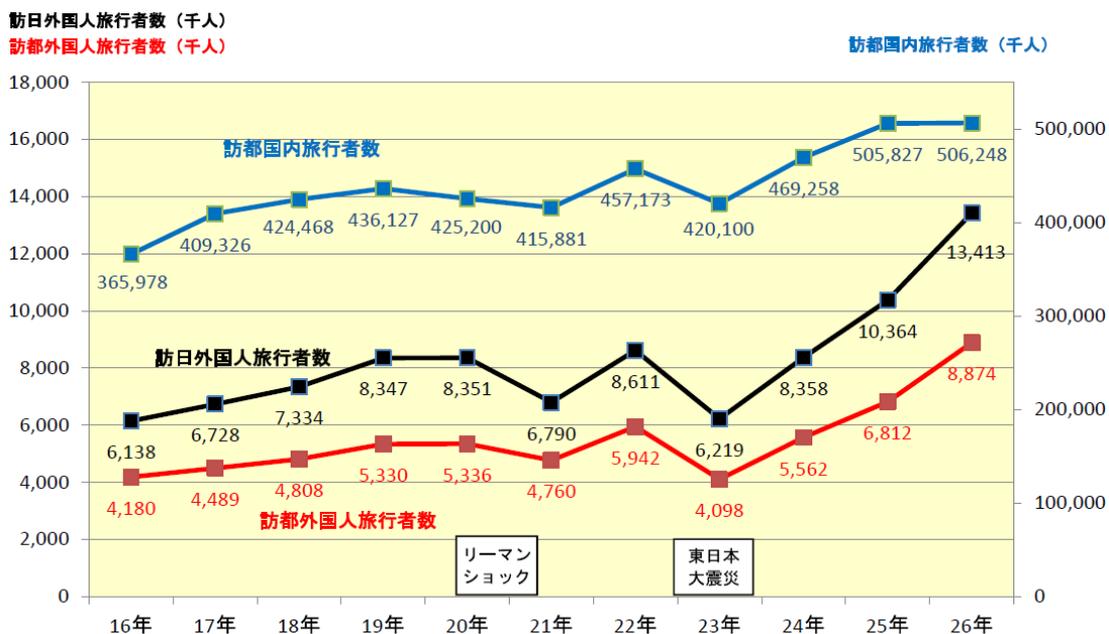
年度末及び種類	総数	博物館法による博物館			博物館相当施設				その他			
		国立	公立	私立	国立	公立	私立	大学附属	国立	公立	私立	大学附属
平成 23 年度	271	-	19	53	5	7	4	24	8	80	62	9
24	268	-	17	54	5	12	7	25	10	74	56	8
25	270	-	17	55	5	12	6	26	10	73	58	8
総合博物館	39	-	10	4	-	1	-	1	-	20	1	2
歴史博物館	105	-	4	14	1	2	2	17	5	29	28	3
美術博物館	85	-	3	33	3	5	4	6	2	9	19	1
科学博物館	21	-	-	4	1	-	-	2	1	5	7	1
動物園	4	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-
植物園	7	-	-	-	-	-	-	-	2	4	-	1
動・水・植	4	-	-	-	-	1	-	-	-	2	1	-
水族館	5	-	-	-	-	1	-	-	-	2	2	-

出典：「東京都統計年鑑」（平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都総務局ホームページ）  
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tnenkan/2013/tn13q3i017.htm>

#### (2) 外国人の訪都状況

訪日・訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数の推移は、図6.3-3に示すとおりである。

訪都外国人旅行者数は、平成23年は東日本大震災のため約410万人であったが、その後積極的な観光プロモーションや国際コンベンション誘致活動等の外国人旅行者誘致の取組を展開し、平成26年は約890万人と2倍以上の増加となった。



出典：「平成 26 年訪都旅行者数等実態調査」（平成 28 年 4 月 28 日参照 東京都産業労働局ホームページ）  
<http://www.sangyo-rodou.metro.tokyo.jp/toukei/tourism/h26-jittai/>

図 6.3-3 訪日・訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数の推移

### (3) 情報提供のバリアフリー化

東京には、伝統芸能や食、アニメなどの文化、最先端の技術、近代的な都市の街並みや豊かな自然などの多くの魅力的な観光資源が存在しており、これらの資源を活用した観光振興を進めてきている。

平成20年2月には、外国人旅行者や障害者、高齢者等にとって分かりやすい案内標識の整備を促進するため、表記方法や景観への配慮等に関する「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」を策定し、平成26年3月に観光庁が策定した「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」等を踏まえ、平成27年2月に改定した。改定の主なポイントは以下のとおりである。

- ①従来の指針を改定した「歩行者編」、「鉄道編」に加え、外国人旅行者のニーズが高い美術館・博物館、自然公園、宿泊施設・飲食店・観光地等を新たに対象に加え「観光施設・宿泊施設・飲食店編」を策定した。
- ②多言語対応の強化として、外国語（英語、中国語、韓国語）の整理、東京都版対訳表（日本語及び英語、中国語（簡体字/繁体字）、韓国語の4言語5種類でまとめた。
- ③コンビニエンスストア等外国人ニーズの高い施設に関するピクトグラムを作成し、飲食店において分かりやすさを向上するために、店頭等掲示用マークを作成した。

### 6.3.3 ボランティア

#### (1) ボランティア活動の状況

東京都におけるボランティア活動の状況は、表6.3-3に示すとおりである。

過去1年間に何らかのボランティア活動を行った人(行動者数)は295万人であり、行動の種類別にみると、「子供を対象とした活動」、「まちづくりのための活動」、「災害に関係した活動」の行動者が多くみられる。

表 6.3-3 ボランティア活動の種類別行動者数

(単位：千人)

年 齢	10歳以上 推定人口	行 動 者 数											
		総数	健康や医療サービスに 関係した活動	高齢者を対象とした 活動	障害者を対象とした 活動	子供を対象とした 活動	スポーツ・文化・芸術 学術に関係した活動	まちづくりのための 活動	安全な生活のための 活動	自然や環境を守るため の活動	災害に関係した活動	国際協力に関係した 活動	その他
総 数	11,998	2,949	362	418	166	1,009	453	688	569	481	632	183	248
10～14歳	497	116	6	29	14	27	14	56	19	36	16	6	7
15～24歳	1,325	338	111	24	20	81	73	71	19	47	59	21	14
25～34歳	1,977	338	71	27	14	83	60	40	43	51	131	35	21
35～44歳	2,279	669	64	35	9	404	83	114	131	91	173	35	36
45～54歳	1,686	459	46	54	31	220	58	85	82	62	107	28	33
55～64歳	1,671	437	26	87	33	88	58	123	128	83	83	22	78
65～74歳	1,387	339	25	91	24	68	70	101	65	63	50	26	37
75歳以上	1,176	253	13	70	21	38	37	99	82	49	12	9	23

注) 行動者数とは、過去1年間に該当する種類の活動を行った人(10歳以上)の数。なお、数値は母集団における行動者数の推定値である。

出典：「平成23年社会生活基本調査 生活行動に関する結果」(平成28年4月28日参照 総務省統計局ホームページ)  
<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2011/gaiyou.htm>

### 6.3.4 安全

#### (1) 危険物施設の状況

東京消防庁管内における危険物施設数の推移は表6.3-4に、危険物施設の施設区分別構成（平成27年3月末現在）は、図6.3-4に示すとおりである。

危険物施設は、島しょ地域は430施設程度で横ばい傾向であるが、東京消防庁管内では減少傾向にある。

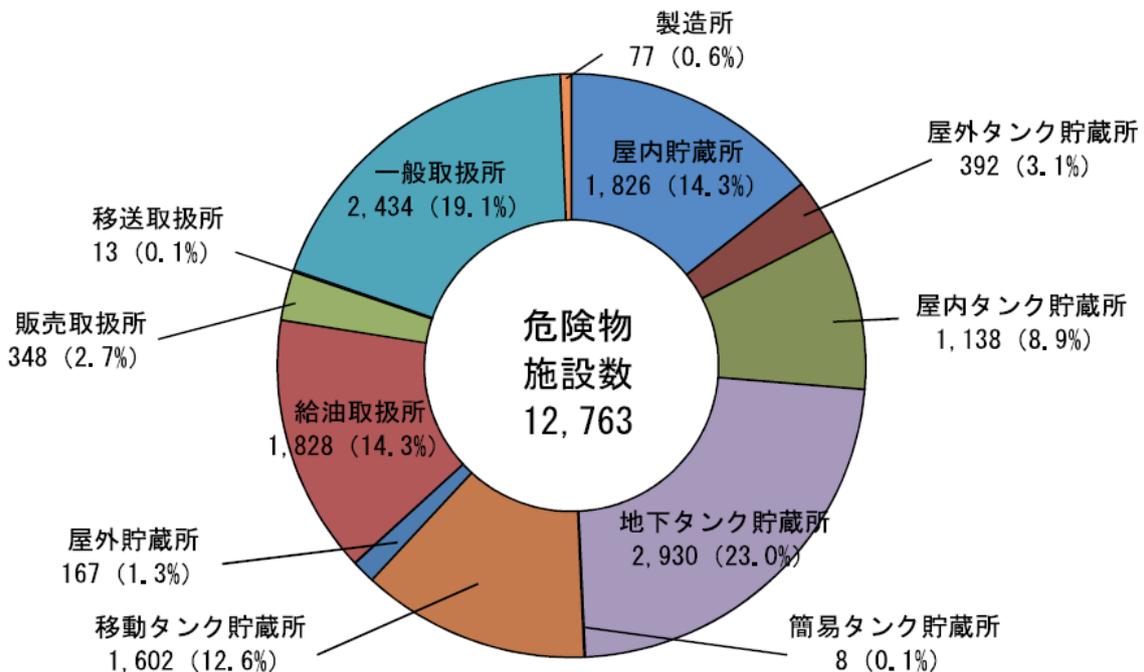
施設区分別にみた危険物施設は、地下タンク貯蔵所が2,930施設（23.0%）と最も多く、次いで一般取扱所（2,434施設、19.1%）、給油取扱所（1,828施設、14.3%）の順となっている。

表 6.3-4 危険物施設数の推移

年度	危険物施設数				
	合計	東京消防庁管内			島しょ地域
		小計	特別区	受託地区※	
22	13,741	13,312	8,908	4,404	429
23	13,541	13,115	8,756	4,359	426
24	13,025	12,599	8,487	4,112	426
25	12,878	12,442	8,411	4,031	436
26	12,763	12,328	8,341	3,987	435

※受託地区とは、東京消防庁が受託している多摩地域の一部の市町村。

出典：「危険物行政の現況と危険物施設等における事故の概要」（平成28年3月 東京消防庁）



出典：「危険物行政の現況と危険物施設等における事故の概要」（平成28年3月 東京消防庁）

図 6.3-4 危険物施設の施設区分別構成（平成27年3月末現在）

(2) バリアフリー化の状況（移動の安全性）

平成18年3月末時点における歩行者空間のバリアフリー化の状況は、表6.3-5に示すとおりであり、東京都は直轄国道が24.0%、補助国道・都道府県道が66.3%及び市町村道が35.1%となっている。東京都の道路合計では44.2%であり全国（38.7%）よりも高くなっている。

また、乗り合いバス事業者のノンステップバスの導入状況は、表6.3-6に示すとおりであり、東京都は43.3%となっており、全国（15.0%）よりも高くなっている。

鉄軌道駅のバリアフリー化整備状況は、表6.3-7に示すとおりであり、東京都は段差の解消施設の割合が51.7%、移動円滑化基準適合施設の割合が10.2%であり、いずれも全国よりも低くなっている。一方、視覚障害者誘導ブロックの敷設施設の割合は96.1%、身体障害者用トイレの設置施設数の割合は53.5%であり、いずれも全国の割合よりも高くなっている。

福祉サービスを行うタクシー事業者数・車両数は、表6.3-8に示すとおりである。

表 6.3-5 東京都及び全国の歩行者空間のバリアフリー化状況（2006年度）

区分	直轄国道 (%)	補助国道・都道府県道 (%)	市町村道 (%)	合計 (%)
東京都	24.0	66.3	35.1	44.2
全国	45.9	45.7	34.9	38.7

注) 歩行者空間のバリアフリー化状況は、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・勾配等の改善など、「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」に基づき整備された道路であり、平成18年3月末日現在における、1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー化された道路の割合を示す。

出典：「都道府県別バリアフリー情報」（平成28年4月28日参照 国土交通省ホームページ）

[http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/BFI/shihyo/all\\_road.htm](http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/BFI/shihyo/all_road.htm)

表 6.3-6 東京都及び全国の乗り合いバス事業者のノンステップバス導入状況（2006年度）

区分	総車両数(台)	導入車両数(台)	割合 (%)
東京都	6,354	2,753	43.3
全国	57,739	8,639	15.0

注) 交通バリアフリー法に基づく公共交通事業者からの移動円滑化実績等報告書（平成18年3月末日現在）によるノンステップバスの導入状況。（車両数は本社の所在地単位で集計）

出典：「都道府県別バリアフリー情報」（平成28年4月28日参照 国土交通省ホームページ）

[http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/BFI/shihyo/all\\_bus.htm](http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/BFI/shihyo/all_bus.htm)

表 6.3-7 東京都及び全国の鉄軌道駅のバリアフリー化施設整備状況（2006年度）

区分	平均的利用者数5,000人/日以上 の施設数	段差の解消施設数	視覚障害者誘導用 ブロックの敷設施設数	トイレを設置している施設数	身体障害者用トイレの設置施設数	移動円滑化基準適合施設数
東京都	660	341 (51.7)	634 (96.1)	630	337 (53.5)	67 (10.2)
全国	2,771	1,560 (56.3)	2,309 (83.3)	2,651	1,137 (42.9)	358 (12.9)

注) 交通バリアフリー法に基づく公共交通事業者からの移動円滑化実績等報告書（平成18年3月末日現在）による1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の鉄軌道駅のバリアフリー化の状況。

- ・「段差の解消」については、移動円滑化基準第4条（移動経路の幅・傾斜路・エレベータ・エスカレータ等が対象）への適合をもって算定
- ・「視覚障害者誘導用ブロックの設置」については、移動円滑化基準第8条への適合をもって算定
- ・「身体障害者用トイレの設置」については、移動円滑化基準第12～14条への適合をもって算定

出典：「都道府県別バリアフリー情報」（平成28年4月28日参照 国土交通省ホームページ）

[http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/BFI/shihyo/all\\_station.htm](http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/BFI/shihyo/all_station.htm)

表 6.3-8 東京都及び全国の福祉輸送サービスを行うタクシー事業者数・車両数

区分	許可区別	事業者数	一般車両数					計
			寝台専用	車いす専用	兼用	回転シート等	セダン型	
東京都	一般	38	34 (0)	219 (1)	102 (0)	0 (0)	0 (0)	355 (1)
	限定	341	41 (0)	484 (217)	76 (0)	2 (0)	41 (8)	644 (225)
	計	379	75 (0)	703 (218)	178 (0)	2 (0)	41 (8)	999 (226)
全国	一般	1,099	174 (4)	1,150 (414)	945 (18)	371 (1)	1 (0)	2,641 (437)
	限定	4,511	245 (6)	4,585 (2,863)	817 (56)	237 (110)	632 (302)	6,496 (3,337)
	計	5,610	419 (10)	5,715 (3,277)	1,762 (74)	608 (111)	633 (302)	9,137 (3,774)

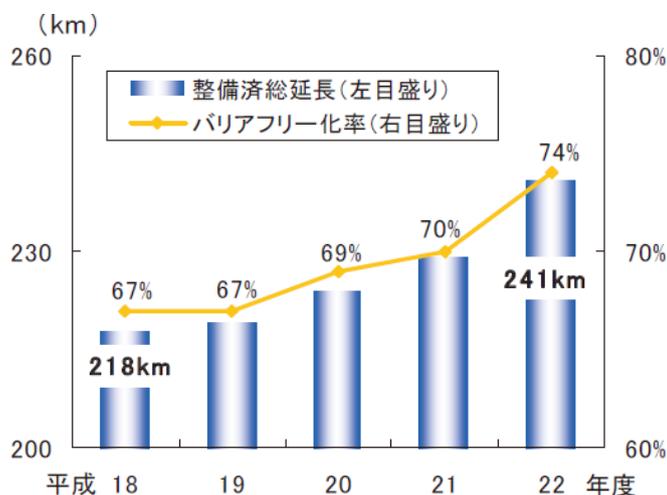
注) 交通バリアフリー法に基づく公共交通事業者からの移動円滑化実績等報告書(平成18年3月末日現在)によるノンステップバスの導入状況。(車両数は本社の所在地単位で集計)

( )内は軽自動車数

出典:「都道府県別バリアフリー情報」(平成28年4月28日参照 国土交通省ホームページ)

[http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/BFI/shihyo/all\\_taxi.htm](http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/BFI/shihyo/all_taxi.htm)

東京都について、平成18年以降の都道のバリアフリー化率の推移(図6.3-5)をみると、駅、公共施設、病院等を結ぶ都道のバリアフリー化は着実に実施され、平成22年度は74%(整備済総延長241km)となっている。また、鉄軌道駅へのエレベーター設置やノンステップバスの導入、駅や公共施設、病院等を結ぶ道路のバリアフリー化を図り、平成22年度末の鉄道駅のエレベーター等の設置率が91%、同じくノンステップバスの導入率が83%と向上している。



出典:「2020年の東京～大震災を乗り越え、日本の再生を牽引する～」(平成23年12月 東京都)

図 6.3-5 都道のバリアフリー化率の推移

### 6.3.5 衛生

#### (1) 飲料水の状況

東京都の水道事業では、平成26年度において、区部と多摩地区26市町（三鷹市、府中市及び調布市を含む）の存する区域を合わせた約1,239km<sup>2</sup>の区域、1,304万人の都民に給水しているほか、給水区域に含まれていない武蔵野市、昭島市及び羽村市の多摩地区未統合市に対して暫定分水を行っている。

東京都の保有する水源量は日量630万m<sup>3</sup>、浄水場の処理能力は日量686万m<sup>3</sup>、配水管の延長は26,774km、未統合市への分水量を含む総配水量は15億2,084万m<sup>3</sup>、一日最大配水量は456万m<sup>3</sup>となっている。（表6.3-9参照）

現在、東京都が保有する水源量は日量630万m<sup>3</sup>であるが、この中には神奈川県や川崎市から分水を受けている日量82万m<sup>3</sup>が含まれている。また、水源の約8割を占める利根川水系では、計画中のダムが完成していないことに加え、近年の降雨の状況から、安定的に供給できる水量が低下している。このような状況を踏まえ、東京都ではダム等の水源開発による安定した水源の確保に努めていくとともに、水の有効利用や漏水防止対策を推進するなど、安定給水の確保に向けた総合的な取組を推進している。

表6.3-9 東京の水道事業

（平成26年度末現在）

区分	単位	区部	都営水道26市町	合計	未統合市への分水量を含む合計
給水区域面積	(km <sup>2</sup> )	626.7	612.0	1,238.7	
給水区域内人口	(万人)	914.3	389.7	1,304.0	
給水人口	(万人)	914.3	389.7	1,304.0	
普及率	(%)	100.0	100.0	100.0	
給水件数	(万件)	534	190	724	
配水管延長	(km)	16,481	10,294	26,774	
施設能力	(万m <sup>3</sup> /日)	—	—	686	
年間総配水量	(万m <sup>3</sup> )	—	—	151,690	152,084
一日平均配水量	(万m <sup>3</sup> )	—	—	416	417
一日最大配水量	(万m <sup>3</sup> )	—	—	455	456

注)給水区域面積、給水区域内人口、給水人口、普及率及び給水件数は、平成26年10月1日現在の値である。

出典：「事業概要 平成27年度版」（平成28年4月28日参照 東京都水道局ホームページ）

[https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/suido/jigyo/gaiyou/pdf/01\\_gaiyou27\\_01\\_01.pdf](https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/suido/jigyo/gaiyou/pdf/01_gaiyou27_01_01.pdf)

水道水の水質は、水道法に基づく水質基準等に適合することが求められており、水道基準項目(51項目)、水道管理目標設定項目(26項目)及び要検討項目(47項目)が設定されている。

東京都の水道水源は、利根川、荒川、江戸川、多摩川、相模川等の関東地方のほぼ全域に及んでおり、これらの水源の水質の動向を把握し、水質異常の早期発見等のために以下の施策を実施している。

- 水源河川等の約60箇所の調査地点におけるおおむね月1回の定期的な水質調査
- 水源地域における工場・事業場の配水等に関する情報の収集と汚濁防止への協力要請

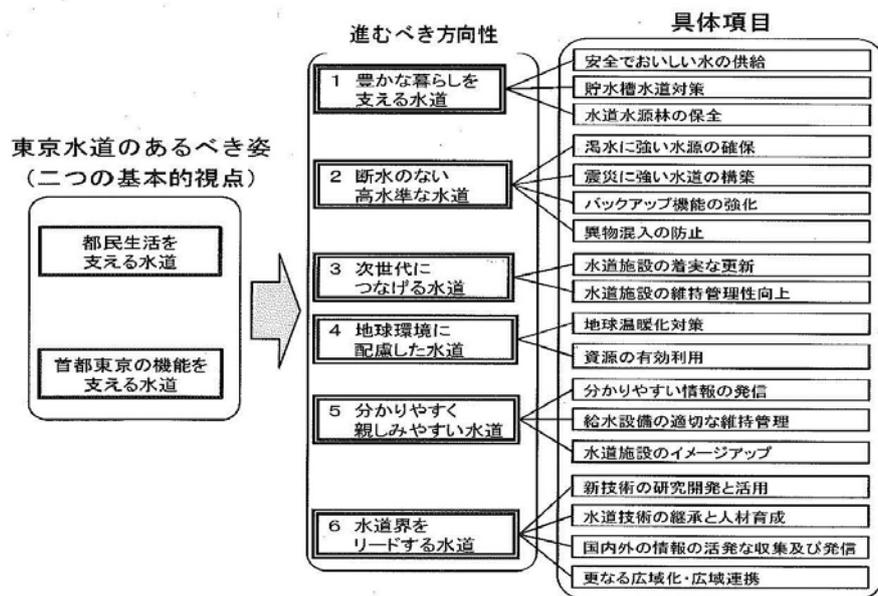
- 水質試験車等による水源水質の巡回監視
- 関係機関との情報連絡網による水質汚染事故時の緊急連絡と連携調査活動の実施
- 良好な水槽水源の保持を目的とした、水道水源林の適正な管理と小河内貯水池上流及び周辺町村との協定の締結

また、浄水場における水質管理の内容は以下のとおりである。

- 水質計器による浄水処理の常時監視及び水質試験による処理状況のきめ細かなチェック
- 毎日の水質試験、原水及び浄水のより詳細な月ごとの試験及び精密試験
- 浄水処理で使用する薬品の品質検査
- 魚を用いた検知用水槽による原水及び浄水の常時監視
- その他水質管理に関する調査検討

さらに、給水栓（蛇口）における水道水の安全性を確認するために、配水系統ごとに定めた都内131箇所定期的に水質検査を実施している。

「東京水道長期構想－STEP II－」ではこれからおおむね四半世紀の間に行っていく、東京水道の進むべき方向と施策を図6.3-6に示すとおり、6つの方向性の展開により示している。



出典：「事業概要 平成27年度版」（平成28年4月28日参照 東京都水道局ホームページ）  
[https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/suido/jigyo/gaiyou/pdf/01\\_gaiyou27\\_01\\_02.pdf](https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/suido/jigyo/gaiyou/pdf/01_gaiyou27_01_02.pdf)

図6.3-6 東京水道長期構想の体系

(2) 食品品質の状況

「平成28年度東京都食中毒発生状況(速報値)」(平成28年東京都福祉保健局食品監視食中毒調査係)によると、月別の食中毒発生状況と食中毒発生患者数の状況は、図6.3-7に示すとおりである。食中毒発生患者数は、1月と12月に増加する傾向がみられる。

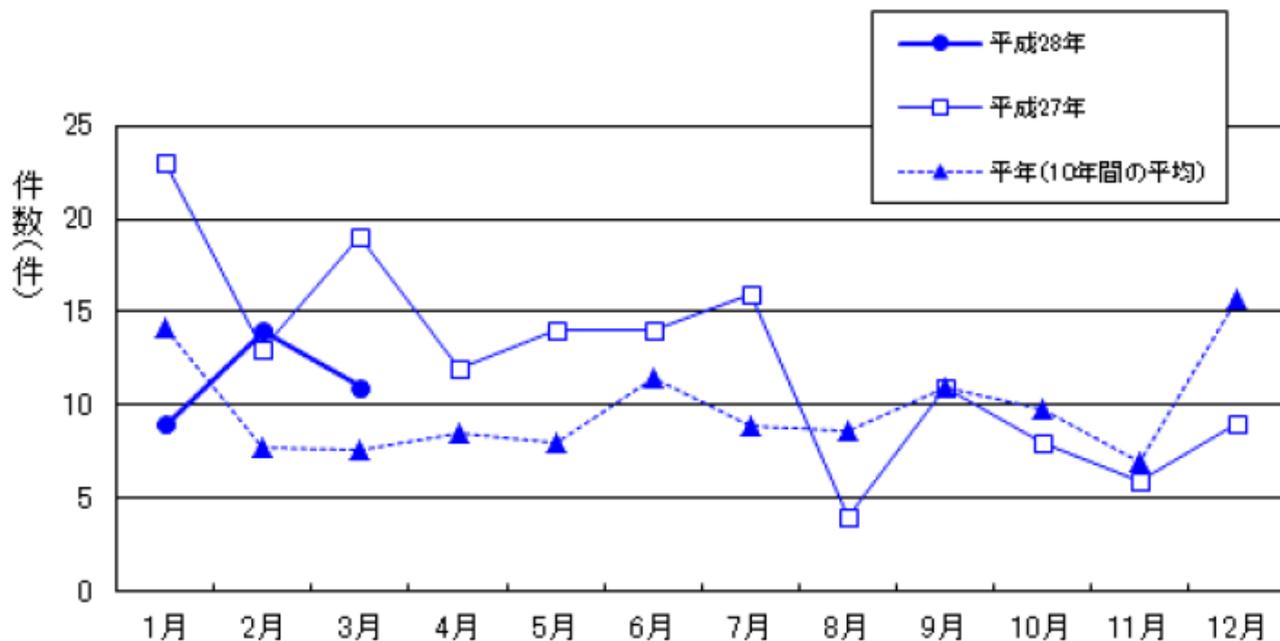


図6.3-7(1) 月別食中毒発生件数

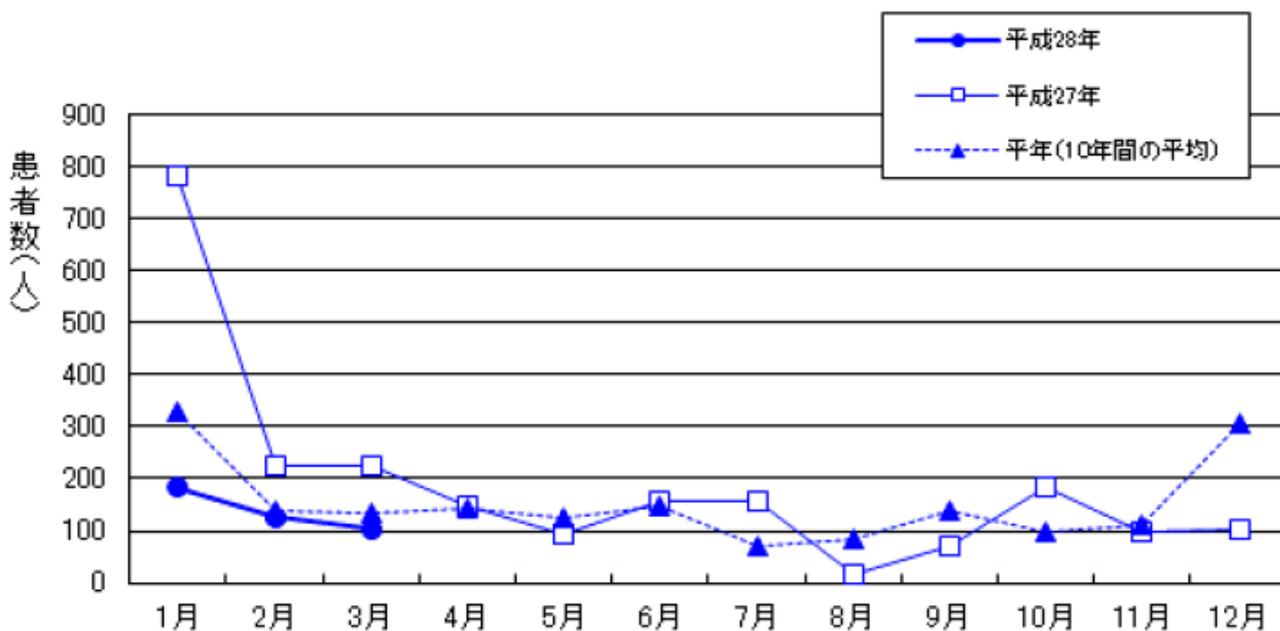
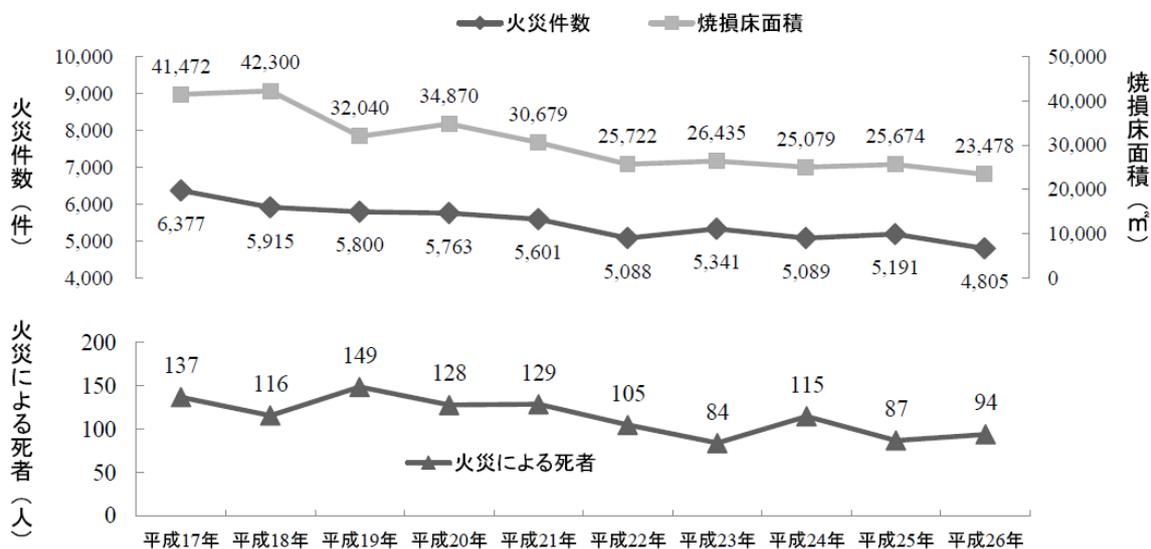


図6.3-7(2) 月別食中毒発生患者数

### 6.3.6 消防・防災

#### (1) 消防

東京消防庁管内における過去10年間の火災件数、焼損床面積、火災による死者の推移は、図6.3-8に示すとおりである。いずれの項目もこの10年間では減少傾向にある。



出典：「第67回 東京消防庁統計書（平成26年）」（平成26年 東京都消防庁）

図6.3-8 過去10年間の火災件数、焼損床面積、火災による死者の推移

#### (2) 防災

東京都では、災害対策基本法（昭和63年法律第223号）の規定に基づき、東京都防災会議により地域防災計画が策定されている。

東京都地域防災計画は、震災編、風水害編、火山編、大規模事故編及び原子力災害編の全5編で構成されており、災害対策基本法の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認める時は修正する。現時点では、震災編、風水害編は平成26年に修正、火山編、大規模事故編は平成21年に修正、原子力災害編は平成24年に修正されている。

なお、計画地及びその周辺では「砧公園・大蔵運動公園一帯」と「馬事公苑・東京農業大学一帯」が広域避難場所として指定されている。

### 6.3.7 交通渋滞

東京都青少年・治安対策本部では、警視庁、東京国道事務所との協力のもと「ハイパースムーズ作戦」を実施している。ハイパースムーズ作戦とは、既存の道路を活かし、都内の渋滞の著しい箇所に集中的に以下のような施策を行っている。

#### ▶ 需要予測信号機の導入

交差点に到着する車をセンサーで感知し交通量を予測する。リアルタイムで信号制御を行い、急激な交通渋滞発生を未然に防ぐ。

#### ▶ 交通情報板の設置

交通管理センターからの遠隔制御でルート別に渋滞情報を表示する。交通量を分散し、渋滞緩和につなげる。

#### ▶ 交差点の改良

右折・左折の専用レーンが短いために起こる渋滞に目をつけ、右左折車線の設置や延伸、車線数見直しを行う。

➤ 荷さばき可能駐車場の設置

物流業者の荷さばきスペースを確保するために、駐車場事業者と協力して「荷さばき可能駐車場」を設置し、路上における荷さばき行為を制御する。

➤ 路上での客待ちタクシーの対策

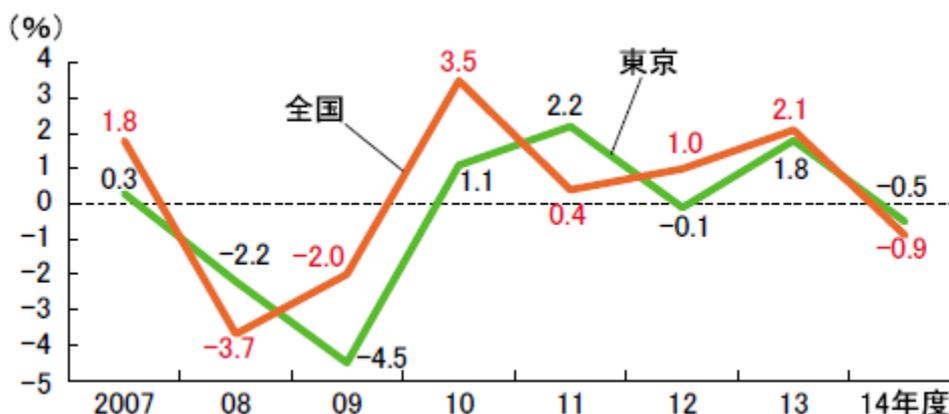
駅前広場や高速道路下をタクシープールとして活用する。

### 6.3.8 経済成長

#### (1) 東京都内経済成長率

東京都内の経済成長率は、図6.3-9に示すとおりである。

都内経済成長率は、2008年度、2009年度はリーマンショックの影響などにより、マイナスとなった。2010年度には回復に転じたものの、2012年度は再びマイナスとなった。2013年度はプラスとなったものの、2014年度は0.5%減とマイナスが見込まれている。



出典：「東京の産業と雇用就業 2015」（平成 27 年 8 月 東京都産業労働局）

図 6.3-9 東京・全国の経済成長率(実質：連鎖方式)の推移

### 6.3.9 雇用

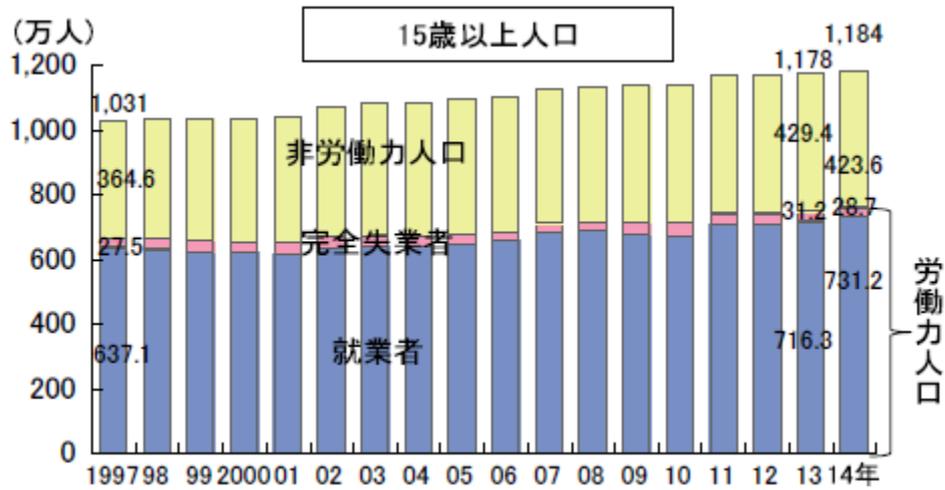
#### (1) 労働力の状況

東京都の15歳以上の就業状態別人口の推移は、図6.3-10に示すとおりである。

非労働力人口は、1997年では364.6万人であったが、2014年では423.6万人と増加傾向にある。2014年の労働力人口は前年から約12万人増加し、就業者は約760万人、完全失業者数は6年ぶりに30万人を下回った。

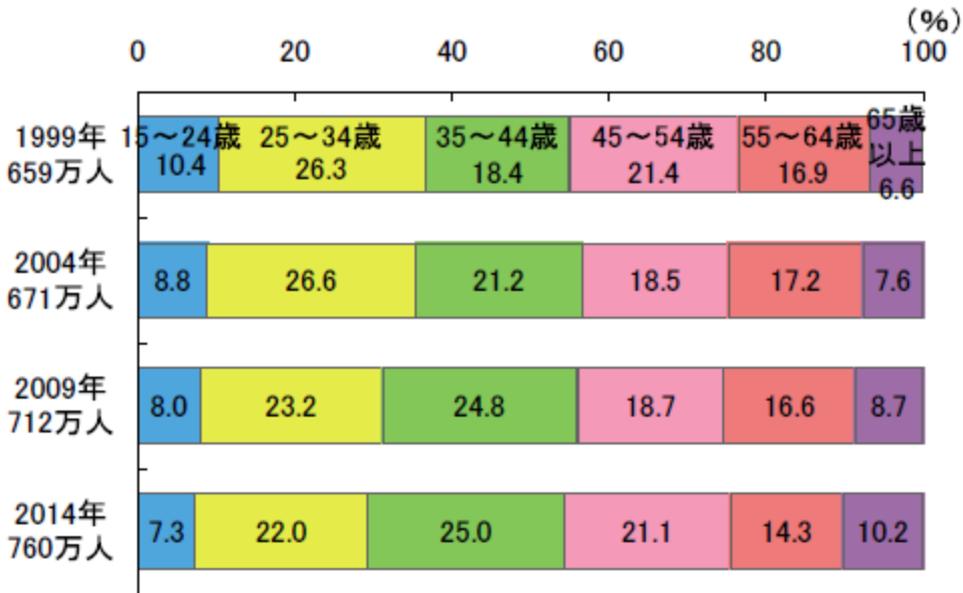
東京の労働力の年齢別構成比は、図6.3-11に示すとおりである。

15歳以上人口を年齢別にみると、15～34歳の若い世代の割合が減少傾向となっており、1999年の36.7%から2014年では29.3%にまで減少している。また、55才以上が労働力人口に占める割合は1999年では23.5%であったが、2014年では24.5%となっており、東京の労働力の人口構成比が少子高齢化の影響を受けている結果となっている。



出典：「東京の産業と雇用就業 2015」（平成 27 年 8 月 東京都産業労働局）

図 6.3-10 就業状態別 15 歳以上人口の推移(東京 2012 年)



出典：「東京の産業と雇用就業 2015」（平成 27 年 8 月 東京都産業労働局）

図 6.3-11 年齢別・労働力人口構成比の推移(東京 2012 年)

